

新名寄市総合計画（第1次）
後期基本計画（案）

（平成24年度～平成28年度）

平成23年10月

名寄市総合計画策定審議会

新名寄市総合計画（第1次）後期基本計画

1. 基本目標I 市民と行政との協働によるまちづくり（市民参画・健全財政） ······ 1-17

(1) 市民主体のまちづくりの推進 ······	1
(2) コミュニティ活動の推進 ······	3
(3) 人権尊重と男女共同参画社会の形成 ······	5
(4) 情報化の推進 ······	7
(5) 交流活動の推進 ······	9
(6) 広域行政の推進 ······	11
(7) 健全な財政運営 ······	13
(8) 効率的な行政運営 ······	15

2. 基本目標II 安心して健やかに暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉） ······ 18-37

(1) 健康の保持増進 ······	18
(2) 地域医療の充実 ······	21
(3) 子育て支援の推進 ······	24
(4) 地域福祉の推進 ······	27
(5) 高齢者福祉の充実 ······	29
(6) 障がい者福祉の推進 ······	32
(7) 国民健康保険 ······	36

3. 基本目標III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり（生活環境・都市基盤） ··· 38-68

(1) 環境との共生 ······	38
(2) 循環型社会の形成 ······	40
(3) 消防 ······	42
(4) 防災対策の充実 ······	45
(5) 交通安全 ······	47
(6) 生活安全 ······	49
(7) 消費生活の安定 ······	50
(8) 住宅の整備 ······	52
(9) 都市環境の整備 ······	54
(10) 上水道・簡易水道の整備 ······	57
(11) 下水道・個別排水の整備 ······	59
(12) 道路の整備 ······	61
(13) 総合交通体系 ······	65
(14) 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進 ······	67

4. 基本目標IV 創造力と活力にあふれたまちづくり（産業振興） ······ 69 - 85

(1) 農業・農村の振興 ······	69
(2) 林業の振興 ······	75
(3) 商業の振興 ······	77
(4) 工業の振興 ······	80
(5) 雇用の安定 ······	82
(6) 観光の振興 ······	84

5. 基本目標V 心豊かな人と文化を育むまちづくり（教育・文化・スポーツ） ······ 86 - 104

(1) 生涯学習社会の形成 ······	86
(2) 幼児教育の振興 ······	88
(3) 小中学校教育の充実 ······	89
(4) 高等学校教育の振興 ······	92
(5) 大学教育の充実 ······	93
(6) 食育の推進 ······	95
(7) 家庭教育の推進 ······	97
(8) 生涯スポーツの振興 ······	99
(9) 青少年の健全育成 ······	101
(10) 地域文化の継承と創造 ······	103

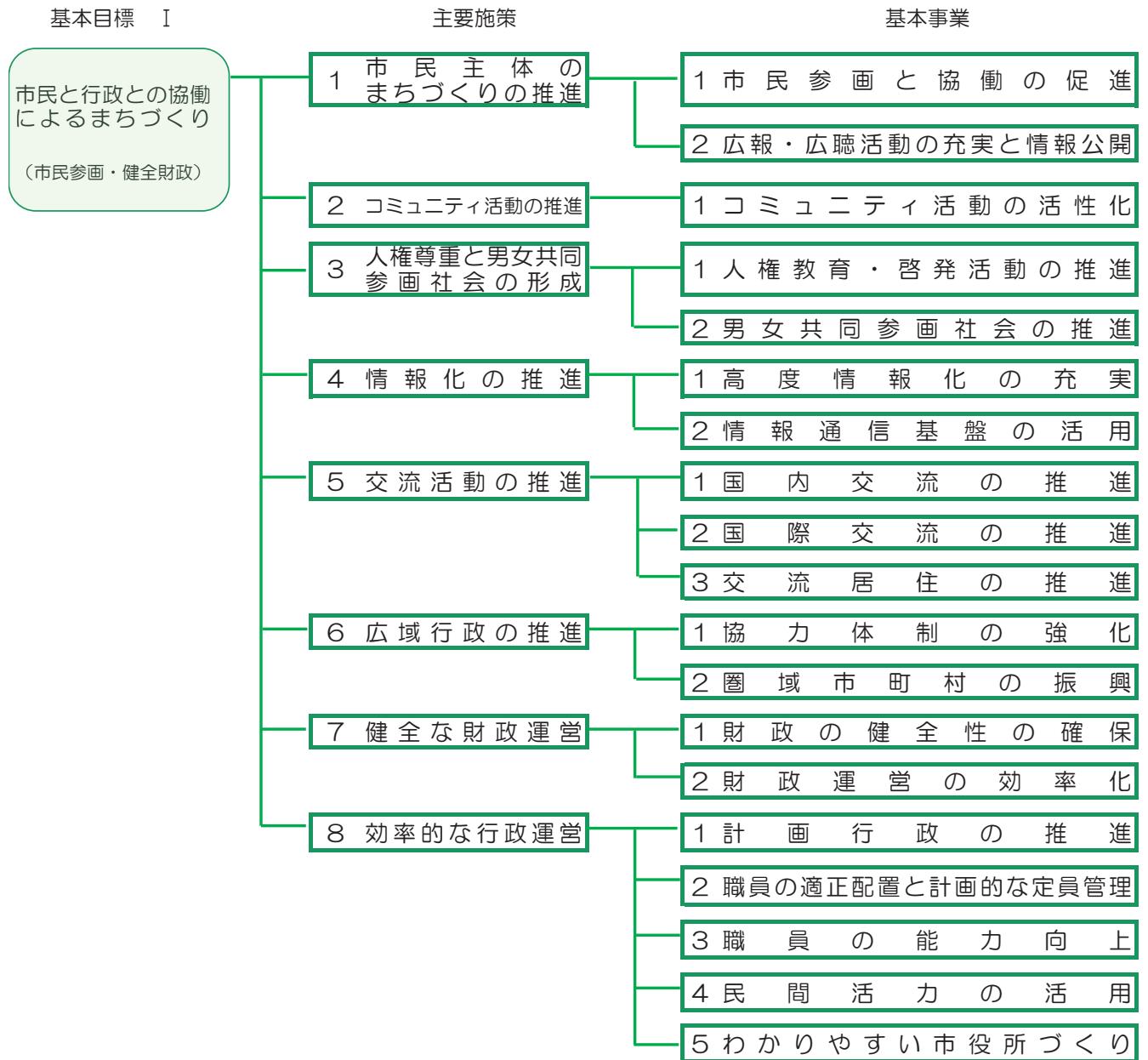
1. 基本目標 I

市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

(1) 市民主体のまちづくりの推進	1 p
(2) コミュニティ活動の推進	3 p
(3) 人権尊重と男女共同参画社会の形成	5 p
(4) 情報化の推進	7 p
(5) 交流活動の推進	9 p
(6) 広域行政の推進	11 p
(7) 健全な財政運営	13 p
(8) 効率的な行政運営	15 p

施 策 の 体 系



I 市民と行政との協働によるまちづくり

I-1 市民主体のまちづくりの推進

〔現状と課題〕

- ◆ これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。
- ◆ 市民がまちづくりに参加、参画する仕組みを整備するとともに、行政と市民の信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働してまちづくりを進めて行くための基本ルールである「名寄市自治基本条例」や住民参加制度の1つであるパブリック・コメント手続き条例を施行しました。
- ◆ 今後は、この基本ルールに基づき市民・議会・市が連携協力しながら、「市民が主体のまちづくり」を推進する必要があります。
- ◆ さらに透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、行政情報を積極的に提供し情報の共有化を図る必要があります。そのためには、広報誌やホームページなどによる多様な広報・広聴活動の展開と情報公開が求められています。
- ◆ まちづくりを推進する地域コミュニティの新たな形として、名寄地区には地域連絡協議会が設置され、防災対策等町内会の枠を越える課題に対し、連携して対応する仕組みが歩み始めております。また、風連地区では、行政区から町内会組織に移行するとともに、風連地区まちづくり協議会が設置されました。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆ 市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を推進します。
- ◆ 市民主体のまちづくりを推進するため、パブリック・コメントの推進と新たなまちづくりの仕組みを創設します。
- ◆ 広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

用語解説

※名寄市自治基本条例

名寄市の最高規範として、市民と議会、市長等がまちづくりに必要な情報を共有すること。
市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会を保障するもの。

※パブリック・コメント手続き条例

住民参加制度の1つ。各種計画等について、広く市民意見をもとめ調整、理解を得る制度。

※地域連絡協議会

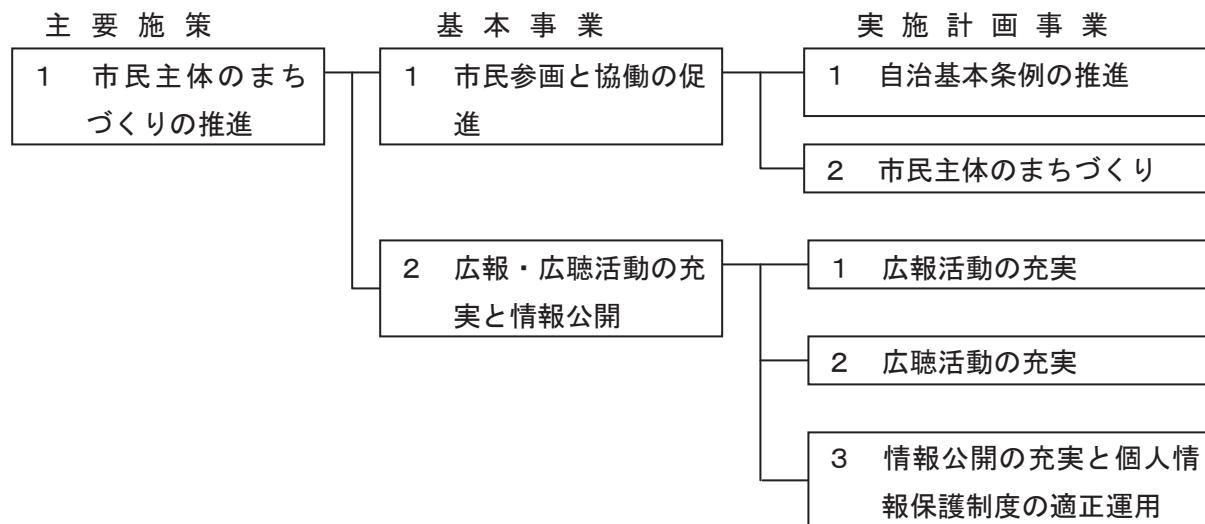
名寄地区7つの小学校区域を基本として校区エリアの町内会長を中心に組織されている。
防災対策など単一町内会では解決できない課題を連携して対応する仕組み。

※風連地区まちづくり協議会

風連地区的町内会等が、4小学校区域を基本にして、単一町内会では解決できない課題等を連携して対応する仕組み。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 市民参画と協働の促進

◎市民自治を基本に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例に基づき住民参加制度であるパブリック・コメントの推進と新たな市民参加制度の構築を図るよう努めます。

◎地域住民が自ら暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区の創設を目指し、地域連絡協議会をはじめ、ボランティア活動、N P Oなど地域における住民の主体的な取組みを通じて、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みをつくりあげていきます。

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

◎情報公開により市政の透明性を高め、市民が市政情報を共有するとともに、市政について誰もが意見・提案ができ、それが市政に反映される、市民に開かれた市政の実現を目指します。

◎市が保有する市民一人ひとりの個人情報を適切に保管・更新し、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

〔主な計画事業〕

- 自治基本条例の推進
- 地域自治区の創設

用語解説

※地域自治区

市長村長の権限に属する事務を市町村内的一部分に分掌させ、地域住民の意見を反映させつつこれを処理するため、条例により定める区域ごとに設置される自治・行政組織の1つ。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I-2 コミュニティ活動の推進

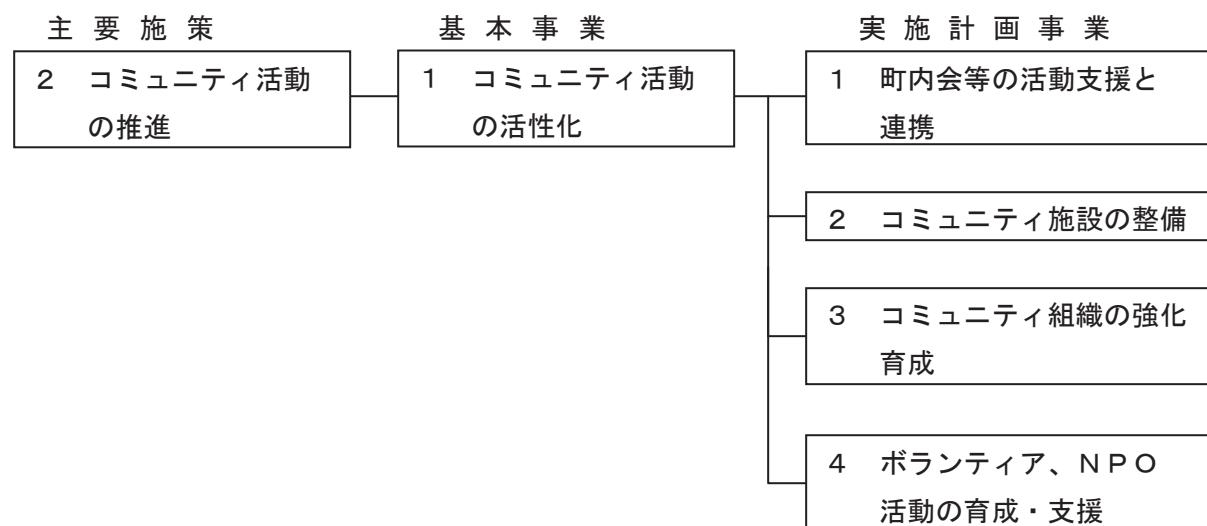
〔現状と課題〕

- ◆名寄市では、町内会による住民主体の活動が活発になされており、それを推進するために支援を行ってきました。
- ◆一方では少子高齢化・核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向があります。今後は、地域コミュニティ活動において支障になる要因の把握に努め活性化を促進することが必要です。
- ◆また、市民の間にはボランティア団体やNPOなどの活動を通じてまちづくりに関わりを持つ動きができてきているため、人材育成やまちづくりに参画する市民意識の醸成が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会等の活動を支援します。
- ◆地域コミュニティ活動の拠点となる会館の整備を支援します。
- ◆住民の最も身近な自治組織である、町内会など既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。
- ◆誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。

〔施策の体系〕



I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 コミュニティ活動の活性化

- ◎自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会等の活動に対し積極的に支援します。また、町内会等の活動の拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。
- ◎地域の互助的役割などの機能が維持できるよう町内会相互の連携、再編に対し支援を行います。
- ◎地域連絡協議会の活性化と連携、他地域の連絡協議会との連携や活動に対し支援を行います。
- ◎ボランティアやN P Oをまちづくりのパートナーとして、その自主性・自発性を尊重しながら活動を支援します。

〔主な計画事業〕

- 町内会自治活動交付金事業
- 町内会連合会補助事業
- 町内会館等建設費補助事業
- 地域連絡協議会交付金事業
- まちづくり推進事業

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I-3 人権尊重と男女共同参画社会の形成

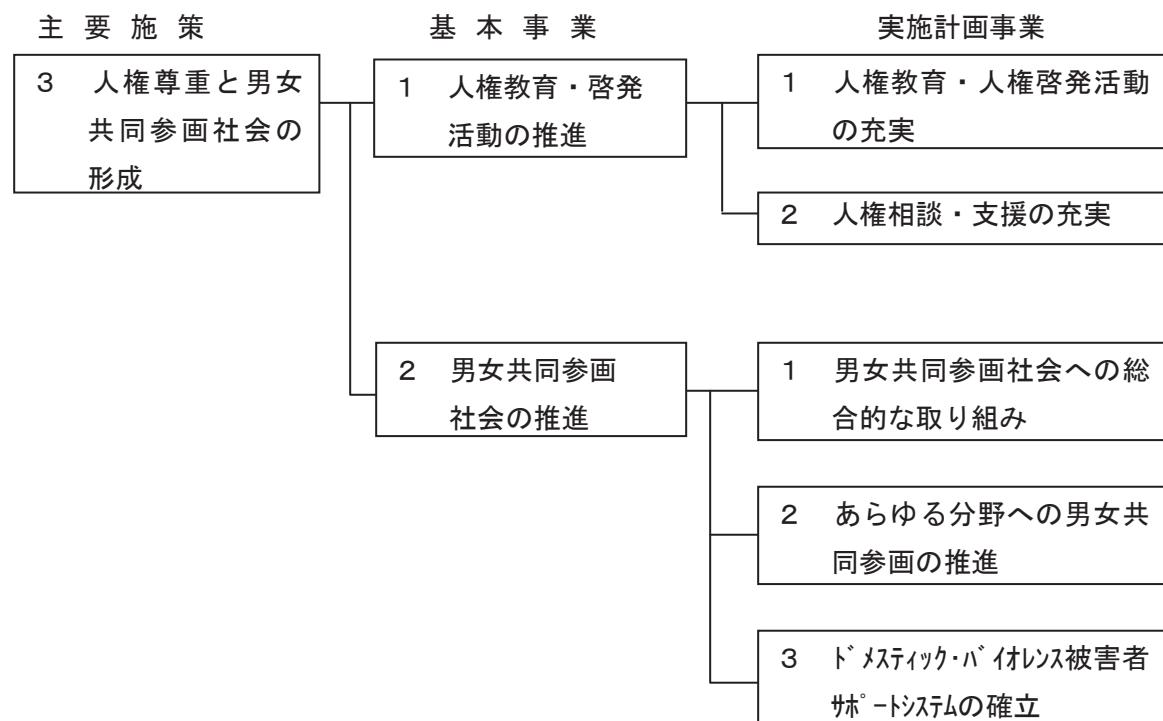
〔現状と課題〕

- ◆近年、少子高齢化・核家族化などの進行に伴う家庭の崩壊など、特に老人・子ども達に関わる痛ましい事件が多発しています。個々の人格を尊重しあうなど、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭など日常生活のなかで人権意識が育まれていくような活動を充実していく必要があります。また、法務局や人権擁護委員などとの連携のもと、相談事業を積極的に推進することが重要です。
- ◆男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を推進していますが、固定的な性別役割分担意識は社会の仕組みや生活習慣のなかに依然として根強く残っています。このため、従来の社会制度・慣行の見直し、意識改革をはじめ、あらゆる分野に男女がともに参画し、個性と能力が十分に発揮できる環境と条件を整備する必要があります。

〔施策の基本的考え方〕

- ◆広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。
- ◆男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の制定を目指し、さらなる市民の高揚を図るなど、総合的な施策の推進に努めます。

〔施策の体系〕



I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 人権教育・啓発活動の推進

◎多様化、複雑化する人権問題へ適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育の中での人権啓発活動を進めます。

2 男女共同参画社会の推進

◎男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会の開催など、男女平等を推進する活動の充実を図ります。また、異性に対するあらゆる暴力を無くすための基盤づくりに向け、相談体制などの整備に努めます。

〔主な計画事業〕

■名寄市男女共同参画推進計画の推進

用語解説

※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人から受けるさまざまな暴力行為のこと。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I - 4 情報化の推進

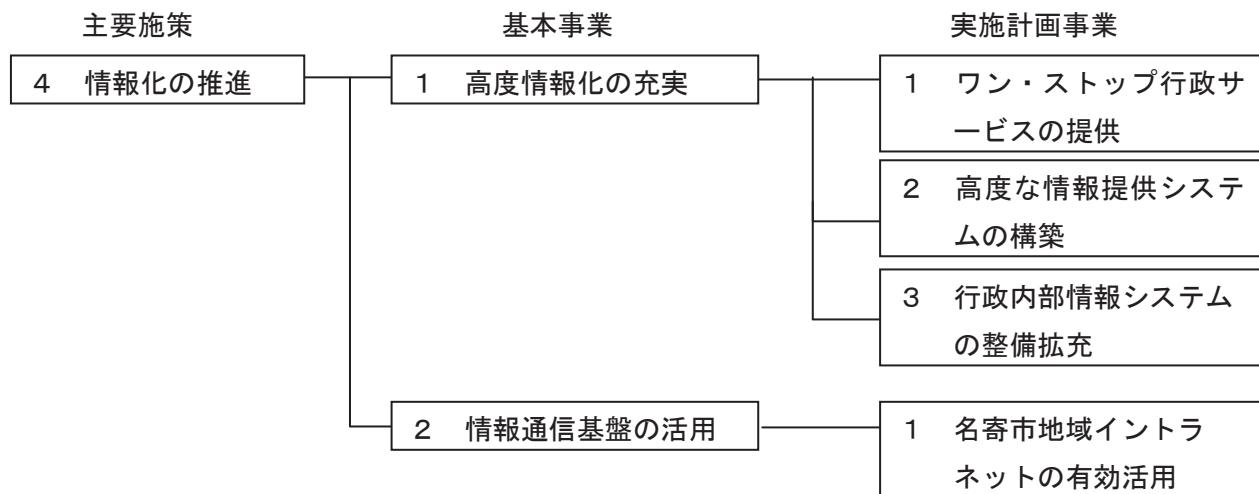
〔現状と課題〕

- ◆めざましい進化を遂げるＩＣＴ技術は、各分野に定着し利便性をもたらしています。
- ◆本市においてもこの技術を利用した各種行政システムなどの稼働や地域インターネットの整備により、行政サービスの充実を目指した環境が整備されています。
- ◆今後は整備された各種情報システムをより有効に活用できるよう機能強化を図る必要があります。
- ◆また最新の技術も視野に入れた運用管理の方策や、省資源・省エネルギー時代にふさわしい情報システムのあり方を研究する必要があります。
- ◆市民がＩＣＴの進展を体現するために、本市におけるブロードバンド環境下で情報発信ツールを最大限活用し、多様なジャンルの情報を提供することが必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国は、21世紀の社会課題を解決するためにＩＣＴを積極的に利活用する段階に移行して行くことを重要戦略としています。地域情報化の施策では「地域プラットフォーム」の構築と活用を掲げ、より高度で住民の利便性の高い「ワン・ストップサービスの提供」を目指しています。
- ◆本市においては現在稼働している各種システムを活用した住民サービスの継続提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

〔施策の体系〕



I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 高度情報化の充実

◎新たな進展を見せるインターネット技術を活用したポータルサイトを整備します。また、総合行政システムの更新を実施するとともに、情報資産を確実に保護し可用性を確保するための方策を講じます。

行政事務の各システムの省エネルギー化を実施し、ペーパーレスの促進に資するシステムを導入します。

2 情報通信基盤の活用

◎すべての公共施設を結ぶ高速ネットワークをより有効活用し、きめ細かな情報提供サービスを進めます。

また、教育機関のネットワークの高速化と確実なセキュリティを確保します。

〔主な計画事業〕

- 文書管理システム導入事業
- イントラネット機器等更新事業
- ポータルサイト更新事業
- 総合行政システム機器更新事業
- 情報提供システム再構築事業

用語解説

※ I C T

情報通信技術(Information and communication Technology)。情報・通信に関する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着している。

※地域プラットフォーム

地域情報プラットフォームともいい、各自治体が保有する各種システムを「情報システムの標準化」により、システム同士を連携させ、業務処理の連携、データ共有を可能とする理念に基づいた国の大構想をいう。

※ポータルサイト

ホームページと同じ意味で使われることがあるが、様々な情報を配信しているインターネットサイト(複数の情報ページ)をいい、色々なサービスを提供する玄関口の役割を持つ。

※可用性

必要とするシステムがいつでも使える状態であり、且つシステムが提供するデータ(情報)が最新の状態であることをいう。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I-5 交流活動の推進

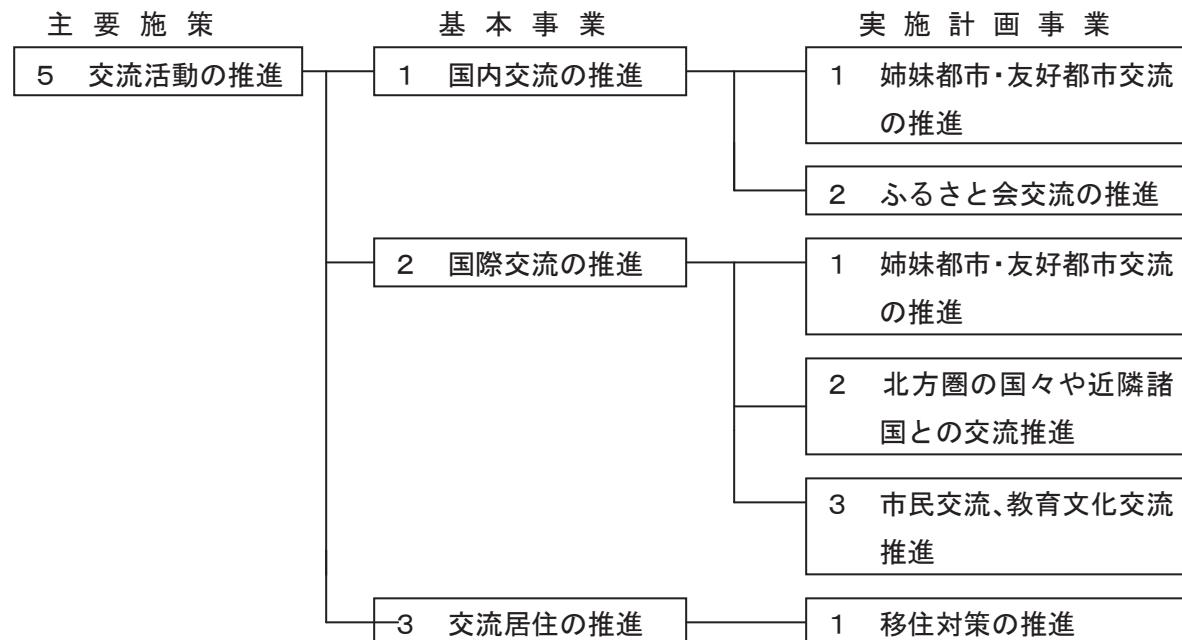
〔現状と課題〕

- ◆本市は、カナダ国リンゼイ市（現カワーサレイクス市）と姉妹都市、ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市と友好都市提携を行い、国内では山形県藤島町（現鶴岡市）と姉妹都市の提携を行い、東京都杉並区と友好都市として交流協定を締結し、市民団体による人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきました。
- ◆ふるさと会交流では、東京なよろ会、さっぽろ名寄会、札幌風連会、旭川風連会の活動が名寄の応援団として地域振興に大きく貢献しています。
- ◆市内はもとより、近隣に住む外国人と身近にふれあうことは国際化社会に対する意識の高揚を図り、産業や教育、文化、スポーツなど幅広い分野で国内、国外との交流を深めることで、地域社会の新たな展開につながります。
- ◆交流居住では、退職時期を間近に迎える「団塊の世代」などの「第2の故郷探し」の動きを踏まえ地域・経済の活性化などを図るために、移住に関する情報発信などを行っています。災害の少ないまちへの移住希望者なども含め、移住受入体制の整備を進めるとともに、都会からの移住希望などの実態や居住環境のニーズの把握に努めることが必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国内、国際交流に係る民間団体との連携により交流活動を推進し、これからまちづくりに必要な国際化に対応できる人材を育成するため、今後も市民が主体となったさまざまな交流活動を支援します。
- ◆移住、定住の促進に必要不可欠である名寄の情報発信に努めるとともに、移住への第一歩である短期間の移住体験などについて、民間事業者との協力・連携を図り推進します。

〔施策の体系〕



I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 国内交流の推進

◎東京都杉並区や山形県藤島町（現鶴岡市）との交流を一層発展させ、市民交流、教育、文化、経済交流の推進に努めます。また、名寄市の情報を発信しふるさと会活動を側面的に支援し、各種イベントやツアーやの実施により市民との交流を図り、人的・経済的な地域の振興に努めます。

2 国際交流の推進

◎市民団体と連携して、リンゼイ市（現カワーサレイクス市）やドーリンスク市との絆を一層深めるとともに、北方圏や近隣諸国との教育、文化交流を通じて国際理解に努めます。また、市内や近隣に在住の外国人と市民との交流の機会づくりや国際関係団体との連携により、身近なところにおける国際交流を推進します。

3 交流居住の推進

◎ホームページ等を活用して情報発信を行い、移住に関する総合的な窓口の体制を整備し、民間事業者と協力、連携して短期移住体験の受け入れを推進します。

〔主な計画事業〕

- 名寄・藤島姉妹都市交流事業
- 名寄・杉並区友好都市交流事業
- 名寄・リンゼイ姉妹都市交流事業
- 名寄・ドーリンスク友好都市交流事業
- ふるさと会事業（東京なよろ会他）

姉妹都市及び友好都市の盟約、交流協定の締結年月日		
	都 市 名	締結年月日
姉妹都市	カナダ国オンタリオ州リンゼイ市（現カワーサレイクス市） ※姉妹都市提携 40周年記念式典にて再協定を締結：平成 21 年 8 月 29 日	昭和 44 年(1969 年)8 月 1 日
	山形県藤島町(現鶴岡市)	平成 8 年(1996 年)8 月 1 日
友好都市	ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市	平成 3 年(1991 年)3 月 25 日
	東京都杉並区 ※旧風連町での締結月日：平成元年 7 月 13 日	平成 18 年(2006 年)6 月 6 日

用語解説

※交流居住

都会に住む人たちが、都会と田舎の両方に滞在・居住する場所をもち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味などのために使い分け、田舎では地元の人たちとの交流を楽しむといったように、「交流を主たる目的として都会と田舎を行き来する」ライフスタイルをいう。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I-6 広域行政の推進

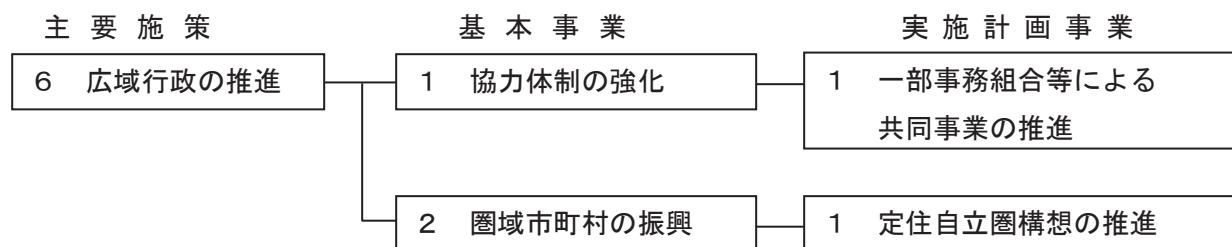
〔現状と課題〕

- ◆上川北部圏域では、従来から交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化などで効果的な広域ネットワークを形成してきています。広域的な振興を図るため各分野において関係市町村との連携をさらに進める必要があります。
- ◆広域行政圏は、国の制度廃止に伴い減少し、北海道では上川北部地区広域市町村圏（2市6町1村）を含め9圏域となっています。一方、広域連携の新たな手法として創設された定住自立圏構想は、北海道では6圏域が形成されており、本市においても北・北海道中央圏の中心市としての役割が求められています。
- ◆住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がり、その内容も多様化しています。住民の行政需要は必然的に広域化しており、この傾向は今後さらに高まるものと思われます。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆上川北部地区広域市町村圏の中心都市として、さらには、定住自立圏構想における中心市として、広域的な視点で関係市町村との連携・協力を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

〔施策の体系〕



用語解説

※上川北部地区広域市町村圏

昭和 46 年、圏域の均衡ある発展を目的に設立。現在の構成は、名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町の 2 市 6 町 1 村。

※定住自立圏構想

地方圏からの人口流出を防ぐために創設された、国の新たな広域連携の施策。

一定の都市機能を有する中心市とその機能を利用する近隣の町村が連携・協力し、それぞれが持つ地域資源を活用して、暮らしに必要な生活機能を全体で確保することで地域の活性化と定住の促進を図る施策。

※中心市

圏域の中心的な役割を担うことを宣言した都市。

※北・北海道中央圏

名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町の 2 市 9 町 2 村が、定住自立圏構想で形成する圏域の名称

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 協力体制の強化

◎上川北部地区では、密接な連携と協力のもと交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化など広域的なネットワークの形成に努めるとともに、事務事業の共同処理などを推進し、圏域の総合的な発展に努めます。

2 圏域市町村の振興

◎国が進める定住自立圏構想では、名寄市と士別市が複眼型の中心市として、上川北部地区をはじめ、オホーツク地区及び宗谷地区の一部と形成した「北・北海道中央圏」において、中心市が持つ都市機能と周辺町村が持つ機能を活用し、相互に連携・協力することにより、定住のための暮らしに必要な機能を総体として確保し、圏域の活性化と地域特性を生かした魅力ある地域づくりに努めます。

〔主な計画事業〕

■定住自立圏構想の推進

用語解説

※複眼型の中心市

二市を合わせて一つの中心市をなすこと。

※オホーツク地区及び宗谷地区の一部

西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町のこと。

※周辺町村

中心市と連携・協力の意思を有する近隣の町村。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I - 7 健全な財政運営

〔現状と課題〕

- ◆国の三位一体改革に伴う地方交付税配分については、近年、地方財政に配慮した交付になっていますが、今後は東日本大震災の影響を考慮する必要があります。また国・地方の巨額の長期債務残高が財政状況の悪化に拍車をかけ、さらに長引く景気の低迷などにより厳しい財政環境となっています。
- ◆少子高齢化の進行により税収が伸び悩み、保健福祉関連事業に要する経費が増加しており、基金（＝貯金）を活用してきた財政運営にも「かけり」が生じてきました。
- ◆起債（＝借金）の借入制限の目安になる「実質公債費比率」は、国の定める18%の基準をわずかに下回りました。しかしながら、自主財源の割合が小さい状況にあり、楽観はできません。
- ◆新型交付税を含む国の「歳出・歳入一体改革」は、さらなる地方交付税の見直し・税源移譲により、小規模な市町村の台所を直撃し、財政力の地域間格差が拡大することが想定されます。
- ◆合併に伴う支援策の合併特例債を活用した公共施設の整備が可能になりましたが、借金に変わりなく、公債費の累増が見込まれ、過大な「負の遺産」を後世代に引き継がないように、年度間のバランスのとれた事業の厳選と公債費の管理が必要になります。
- ◆東日本大震災が日本経済に与える影響、「地域主権戦略」による地方財政への影響や、合併後10年を経過した後の財政優遇措置の消失を考慮する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民に分かりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。
- ◆適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- ◆地方分権が進み、地方の自立がより求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

用語解説

※実質公債費比率

起債借入制限の目安で、一般会計のほか特別会計等も含めた公債費の負担割合の指標。数値が高いほど財政状況が硬直化しており、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定も求められる。

※新型交付税

地方交付税の配分額を自治体の人口と面積で算定する方式。

※歳出・歳入一体改革

税源移譲、補助金削減、地方交付税の減額を一体的に行う三位一体改革の第2期計画で、国の財政を健全化するための方策。

※財源移譲

地方分権の推進のために、所得税（国税）から住民税（地方税）へ税金を移し替えること。これに伴い、国から市町村に交付される地方交付税、国庫支出金（補助金）についても見直しがされる。

※合併特例債

合併に伴い必要となる事業を行うため、国から借りることができる市町村の借金。返済額のうち70%が後年度に地方交付税で補填される。

※公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

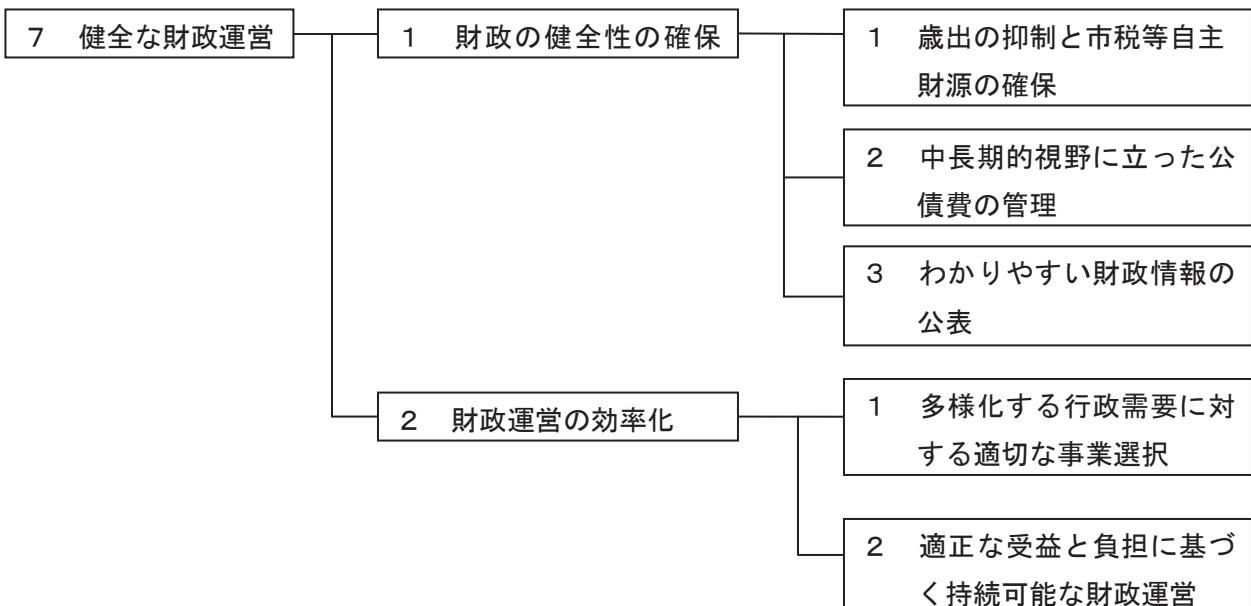
※バランスシート

民間企業でいう貸借対照表。「資金の運用状況」と「資金の調達状況」を区分して示し、決算時点における財務状況がわかるようにするもの。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕

主要施策



〔基本事業〕

1 財政の健全性の確保

- ◎市税などの徴収率の向上、遊休地の処分を実施します。
- ◎公債費負担適正化計画を策定し、適切な公債管理を行います。
- ◎バランスシート、行政コスト計算書などの新公会計制度による財務諸表により、わかりやすい財政情報の公表を行います。

2 財政運営の効率化

- ◎中期財政計画を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。
- ◎外部評価を含む行政評価システムによる事業の評価を行います。

用語解説

※行政コスト計算書

民間企業でいう損益計算書。資産の形成につながらない各種行政サービスを提供するために1年間に支出した行政分野別の費用を示すもの。

※新公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組み。

※中期財政計画

合併協議や総合計画などの策定時に、今後一定期間の歳入・歳出の見通しを示すもの。名寄市の中期財政計画は5年間とされている。

※外部評価

ここでいう行政評価とは、行政が実施した活動や事業について、市民の視点又は専門的立場から客観的な評価を行うこと。

※行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

I - 8 効率的な行政運営

〔現状と課題〕

- ◆本市では、これまで行政サービスの向上と簡素で効率的な行政を目指して、行財政改革推進計画を定め、行政機構のスリム化を図るなど行政改革を積極的に推進してきました。また、事業の必要性・効率性を検討し、経費の節減と行政の質的向上を図ってきました。
- ◆社会経済状況が大きく変化し地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任を原則に自立した自治体運営と市民と行政との連携が求められています。行財政改革の推進と市民参画による行政情報の共有、行政評価による施策の評価と事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。
- ◆職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働を進めていく遂行能力を養うことが重要です。
- ◆効率的な事務処理を進めるため、組織機構の見直しや適正な人員配置が必要です。
- ◆厳しい財政状況下で、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには、積極的に民間活力を導入し活用していくことが必要です。
- ◆市民にとって利用しやすく、わかりやすい市役所づくりが必要です。また、障がいを持つ方、高齢者や車椅子利用者が利用しやすくなるよう、庁舎施設のバリアフリー化を進める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の推進管理を行い、行政評価システムの確立と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。
- ◆定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。
- ◆社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。
- ◆事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設を目指します。

用語解説

※協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

※バリアフリー

障がい者が建物や道路などをつかおうとしたとき、邪魔になるさまざまな障壁を取り除こうという考え方。

※行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

※指定管理者制度

地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 計画行政の推進

◎市民参画により総合計画の進捗状況、成果、課題の検証を行う進行管理を行います。また、行政評価システムを活用し、計画、実施、点検評価、見直し、改善するマネジメントサイクルを確立して効率的な行政運営を図ります。

2 職員の適正配置と計画的な定員管理

◎名寄市行財政改革推進計画と定員適正化計画に基づき、適正な職員の配置と定員管理を行います。また、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、適正な人事配置を行います。

3 職員の能力向上

◎計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力等について養成します。

4 民間活力の活用

◎公共サービスのあり方を検討し、質の高い行政サービスを提供するため業務内容の点検を行い、業務委託や指定管理者制度の導入と活用を推進します。

5 わかりやすい市役所づくり

◎事務手続きの簡素化や利便性を図り親しみやすく、わかりやすい行政サービスの推進に努めます。既存庁舎のバリアフリー化を進め、安全で利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔主な計画事業〕

- 名寄市総合計画推進市民委員会の設置・運営
- 行政評価推進事業
- 職員研修事業（派遣研修、職場研修、特別研修、自主研修）
- 指定管理者制度の周知徹底、公募による民間業者の参入機会の提供

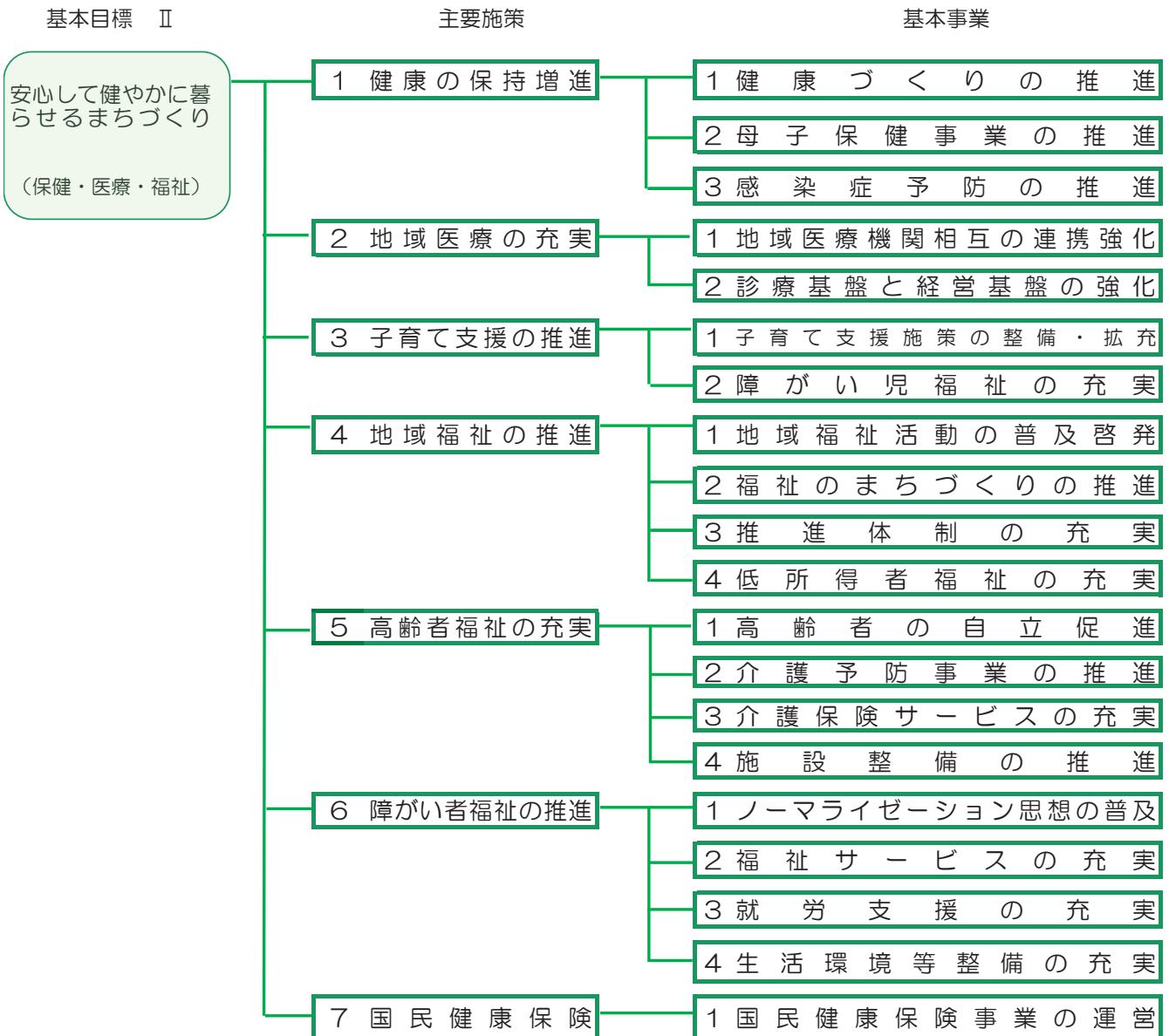
2. 基本目標 II

安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

(1) 健康の保持増進	1 8 p
(2) 地域医療の充実	2 1 p
(3) 子育て支援の推進	2 4 p
(4) 地域福祉の推進	2 7 p
(5) 高齢者福祉の充実	2 9 p
(6) 障がい者福祉の推進	3 2 p
(7) 国民健康保険	3 6 p

施 策 の 体 系



Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-1 健康の保持増進

〔現状と課題〕

- ◆急速な高齢化や食生活等の変化に伴い、今後ますます生活習慣病の増加が予測されることから、予防を重視した健診事業の充実に努めていく必要があります。
- ◆生活習慣病は、高齢に伴い重症化し生活に支障をきたしやすくなることから、主に、地域や職域と連携し、働き盛りである壮年期からの予防対策を推進していく必要があります。
- ◆市民一人ひとりが健康づくりの大切さを自覚し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関や地域と連携し、健康づくりの普及啓発に努めていく必要があります。
- ◆少子化・核家族化などが進み、子育ての負担感や育児不安をもつ母親の増加、さらに、食生活や生活リズムの乱れなど、親子の抱える問題が多様化し、虐待予防も含めた早期からの支援が必要となってきています。また、乳幼児の健全な発育や発達を促すために、関係機関と連携し、疾病や発達の遅れ等を早期に発見し、適切な支援に結びつけていく必要があります。

各種がん検診の現況（比較）

（単位：人）

	平成 17 年度			平成 22 年度		
	対象数	受診数（率）	がん発見数	対象数	受診数（率）	がん発見数
胃がん	5,924	1,643 (27.7%)	7	5,586	1,697 (30.4%)	1
肺がん	5,939	1,842 (31.0%)	2	5,586	1,925 (34.5%)	1
大腸がん	6,040	1,530 (25.3%)	6	5,586	1,826 (32.7%)	5
子宮がん	8,153	1,127 (13.8%)	0	7,442	982 (27.7%)	2
乳がん	4,178	938 (22.5%)	3	3,716	926 (51.9%)	3

※対象数・受診率算出：国基準に基づき変更

特定健康診査の現況（単位：人）

平成 22 年度		
特定健康診査	対象者数	受診数（率）
	5,838	1,470 (25.2%)

※平成 20 年度より健診制度変更に伴い、対象を 40 歳から 74 歳の国保加入者（H23.7 現在 概算）

用語解説

※生活習慣病

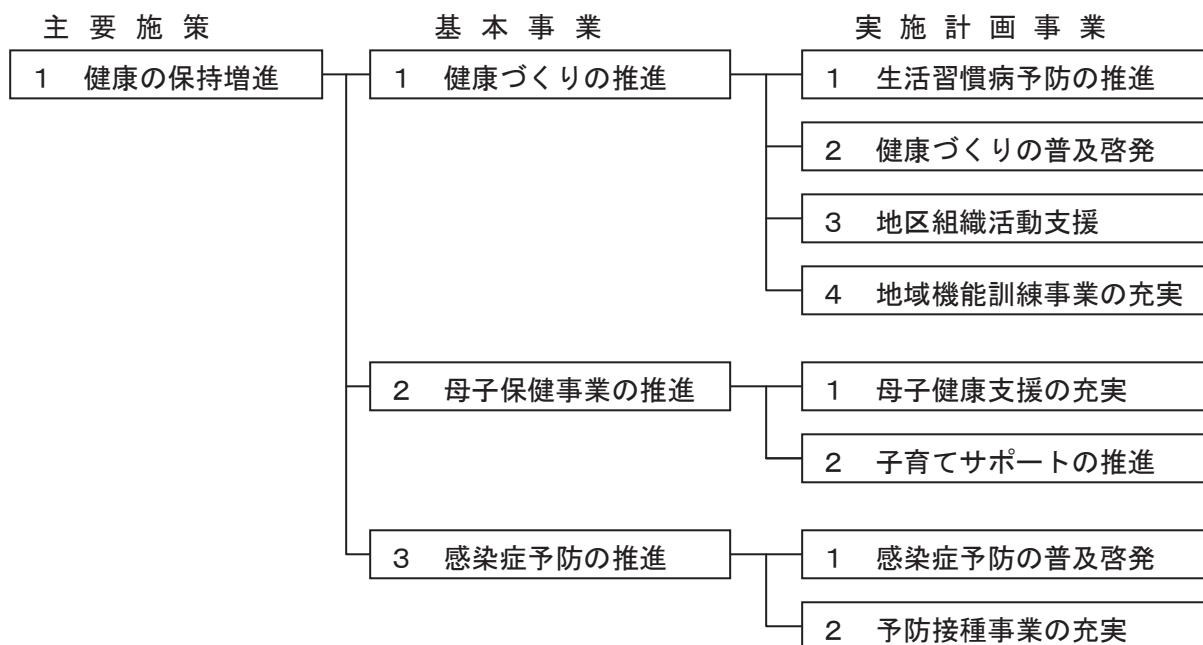
心臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常、がんなど、不適切な食事や運動不足、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣によって起因すると考えられる病気。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆「自分の健康は自分で守る」という健康意識を高め、広く市民を対象に健康に関する正しい情報提供や知識の普及啓発に努めていきます。
- ◆名寄市健康増進計画「健康なよろ 21」に基づき、年代別に生活習慣病予防を重視した健康づくりを推進していきます。
- ◆子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠期から一貫した母子保健事業の充実を図っていきます。

〔施策の体系〕



用語解説

※感染症

病気の原因となるウイルスや細菌などが人の体の中に入り増殖して引き起こす病気。
インフルエンザなど人に伝染するものと、肺炎など人に伝染しないものがある。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔基本事業〕

1 健康づくりの推進

◎生活習慣病を予防するために、健診の年齢の拡大や健診受診率向上を図り、健診結果をもとに、生活習慣の改善や個々にあたった健康づくりができるよう支援します。また、関係機関や職域・地域と連携を図り、効果的に健康づくりができるよう努めます。

2 母子保健事業の推進

◎子どもの健やかな発達・発育を支援するとともに、子育て情報の提供、各教室・相談の実施、親同士の交流の場を設けるなど、虐待予防も含めた母子保健事業の充実に努めます。

3 感染症予防の推進

◎感染症発生動向の把握および予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、乳幼児等の予防接種を適切な時期により安心して受けられる体制を推進するとともに、高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を一部助成し、感染症の予防に努めます。

〔主な計画事業〕

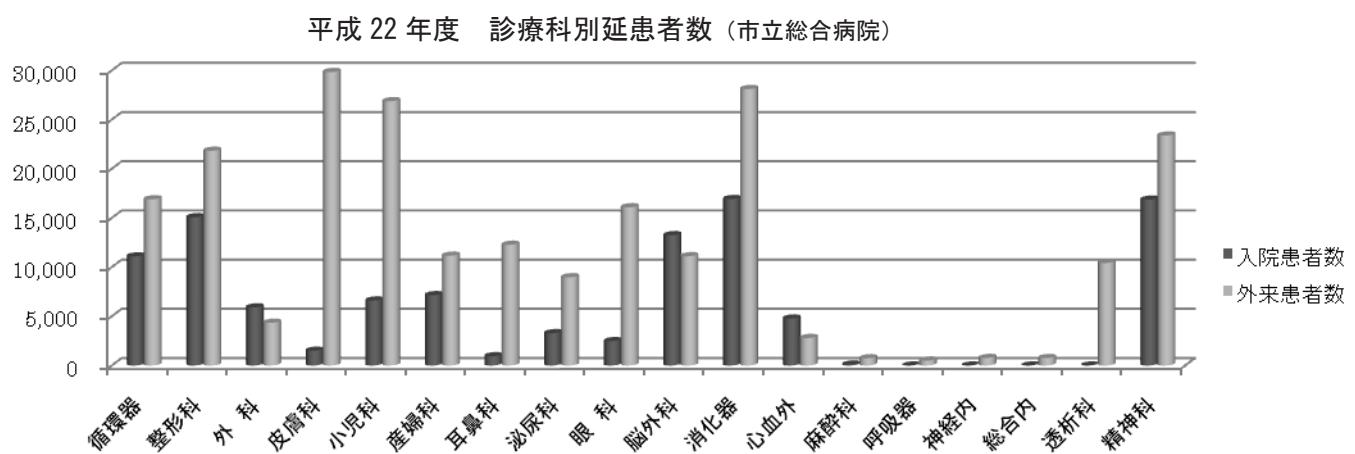
- 健康診査事業
- 健康イベントの開催
- 母子保健事業
- 予防接種事業

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-2 地域医療の充実

〔現状と課題〕

- ◆圏域の基幹病院としての市立総合病院は、平成 10 年 3 月に道北第三次保健医療福祉圏の地方センター病院として指定を受けており、その医療圏は上川北部、南宗谷、西網走地方、留萌地方の一部にまで及んでいます。
- ◆診療面でも一般医療・精神医療から高度・特殊医療、急性期医療から慢性期医療、第 1 次救急から第 3 次救急までの全ての医療を担当し、更にサテライト診療や地方への医師派遣などの地域医療支援事業にも取り組んでいます。
- ◆過疎化や高齢化が進行していますが、地域の住民がいつでも安心して適切な医療を受けられることがますます重要になっていますので、市内のプライマリケアを担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が役割を分担して地域医療体制を構築する必要があります。
- ◆新医師臨床研修制度に伴う大学での医師の不足や都市部への偏在、医薬分業化の一環としての院外処方推進と薬学部 6 年制化による薬剤師の不足、7:1 看護基準新設などによる地方での看護師の不足などの状況にありますが、市民が安心して暮らせるための医療供給体制を構築する必要があります。
- ◆全国的には医療施設の集約化が予想されますが、市立総合病院は道北における地域医療の拠点施設としての役割が大きくなると思われますので、そのための病院機能の整備・充実が必要です。
- ◆経営の効率化、再編・ネットワーク化などを推進するため、平成 20 年度に総務省のガイドラインに基づき、市立総合病院と東病院それぞれ改革プランを策定しました。プランの最終年度である平成 23 年度の決算が確定した段階で、評価と検証を行い、名寄市民はもとより、地域住民の皆さんのが安心して暮らせるよう、新たな長期計画による病院運営が必要です。

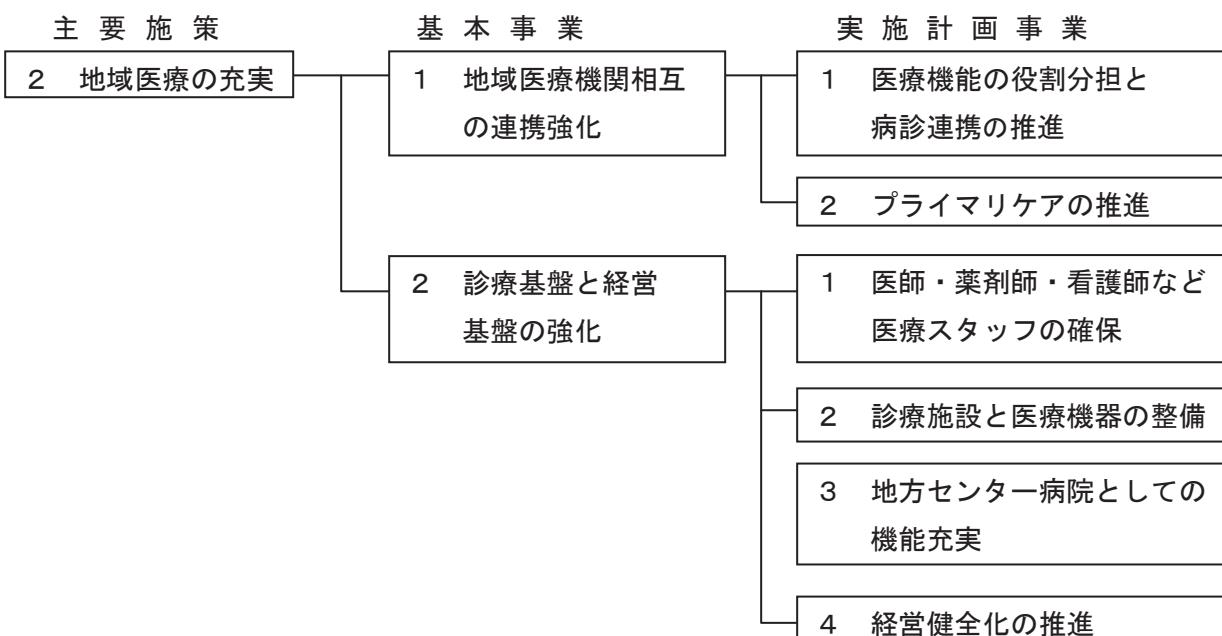


Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆地方の医療機関が増えない現状で地域医療の充実を推進していくためには、現有の医療資源を最大限に活用する必要がありますので、プライマリケアを担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が医療機能の分担と病診連携を推進します。
- ◆名寄市高齢者保健医療福祉計画に掲げられている「プライマリケアの推進」「在宅医療・終末期医療の推進」「救急医療体制」の整備を推進します。
- ◆市立総合病院は、道北における地域医療の拠点施設としての役割を果たすために、医師の招聘、薬剤師・看護師などの人材確保に向けた活動や体制整備を推進します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 地域医療機関相互の連携強化

◎地域医療の充実を図るために、市内外の医療機関との役割分担や連携が必要と考え、各医療機関との連携強化を推進します。

2 診療基盤と経営基盤の強化

◎市民がいつでも安心して適切な医療を受けられるための、診療体制や診療基盤の整備拡充に努めます。

用語解説

※地方センター病院

第三次保健医療福祉圏（道内6圏域、名寄は道北医療圏）の高度・専門医療機関。

※サテライト診療

圏域内の病院・診療所に出張開設して行う外来診療。

※プライマリケア

「初期診療」、「かかりつけ医」。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔主な計画事業〕

- 市立総合病院長期事業計画の策定
- 高度・一般医療機器の更新整備
- 病室等既存施設の改善整備
- 上川北部病診連携協議会との協働
- 地域医療支援事業の推進
- 包括的な保健医療のネットワークの構築
- 健診事業の推進
- 市立総合病院精神科病棟改築事業
- 道北北部連携ネットワークシステム整備事業（市立総合病院）
- 医療スタッフの充実（市立総合病院）
 - ・医師の招聘と勤務環境の充実
 - ・看護師等学資金制度の充実
 - ・24時間保育所の開設

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-3 子育て支援の推進

〔現状と課題〕

- ◆出生数は依然として横ばい状況を示し、女性の社会進出、就業形態の変化などに伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、子育てに関する要望も多様化しています。
- ◆市内には、市立保育所3カ所、私立保育所1カ所、認定こども園1カ所、無認可保育所1カ所、へき地保育所3カ所、企業内保育所4カ所があります。すべての保育所で低年齢児の入所が多いため定員を超えて保育にあたっており、待機児童を出さない工夫に努めています。また、特定保育などの短時間保育の実施、多世代交流を含めた子育て支援センターの一層の充実が求められています。
- ◆平成21年4月に認定こども園が開設され幼保一体化の一翼を担っておりますが、現在、国では認定こども園を含む新たな子育て支援体系を検討しており、その動向を注視する必要があります。
- ◆市立3保育所は築30年が経過し著しく老朽化が進んでおり、改築及び統合による総合的な保育施設の整備が求められています。
- ◆子どもの健全な成長に欠くことのできない食育については、食育計画を作成して実施していきます。
- ◆児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守り、子どもを主体にした施策の充実が求められています。また、ひとり親家庭については、子どもの健全育成のため、相談・経済的支援・就労の促進の充実が求められています。
- ◆療育センターでは未通所児童の相談が増加の傾向にあり、発達の遅れや、障がいを持つ児童のハンディの軽減・改善を図るため、関係機関と連携し、早期発見・早期療育が重要になっていきます。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆就業形態の多様化、女性の社会進出、国の制度の変化などで保育要望も複雑・多様化しています。名寄ひまわり子育てプラン「ここで育って、ここで育ててよかったですといえるまちをめざして」に基づき、さまざまな保育需要にも対応できるよう施策の充実を図ります。特に休日保育のニーズの把握とともに、保育内容の充実や保育士の資質の向上に努めています。
また、待機児童については、今後も出さないことを基本にしていきます。
- ◆食育、児童虐待防止、ひとり親家庭の問題については、市立大学やボランティア団体をはじめ、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守るとともに、子どもを主体とした施策を推進します。
- ◆名寄市総合療育センターにおける、児童デイサービスセンターと子ども発達支援センターの充実を図ります。

用語解説

※特定保育

保護者が就労などの理由により、1ヶ月当たり概ね64時間以上、家庭での保育が困難な場合に行う保育。

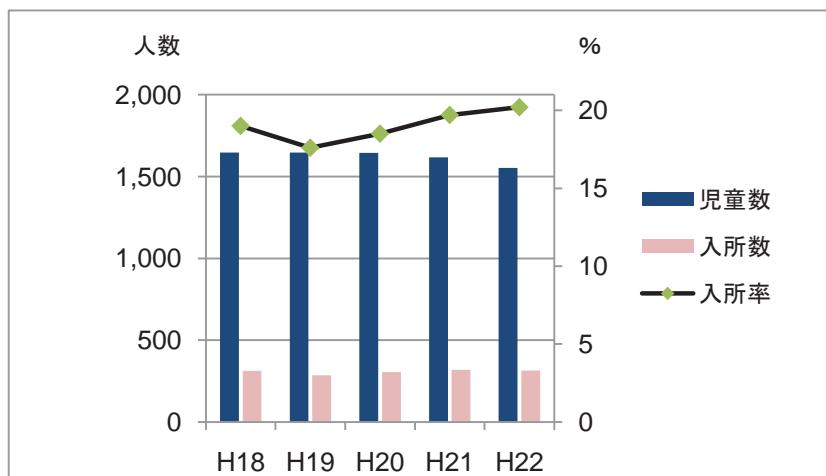
※幼保一体化

幼稚園は文部科学省・学校教育法、保育所は厚生労働省・児童福祉法に基づき二元制度で運営をされているが、この制度を変えずに、施設を共有、一体化して運営すること。

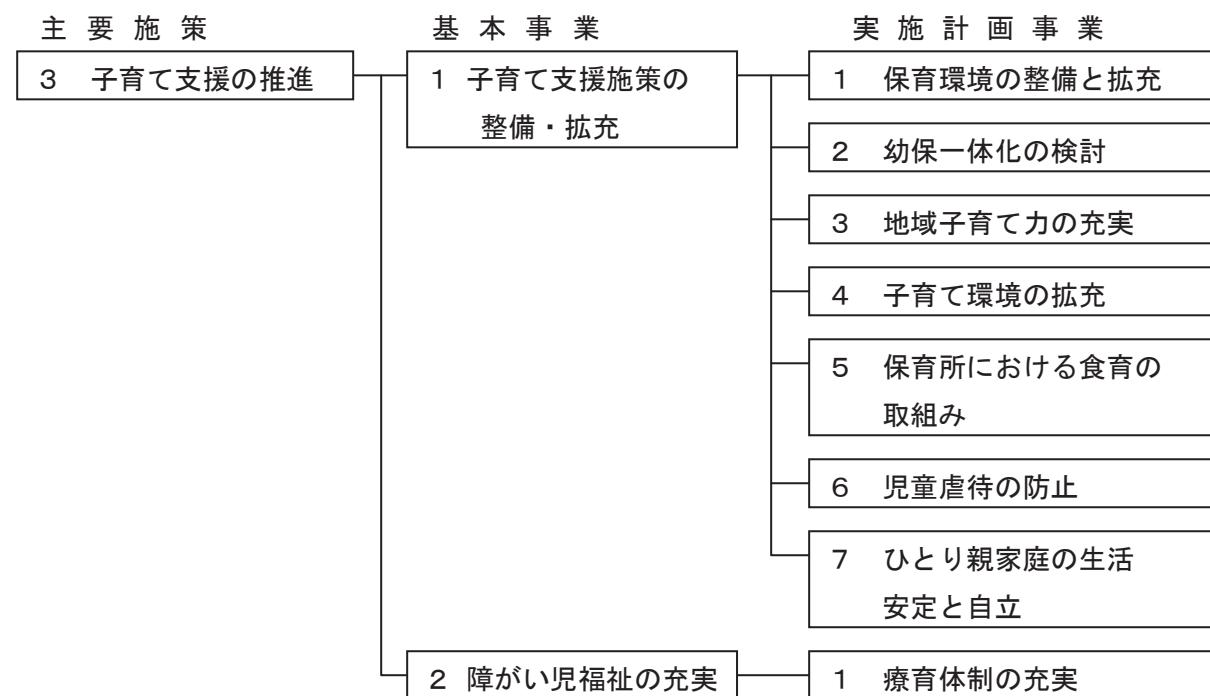
Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

就学前児童数と認可保育所入所率（4月1日現在）

	児童 数	入所 数	入所 率
H18	1,646	313	19.0
H19	1,647	286	17.6
H20	1,645	304	18.5
H21	1,618	318	19.7
H22	1,552	314	20.2



〔施策の体系〕



Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔基本事業〕

1 子育て支援施策の整備・拡充

◎子育て家庭の環境変化により多様化する保育需要に対応し、名寄ひまわり子育てプラン「ここで育つて、ここで育ててよかったですといえるまちをめざして」に基づき、子どもを主体とした施策の充実を図り、地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくりに努めます。

2 障がい児福祉の充実

◎発達の遅れ、または障がいのある児童と、その家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりに努めます。

〔主な計画事業〕

- 子育て支援センター運営事業の充実
- へき地保育所の運営
- 認定こども園運営事業の支援
- 市立大学、地域ボランティアとの協力
- 保育所における食育の推進
- 特別支援教育との連携
- 保育所給食施設環境整備事業
- 乳幼児等医療給付事業
- ひとり親家庭等医療給付事業

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-4 地域福祉の推進

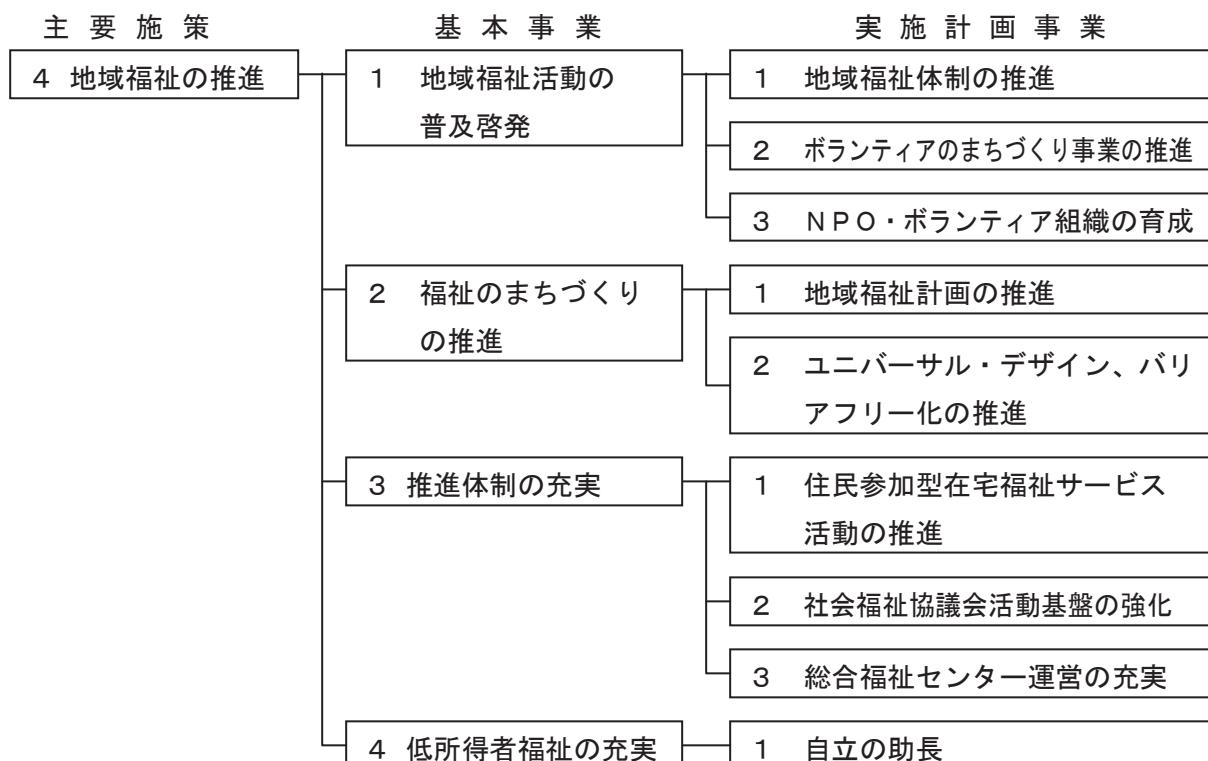
〔現状と課題〕

- ◆平成12年度以降、福祉制度は介護保険制度の導入で大きな転換期を迎える、平成18年度施行の障害者自立支援法や関連した福祉サービスの改正が現在も進められており、今後も国の動向を注視しながら対応する必要があります。
- ◆近年の少子高齢化の進行や核家族化による高齢世帯の増加などから、地域住民の福祉に対するニーズは増大し多様化しています。
- ◆誰もが暮らしやすい社会にしていくためには行政の取り組みに加え、地域住民を主体とした相互扶助を踏まえた地域福祉活動の推進など、市民と行政がともに手を携えて福祉に取り組むことができる体制づくりと環境づくりが重要です。
- ◆生活基盤の弱い低所得者に対し、関係機関との連携のもとでの就労支援、各種制度の適切な運用など、生活の安定と経済的自立の促進を図る必要性が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆少子・高齢化が急速に進行する中で、誰もが安心して地域で暮らせるよう、市民一人ひとりがお互いに支え合う福祉社会を目指し、「福祉の心」の醸成と地域福祉の充実に努めます。
- ◆地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員への支援や各種福祉団体等が行う福祉活動の育成に努めます。
- ◆NPO法人など民間活力の導入や育成による福祉活動の推進に努めます。

〔施策の体系〕



Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔基本事業〕

1 地域福祉活動の普及啓発

◎地域での相互扶助、ボランティア活動など、福祉活動の普及啓発を図ります。

2 福祉のまちづくりの推進

◎各種個別福祉計画を踏まえた地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりを推進します。

3 推進体制の充実

◎社会福祉協議会等の福祉活動の育成・支援に努め、地域福祉の推進体制の充実を図ります。

4 低所得者福祉の充実

◎低所得者や被保護者が自立して安定した生活が営めるよう関係機関と連携して、就労支援・生活指導を強化し、自立更生の助長を図ります。

〔主な計画事業〕

■社会福祉協議会運営支援事業

- ・町内会ネットワーク事業
 - ・ボランティアセンター事業
 - ・住民参加型在宅福祉サービス事業
- #### ■総合福祉センターの有効利用
- #### ■生活保護受給者等就労支援事業

用語解説

※福祉の心

全ての人の幸せを願う気持ち。

※ユニバーサル・デザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

※各種個別福祉計画

名寄市地域福祉計画、名寄市健康増進計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障がい者福祉計画、地域福祉実践計画（社会福祉協議会で策定）などを指す。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-5 高齢者福祉の充実

〔現状と課題〕

◆高齢化が進む中、特に 75 歳以上の後期高齢者の割合が年々増加しているとともに、全道平均を大きく上回っています。核家族化等により家庭での介護力が低下し、地域で支えあう環境づくりが求められています。

名寄市の75歳以上人口と全人口に対する割合（住民基本台帳人口：各年3月末）

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	全道(平成23年)
人数(人)	3,681	3,838	4,014	4,116	4,213	4,310	673,820
割合(%)	11.8	12.4	13.0	13.3	13.8	14.3	12.3

- ◆要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握し、介護予防を進めていくための事業と、支援を必要とする高齢者の総合相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆平成24年4月から実施される、名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤強化を図る必要があります。

介護認定率

平成23年3月 名寄市 16.1% (平成23年3月 全道17.6%)

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆高齢者の自立に向けた生きがい対策や生活支援事業を推進していきます。
- ◆地域包括支援センターにおいて、介護予防事業や高齢者の相談対応などの総合相談支援業務を推進していきます。
- ◆高齢者の生活状況やニーズの把握など、調査に基づいた介護保険事業計画を策定し、各種事業を計画的に推進していきます。
- ◆在宅で日常生活を営むことに配慮しつつ、緊急時に於ける地域住民との支援体制を確立する等、住み慣れたこの地で安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

用語解説

※地域包括支援センター

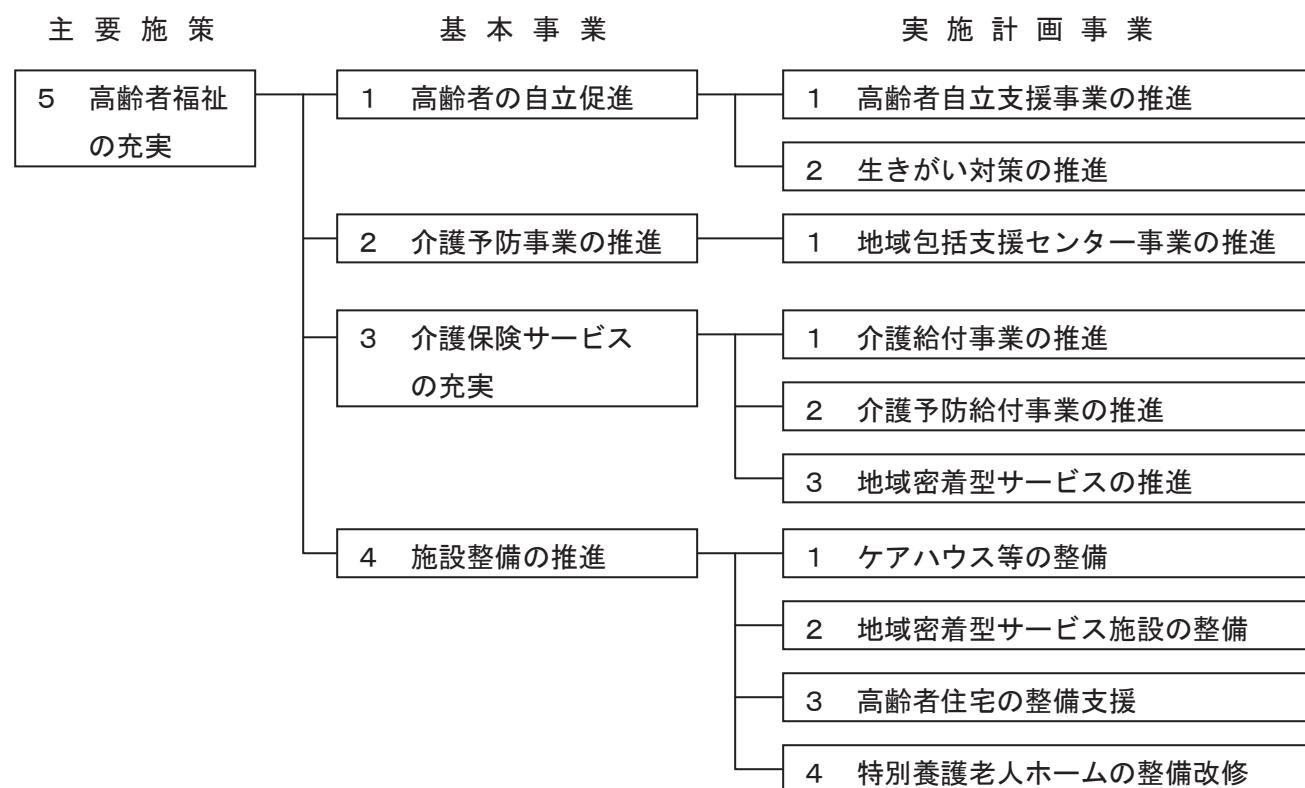
地域における高齢者的心身の健康保持、保健福祉医療の向上、生活の安定に必要な援助を包括的に行う中枢機関。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

主な介護保険施設等の状況

種 別	入 所 等 規 模
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム(清峰園100床・しらかばハイツ80床)
介護老人保健施設	そよかぜ館100床
軽費老人ホーム(ケアハウス)	フロンティアハウスふうれん50名
特定施設入居者生活介護	小規模ケアハウス(ノーデンス西1条 29名)
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム(里の家18名・里の家2号館18名・そよかぜ館アネックス18名)
ショートステイ	特別養護老人ホーム(清峰園15床・しらかばハイツ10床)
シルバーハウジング	緑丘第1団地(14戸)、新東光団地(15戸)、マーガレットヴィラ(23戸)

[施策の体系]



用語解説

※特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームで入居する要介護者に対し日常生活上の世話などを行う施設。

※認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、介護と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営める施設。

※シルバーハウジング

高齢者世話付き住宅と呼ばれ、高齢者の生活特性に配慮しバリアフリー化された公営住宅と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者向けの住宅。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔基本事業〕

1 高齢者の自立促進

◎高齢者の豊富な経験と知識を活かして積極的に社会参加を促進し、健康づくりや生きがい活動が推進されるよう、高齢者の自立生活活動を支援していきます。

2 介護予防事業の推進

◎地域包括支援センターにおいて、生活機能の低下により、将来的に要支援・要介護状態となる可能性のある、65歳以上の高齢者を的確に把握し、その人に適した介護予防事業を推進していきます。

3 介護保険サービスの充実

◎第5期（平成24～26年度）介護保険事業計画に基づき、適正な介護保険サービスの充実に努めていきます。

4 施設整備の推進

◎高齢者が住み慣れた地域で継続した生活や要介護状態になっても、安心して生活ができるよう施設整備の推進をしていきます。

〔主な計画事業〕

- 特別養護老人ホーム整備改修事業
- 除雪サービス事業
- 介護予防事業
- 包括的支援事業
 - ・総合相談支援業務
 - ・権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応）
- 指定介護予防支援事業（要支援1・2のケアプラン作成）
- 生活援助員派遣事業

用語解説

※成年後見制度

精神上の障がいにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-6 障がい者福祉の推進

〔現状と課題〕

- ◆本市の障害福祉施策は、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とする「名寄市障がい者福祉計画」に基づき推進していますが、国の障がい者施策は平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」に身体、知的障害者に加えて精神障害者、発達障害者も法律上障がい者に含まれることを明示して、サービスが受けられ易くなるよう改善し、更に障害者福祉施策全体の法改正の検討が進められています。
また、平成22年度には障害者自立支援法の一部改正により、国が定める福祉サービス及び補装具費については低所得者の利用者負担が無料化されています。
- ◆障害者自立支援法は、総合的な支援システムによるサービス提供と、施設から地域生活への促進を大きな柱としていますが、地域で生活するための基盤整備や就労支援など、具体的な方策が重要な課題となっています。
- ◆高齢化の進行や核家族化による社会構造の変化、さらには福祉制度の改正により障がい者を取り巻く情勢は極めて厳しい状況であるため、地域生活支援や就労の場の確保に向けた取り組みを地域住民をはじめ企業、町内会等と協働して進めていくことが重要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を基本として、具体的な方策については「第2次名寄市障がい者福祉計画（平成20年度～平成29年度）」と整合性を図るとともに、3年ごとに見直される「名寄市障がい福祉実施計画」に、本市に必要な障がい福祉サービス量などを盛り込みます。

用語解説

※ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※リハビリテーション

身体に障害のある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

※知的障害

知能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れていて、社会生活への適応が困難な状態。

※精神障害

精神に異常のみられる状態。

※発達障害

子どもの発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

障害者手帳交付状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障害者

(単位：人)

程度別		重 度		中 度		軽 度		計
障害名	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		34 (36)	20 (21)	7 (10)	8 (7)	11 (11)	14 (13)	94 (98)
聴覚機能障害		6 (11)	29 (38)	23 (26)	41 (33)	0 (0)	76 (92)	175 (200)
音声・言語・そしゃく機能障害		1 (1)	5 (6)	8 (12)	9 (6)	0 (0)	0 (0)	23 (25)
肢体不自由(体幹機能障害含)		139 (143)	152 (163)	186 (139)	251 (217)	86 (89)	32 (37)	846 (788)
内部障害		207 (160)	3 (4)	33 (41)	57 (43)	0 (0)	0 (0)	300 (248)
手帳交付件数(実人数)		387 (351)	209 (232)	257 (228)	366 (306)	97 (100)	122 (142)	1,438 (1,359)

※下段の（ ）内の数字は平成 18 年 4 月 1 日現在の交付者です。

(2) 知的障害者

(人)

	H18. 4. 1	H23. 3. 31
療育手帳 A	104	115
療育手帳 B	121	197
合計	225	312

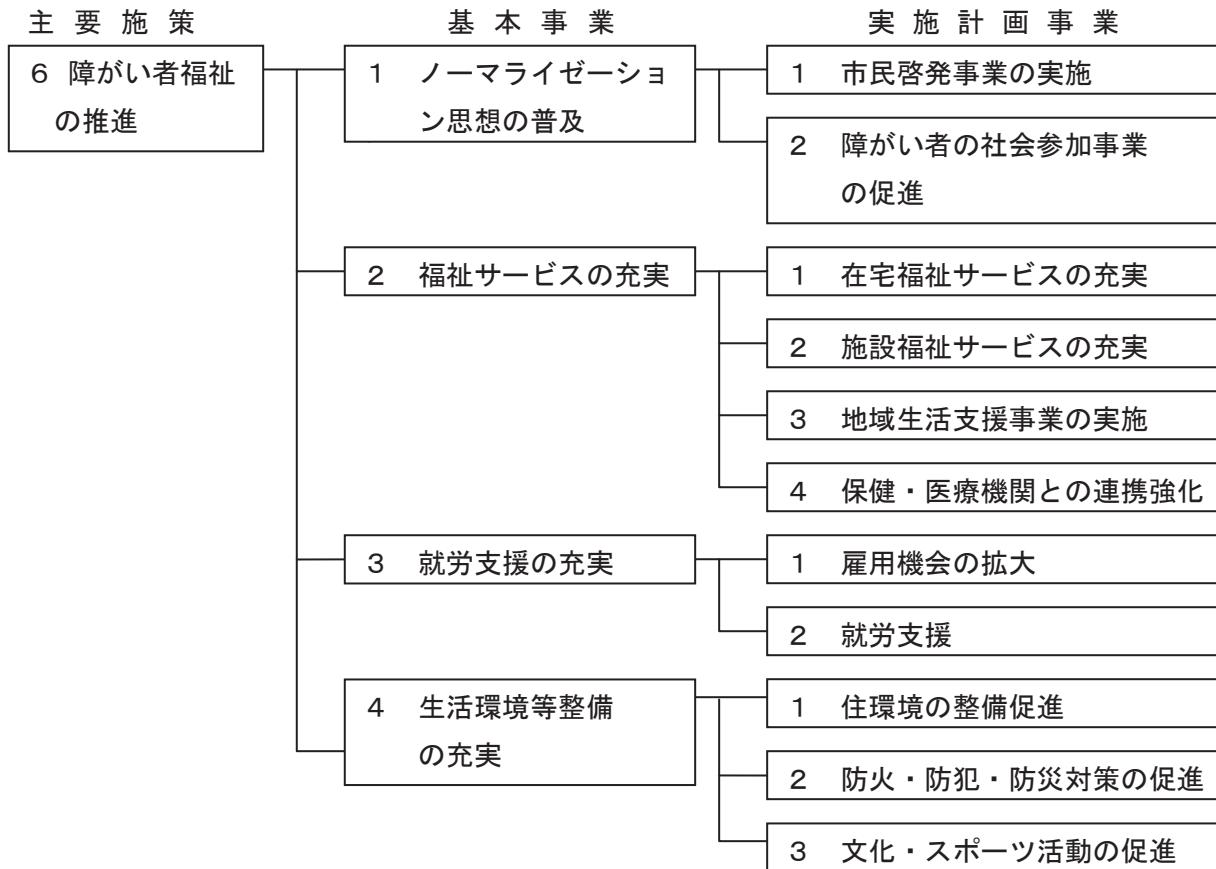
(3) 精神障害者

(人)

	H18. 4. 1	H23. 3. 31
1 級	15	18
2 級	73	93
3 級	23	30
計	111	141

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 ノーマライゼーション思想の普及

◎障がい者の地域行事等への社会参加を促進し、障がいのある人とない人が相互に交流を深め、ノーマライゼーションの理念や障がい者に対する理解の啓発に努めます。

2 福祉サービスの充実

◎障がいができる限り住み慣れた地域で、家族とともに充実した生活が送れるよう、相談・指導体制の強化を図り、障がい者それぞれに応じたサービスの提供に努めます。

◎障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、グループホーム等の基盤整備を進めるとともに、施設と地域との交流促進に努めます。

◎地域で生活している障がい者の日常生活の支援、相談、地域交流活動を行い、自立と社会参加を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。

◎これまで、支援が行き届かなかった自閉症や学習障害などの発達障害児・者の自立と社会参加を支援するため、関係部署、関係機関との連携強化に努めます。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

3 就労支援の充実

◎ハローワーク等関係機関、団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を進めます。また、行政の関連施設等においては、積極的に職場開拓を図っていきます。

4 生活環境等整備の充実

◎市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共建築物をはじめ民間の建築物についても事業者の協力を得ながら、障がいのある方や高齢者が、街中でふれあうことができるやさしいまちづくりを推進していきます。

◎災害時に備えた防災・援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

◎障がい者が自己能力の開発や生きがいづくりのため、スポーツやレクリエーションに参加できるよう機会の充実に努めます。

〔主な計画事業〕

- グループホーム、ケアホームの設置促進
- 地域生活支援事業の実施
- ふれあい広場の定期開催
- 重度障害者医療給付事業
- 自立支援給付の適正実施
- 障害介護給付事業
- 重度障害者ハイヤー料金助成事業
- 障がい者援護体制の確立
- 就労支援対策の強化

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-7 国民健康保険

〔現状と課題〕

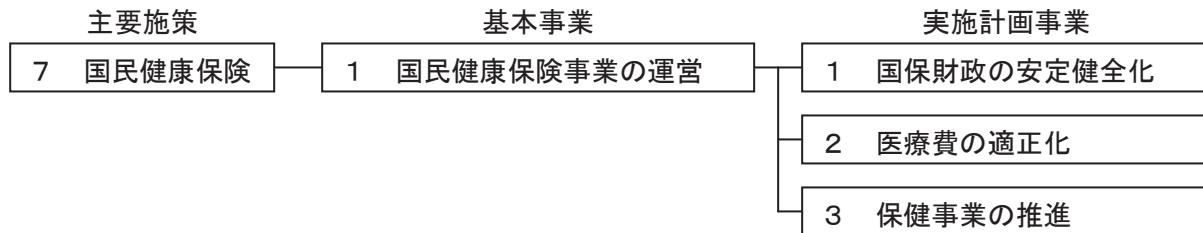
- ◆国民健康保険制度は、地域医療の中核を担う医療制度として、市民の健康保持・増進において、大きな役割を果たしてきました。
- ◆名寄市における国民健康保険は、平成20年度の後期高齢者医療制度開始により、6,313世帯、11,596人だった加入者が4,687世帯、8,134人となって運営されており、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行っています。これらに必要な財源は、主に保険税と国や道などの各種交付金となっています。
- ◆高齢化の進行、疾病構造の変化や医療技術の進歩などにより、医療費は高い水準で推移し、名寄市では平成22年度から高医療費体質として指定を受けたことから、医療費適正化が求められています。
- ◆現在、都道府県が運営する広域化の議論が行われています。後期高齢者医療制度が廃止された後の高齢者医療制度の再編や、国が進める「税と社会保障の一体改革」によって公費負担割合と加入者自己負担の見直しが予定されるなど、制度をめぐる環境はさらに変化することが見込まれるため、保険者としての的確な対応が必要になります。
こうした中、平成20年度から生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導が始まり、生活習慣病の予防に着目した保健事業を推進するために、関係機関が連携、組織体制強化を図り、疾病の早期発見、重症化の予防を図り、医療費の適正化に努めることが重要な課題です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆加入者の健康に対する意識の向上を目指して保健事業の充実を図るとともに、国民健康保険事業の長期安定運営と健全財政の維持を基本に推進していきます。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 国民健康保険事業の運営

◎健全財政化のため、保険税の適正な負担と収納率の向上に努め、制度の改善と国庫負担の拡充・強化を関係機関に要請します。また、予防を重視した健康づくりと健康管理を推進し、加入者の意識啓発に努めます。

〔主な計画事業〕

■名寄市国民健康保険事業安定化計画推進事業

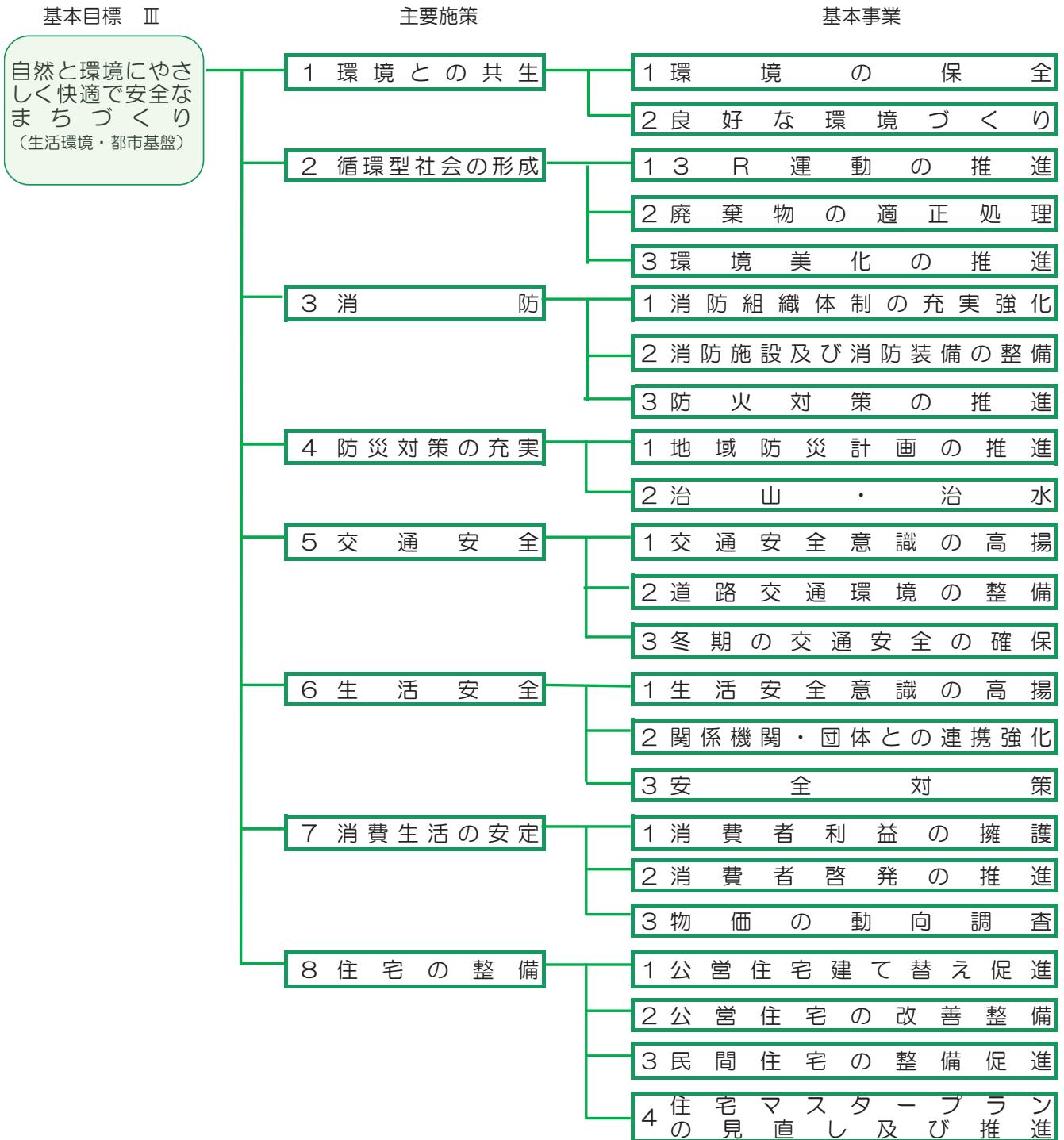
3. 基本目標 III

自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

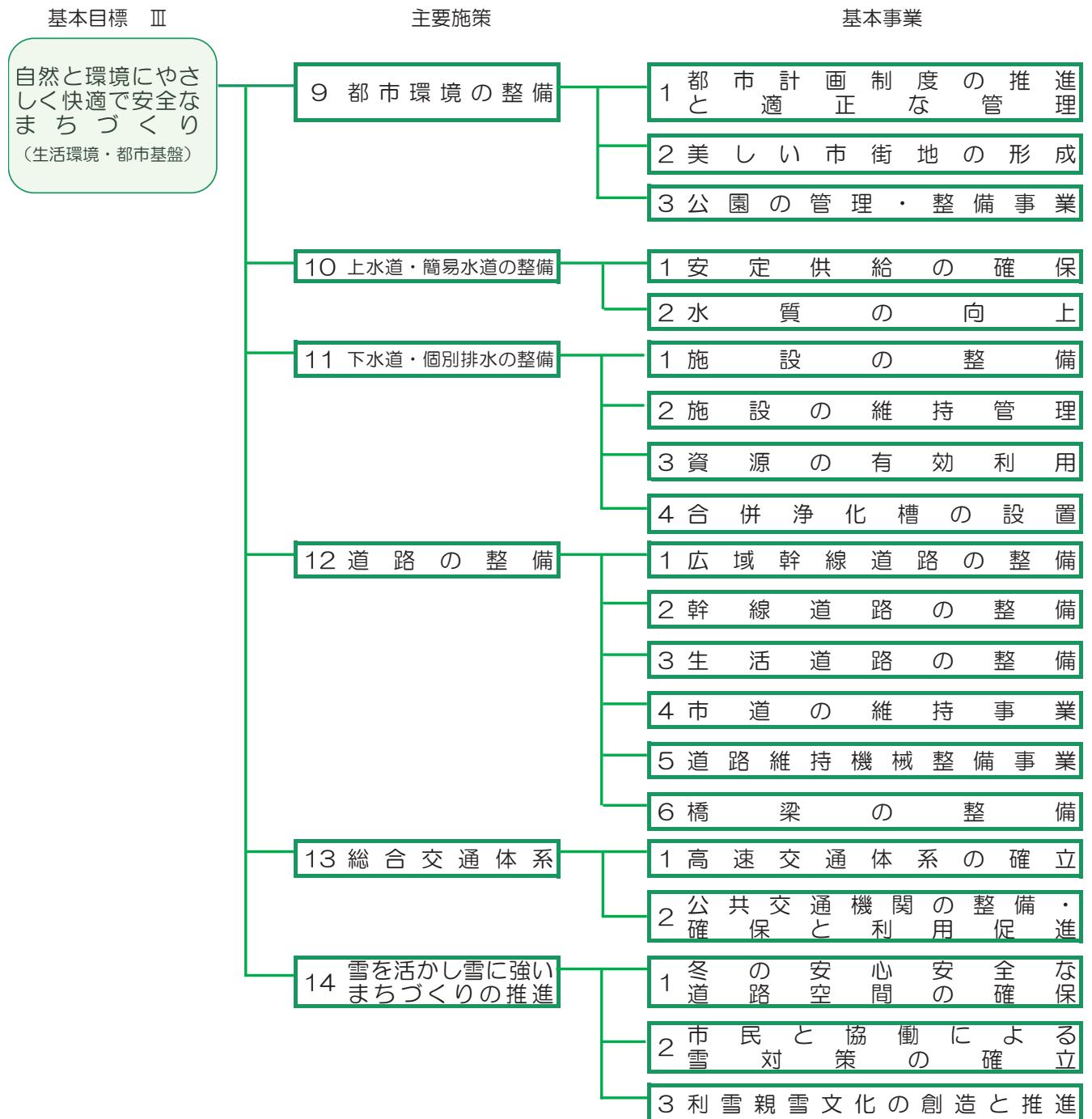
(生活環境・都市基盤)

(1) 環境との共生	3 8 p
(2) 循環型社会の形成	4 0 p
(3) 消防	4 2 p
(4) 防災対策の充実	4 5 p
(5) 交通安全	4 7 p
(6) 生活安全	4 9 p
(7) 消費生活の安定	5 0 p
(8) 住宅の整備	5 2 p
(9) 都市環境の整備	5 4 p
(10) 上水道・簡易水道の整備	5 7 p
(11) 下水道・個別排水の整備	5 9 p
(12) 道路の整備	6 1 p
(13) 総合交通体系	6 5 p
(14) 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	6 7 p

施 策 の 体 系



施 策 の 体 系



III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

III-1 環境との共生

〔現状と課題〕

◆限りある自然環境は、将来の世代を含め共有していることを認識するとともに、人間が恵み豊かな環境を享受し続けることを将来にわたって継承していかなければなりません。環境負荷*の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図らなければならないことを理念に環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されました。地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた独自の施策の推進が求められています。

◆快適で衛生的な市民生活を確保するため、各種施設の整備充実を図らなければなりません。そのため、霊園、墓地や火葬場の整備などを計画的に進めていく必要があります。

緑丘霊園の維持管理は、必要に応じ草刈り、トイレ清掃、供物処理を行っていますが、墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、環境の整備が求められています。

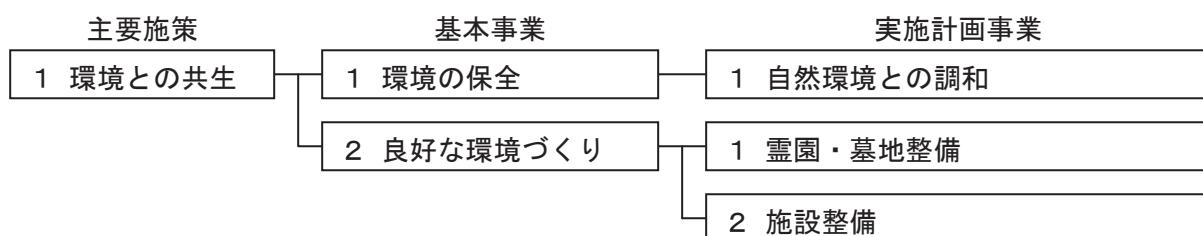
名風聖苑については、随時、修繕等を行っていますが、建設から二十年が経過し、損傷も見られるため、計画的な維持管理が必要になります。

〔施策の基本的な考え方〕

◆良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。

◆また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりや、やすらぎのある環境空間をつくります。

〔施策の体系〕



用語解説

※環境負荷

人が自然環境に与える負荷のこと。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 環境の保全

◎市内の環境状態を把握し、市民や事業者が環境負荷の少ない生活を送ることを心がけ、安全で快適な生活環境をつくります。

2 良好な環境づくり

◎故人を偲ぶ霊園、墓地は、やすらぎを感じる場でなければなりません。環境づくりに努めます。また、火葬場等の施設の管理を計画的に行い、施設の適正な運営を図ります。

〔主な計画事業〕

■名風聖苑維持管理事業

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-2 循環型社会の形成

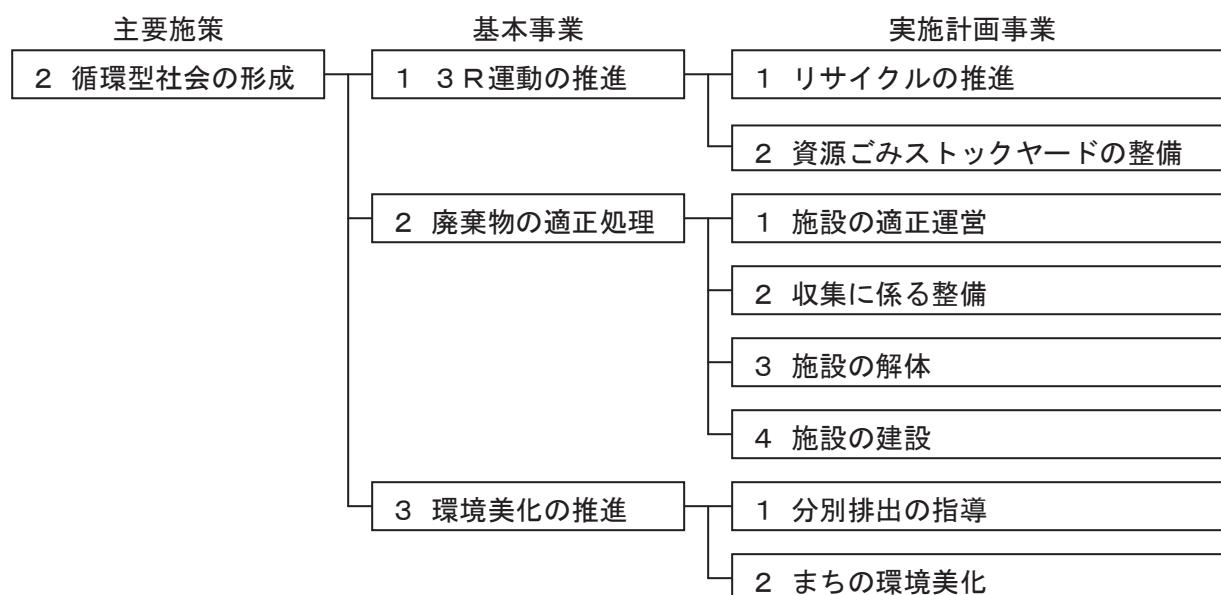
〔現状と課題〕

- ◆我が国の経済が「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という経済形態により、めざましい発展を遂げてきたことに伴い、近年は、廃棄物最終処分場の狭隘になるなど、さまざまな環境問題が表面化してきています。また、エネルギー資源の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感も生まれてきています。
- ◆廃棄物処理にあっては、環境問題も含め、新たな社会システムを構築することが急務となっています。システムを構築していくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会」の構築に向けて、さまざまな施策の展開が求められています。
また、長年、適正処理をしてきた焼却施設は、炭化センターの稼動により役目を終えましたので、適切な処分が必要となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆環境負荷の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。
- ◆「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 3R運動の推進

◎市民と事業者が過剰包装の廃止、生ごみの堆肥化や製造・流通・消費の過程での見直しを行うことなどにより、ごみを「つくらない」「ださない」こと、また、資源を分別して排出することで、ごみ発生の抑制と資源化を図ります。

2 廃棄物の適正処理

◎ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくります。

◎旧名寄市及び旧風連町の廃止焼却炉の解体にあたっては、跡地利用を十分検討し進めていきます。

◎最終処分場の残余容量調査を行ない、新処分場の建設整備について近隣町村と広域設置の検討を進めます。

◎炭化センターで炭化処理された炭化物の有効利用を図ります。

3 環境美化の推進

◎市民と事業者に対し、環境意識の啓発、指導を行うことによって、ごみの分別・排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づくごみ処理の推進とまちなかの美化を図ります。

〔主な計画事業〕

- 資源集団回収奨励金事業
- 炭化センター、衛生センター維持管理費負担事業
- 塵芥収集車両等整備事業
- 内淵最終処分場整備事業
- 分別・資源化啓発事業
- 不法投棄・野焼き防止啓発事業
- 廃止焼却炉解体整備事業

用語解説

※循環型社会

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、循環を基本にした社会を構築するという考え方。

※環境負荷

人が自然環境に与える負荷のこと。

※協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

※ストックヤード

一時的に保管しておく場所。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

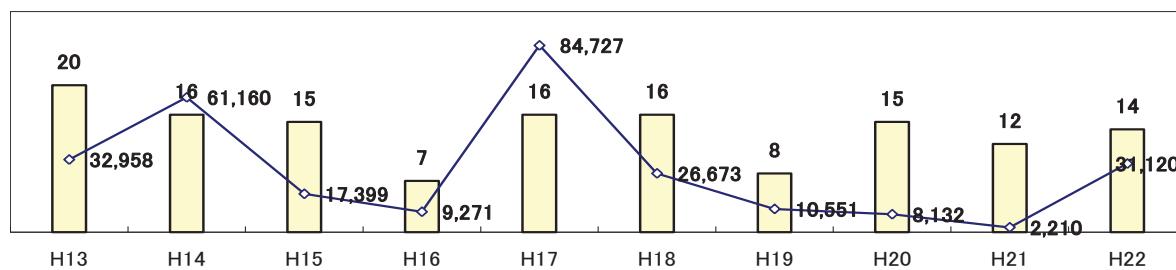
Ⅲ-3 消防

〔現状と課題〕

- ◆災害の発生は、国内外を問わず後を絶つことがない状況から、住民の安全・安心に対する関心が高まると同時に、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。また、消防行政を取り巻く環境も著しく変化しており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革、規制緩和の推進や住民ニーズの多様化などにより新たな対応が求められています。
- ◆近年の高齢化の進展に伴い、救急出動の件数の増加や疾病構造の変化、そして住宅火災による死者も増加傾向にあります。また、救助出動においても、複雑化・多様化している状況にあることから、救急・救助体制の充実強化が必要です。
- ◆複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため消防車両等及び資機材の整備を計画的に取り組みます。
- ◆高齢化社会に対応するために、高齢者の住宅火災による死者を低減する住宅防火対策や救急業務の高度化を含めた救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

火災発生件数と損害額の推移(平成18年以前は旧名寄・風連消防署の合算) (各年12月末現在)

年区分		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
建物	全 燃	4	4	3	2	5	5	3	1	1	3
	半 燃	3	2	1		1	1			1	
	部 分 燃	5	3	5	3	6	3	4	4	1	4
	ぼ や	6	3	3	2	3	3		6	6	3
建 物 以 外		2	4	3		1	4	3	4	3	4
計		20	16	15	7	16	16	8	15	12	14
損害額(千円)		32,958	61,160	17,399	9,271	84,727	26,673	10,551	8,132	2,210	31,120
死傷者	死者		2		1		3		3	2	2
	傷者	6	1	3	1	5	5	2			2

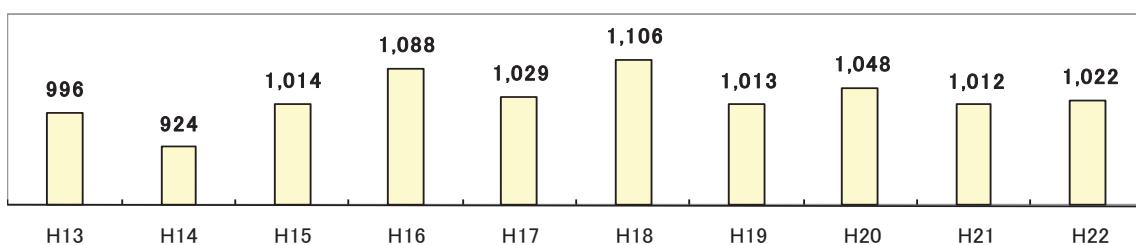


Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

救急出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算)

(各年12月末現在)

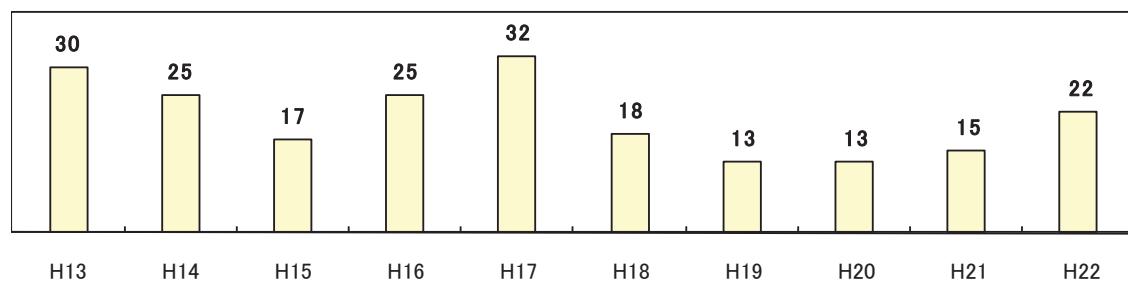
年区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
救急出動件数(件)	996	924	1,014	1,088	1,029	1,106	1,013	1,048	1,012	1,022
搬送人員(人)	977	903	969	1,055	1,000	1,066	970	983	958	984



救助出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算)

(各年12月末現在)

年区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
救助出動件数(件)	30	25	17	25	32	18	8	15	15	22
救助活動件数(件)	9	12	6	11	14	7	5	10	11	13

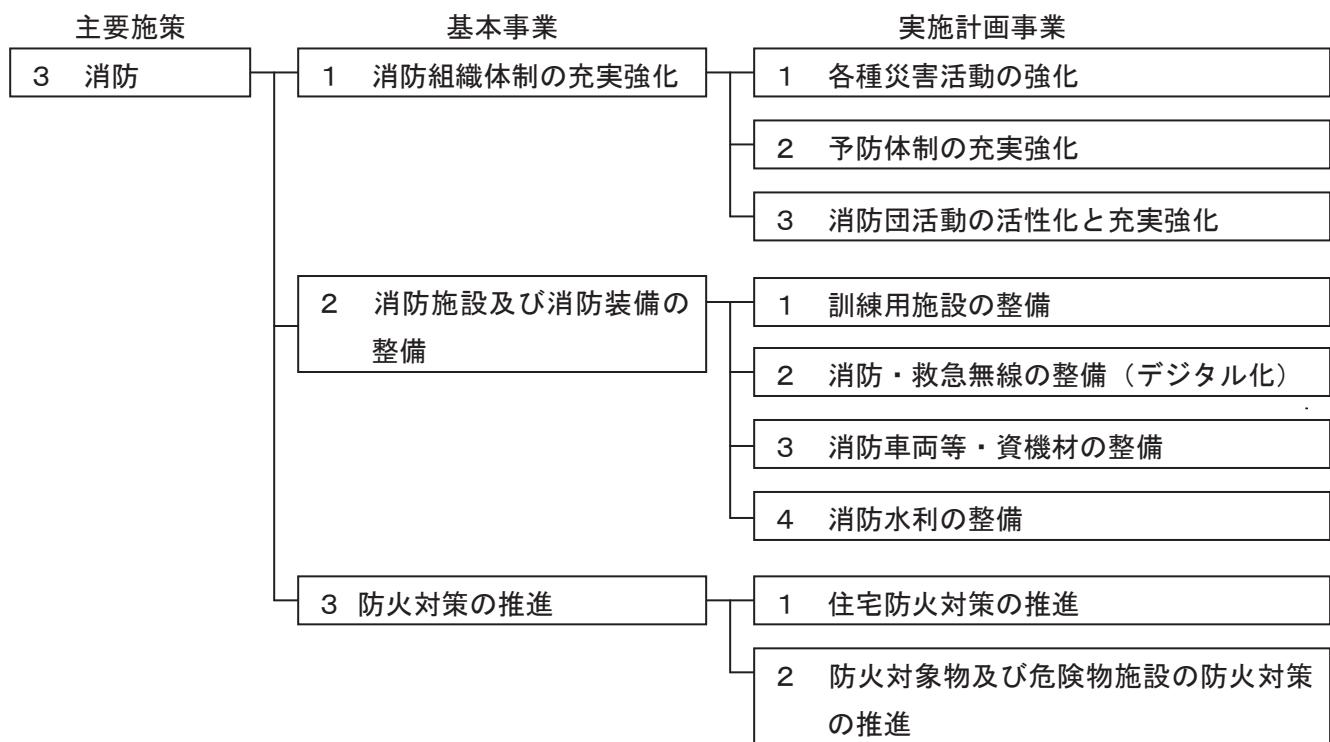


〔施策の基本的な考え方〕

- ◆地域防災の要として、住民ニーズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。
- ◆消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 消防組織体制の充実強化

◎地域防災の中核である消防団との連携を強化し、消防・防災体制の強化を図ります。

2 消防施設及び消防装備の整備

◎消防・救急無線のデジタル化への移行を含めた消防施設・設備の整備及び更新を行い、消防活動体制を強化します。

3 防火対策の推進

◎高齢者の住宅火災による死者を低減するため住宅火災警報器の設置促進を図り、安全・安心の確保を推進します。

〔主な計画事業〕

- 消火栓更新事業
- 消防団自動車更新事業
- 化学消防自動車更新事業
- 救助工作車導入事業
- 訓練施設整備事業
- 消防・救急無線デジタル化事業

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-4 防災対策の充実

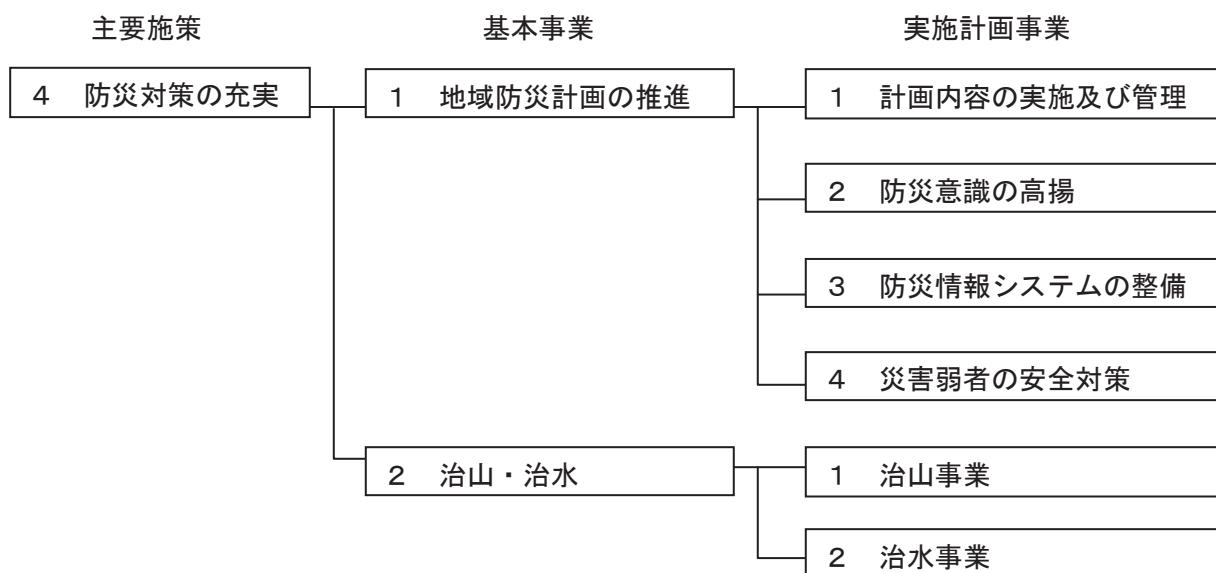
〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害（平成22年7月では避難勧告を発令した。）や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震（東日本大震災他）が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的実施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。
- ◆治水事業は、洪水防止のために護岸工事等の河川整備を行ってきましたが、護岸や堤防の整備、川の中にたまつた土砂の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。
- ◆急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、住民等の生命や身体に危害が生ずる恐れがあると認められる地域に、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。
- ◆治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的実施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治山・治水

◎急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、北海道と連携し、危険地域に対しての住民周知、警戒避難体制の整備を進めます。

◎河川における危険箇所は、定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、堤防などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎普通河川にあっては、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

- 豊栄川改修事業（北海道の事業）
- 普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）
- 防災情報システムの整備事業
- 真狩川整備事業（国の事業）

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-5 交通安全

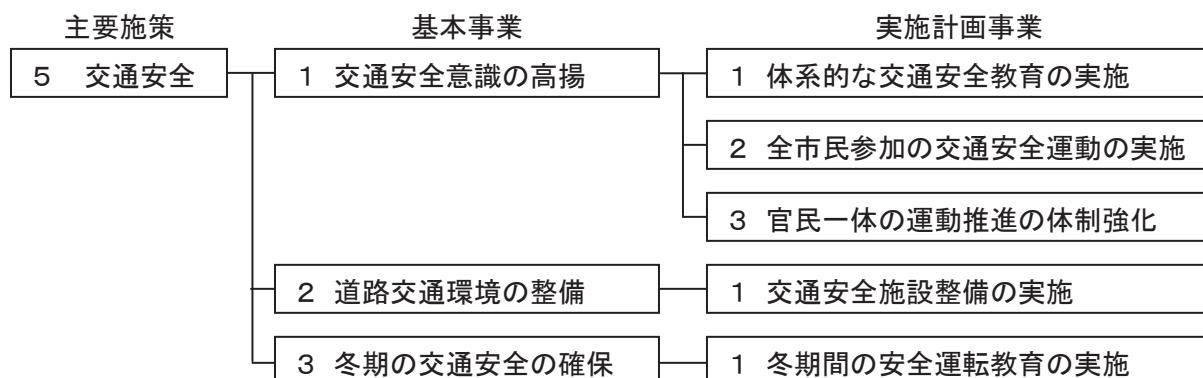
〔現状と課題〕

- ◆市内の自動車保有台数、運転免許保有者は横ばい傾向にあり、交通事故数の発生件数は減少傾向にあります。
市民生活や経済活動の24時間化、高齢化など道路交通状況は大きく変化しています。
本市の交通事故は、交差点事故が約6割を占め、高齢者が第一当事者となる事故も増えています。
- ◆交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆名寄市をはじめ市内の交通安全機関・団体等で構成する名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。
- ◆交通安全指導員等を中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。
- ◆モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 交通安全意識の高揚

◎交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域などで幼児から高齢者まで、段階的・体系的に実施し、また、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。

2 道路交通環境の整備

◎歩道・自転車・自動車道の整備や標識など施設の整備を進めます。

3 冬期の交通安全の確保

◎冬期間の交通安全のため、除排雪の徹底などを進めます。

〔主な計画事業〕

■交通安全教育（幼児交通安全教室等）

■道路中央線（白線）等改修事業

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-6 生活安全

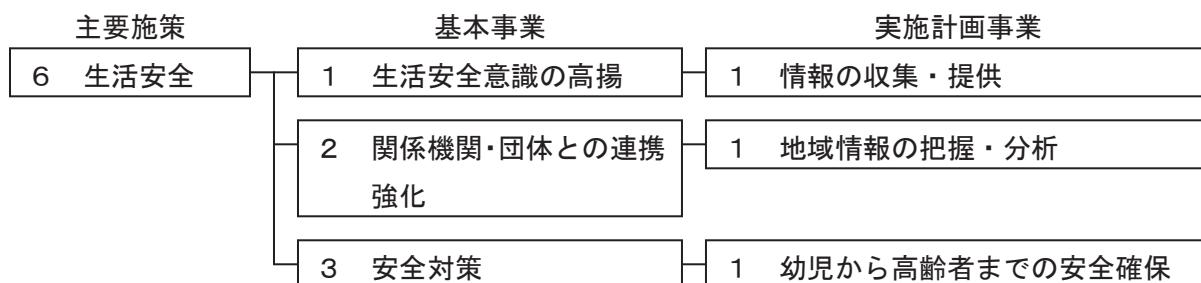
〔現状と課題〕

- ◆人口の減少や高齢化社会の進行などにより、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。
- 複雑化・多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ問題や事件事故などが全国の至るところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- ◆地域住民の間では、行政との連携を密にし、安全を確保する気運が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などの連携を密にするとともに適切な情報を提供できるようにします。
- ◆地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 生活安全意識の高揚
 - ◎安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。
- 2 関係機関・団体との連携の強化
 - ◎市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供に努めます。
- 3 安全対策
 - ◎「子ども・地域110番の家」等との連携と活用に努めます。
 - ◎防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

〔主な計画事業〕

- 迅速・正確な情報の提供（市ホームページ・不審者情報）
- 地域・関係機関と連携した啓発活動
- 安全対策（安全・安心円卓会議等）

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-7 消費生活の安定

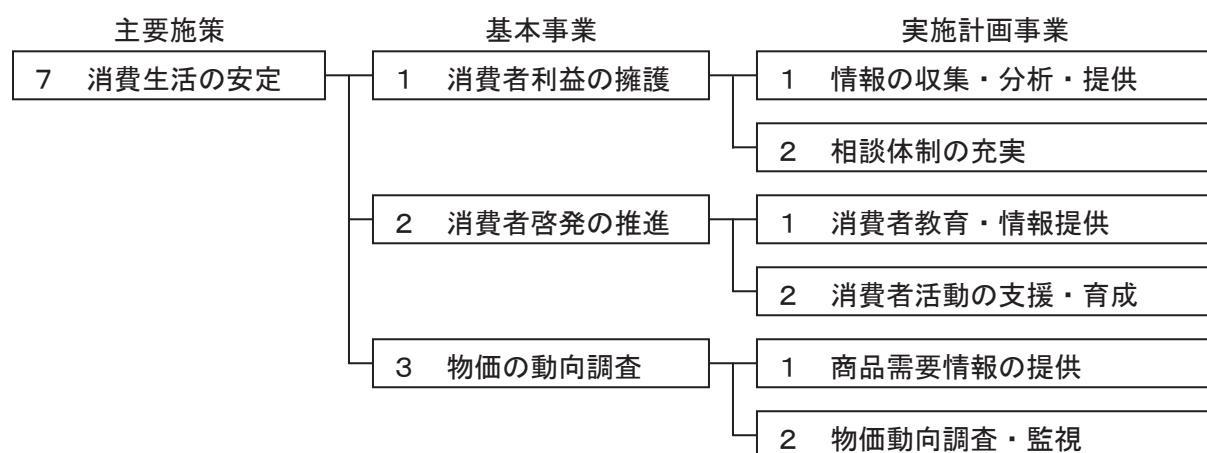
〔現状と課題〕

- ◆近年の市民生活は、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。
規制緩和により、安価で多様な商品・サービスが提供され、消費生活が便利になる反面、新たな消費問題を生み出しています。
消費者取引に関するルールを悪用され、消費者センターに寄せられる相談も複雑化・多様化しています。特に契約・通信サービスに関する相談が増加しています。
- ◆ICT（情報通信技術）革命などにより、商品の機能やサービスの内容が、複雑化の一途をたどり、若年層や高齢者への情報提供が特に必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センター等と連携し、適切な情報を提供します。
- ◆被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 消費者利益の擁護

- ◎消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。
- ◎専門相談員の研修などにより相談体制の強化を図ります。
- ◎消費者センターについては、近隣市町村と広域設置の検討を進めます。

2 消費者啓発の推進

- ◎行政、消費者と企業の協力により総合的な消費者教育を進めるとともに、消費者活動団体の活動を支援します。

3 物価の動向調査

- ◎市民が安心して買い物ができるよう、物価動向調査と情報の提供を行います。

〔主な計画事業〕

- 消費者相談窓口体制の充実・強化
- 消費者活動団体の支援
- 物価調査と情報提供

用語解説

※ ICT

情報通信技術(Information and communication Technology)。情報・通信に関する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着している。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-8 住宅の整備

〔現状と課題〕

- ◆公営住宅は市全体が人口減少や少子高齢化のため世帯規模が縮小しており、時代背景や市民ニーズに対応した整備が求められています。
- ◆公営住宅を維持管理していく上では、団地ごとに必要とされる整備方法が違うことからバランスのとれた住宅サービスの提供が求められています。
- ◆公営住宅に居住する高齢者の割合が増えており、自立した生活を支援するために地域コミュニティの形成が求められています。

公営住宅の戸数						(戸)
年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
市営住宅	1, 001	991	995	989	981	

※各年度の4月1日現在の管理戸数を示す

公営住宅整備予定戸数

団 地 名	整備内容	平成24～28年
北 斗 団 地	建設事業	5棟56戸
新 北 斗 団 地	全面的改善事業	9棟36戸
ノースタウンなよろ	長寿命化型改善事業	4棟90戸
風 舞 団 地	長寿命化型改善事業	6棟48戸

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。
- ◆公営住宅等長寿命化計画に基づき既存住宅ストックの有効活用と安定供給を図ります。
- ◆時代背景に対応した住宅マスタープランの見直しを行い適正な公営住宅の供給を促進します。
- ◆官民共同によるまちなか居住(借上・買取公営住宅)の推進及び住宅セーフティーネットの構築を図ります。

用語解説

※住宅セーフティーネット

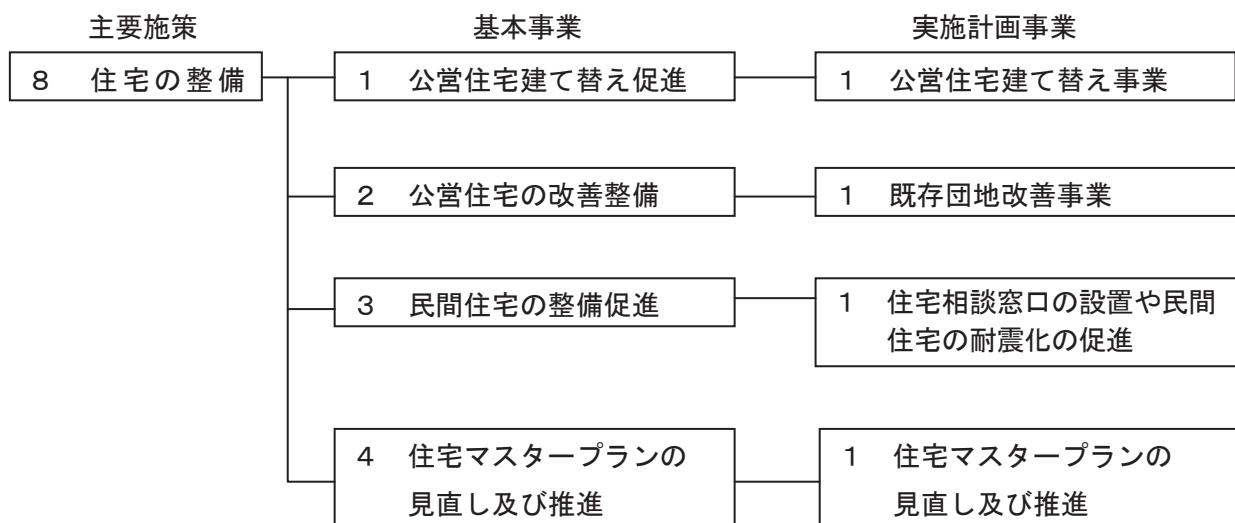
官民間わず所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような仕組みのこと。

※住宅マスタープラン

地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 公営住宅建て替え促進

◎老朽化した公営住宅を建替することにより居住水準の向上を図ります。

2 公営住宅の改善整備

◎公営住宅等長寿命化計画に基づき既存公営住宅の適正な維持保全のため、計画的な修繕や改善を実施します。

3 民間住宅の整備促進

◎住宅相談窓口の設置や民間住宅の耐震化を促進します。

4 住宅マスターplanの見直し及び推進

◎住宅マスターplanの見直し作業を行い、今後の住宅政策に反映させます。

〔主な計画事業〕

- 北斗団地建替事業
- 新北斗団地ストック改善事業
- 瑞生団地建替関連事業
- 既設公営住宅改善事業
- 住宅マスターplanの見直し及び推進
- 住宅相談窓口の設置や民間住宅の耐震化の促進

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-9 都市環境の整備

〔現状と課題〕

- ◆風連・名寄地区の市街地は、まちの成り立ちの違いなどにより異なりますが、合併から現状や課題と人口推計や各産業間の生産実態を基に、新市の将来像を示す都市計画マスターplanを策定しました。
- ◆現在の都市基盤は、近年の異常気候などによって発生している豪雨豪雪や地震などの天災被害により都市機能が寸断される可能性があるため、快適性と共に安全性を強化していく必要があります。
- ◆まちの環境整備は、農業地域は豊かな景観を保持し、商工業地域や住宅地にはやすらぎをもたらす緑化の推進や街路照明灯の設置など、適正な維持管理をしていく必要があります。しかし、植樹には落ち葉処理や除雪障害の問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が分かれています。
- ◆まち並みの形成は、都市施設や緑地などを適正に配置した整備が必要になります。しかし、まち並みデザインは歴史的な環境や建築物が少なく、整備対象となる地域がない状況にあります。
- ◆宅地開発は、良好な住環境や景観を維持するため、無秩序な開発をふせぎ、計画的な市街地の形成を引き続き図っていく必要があります。
- ◆現在の市街地は、高度経済成長において発展したときにつくられたもので、まち全体としては活力を維持していますが、建築物の老朽化や人口の減少により空地化しているなど、市街地は停滞又は衰退している状況にあります。とくに、モータリゼーションの進展、大型店への購買力の流失や集客力の低下から中心市街地の空洞化が進み衰退している状況にあります。
- ◆都市公園や街区公園は、遊具や柵などに老朽化が見受けられます。また、公園は指定管理者制度や委託契約にて維持管理しており、引き続き町内会等に協力が必要な状況にあります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆都市としての持続的な発展や成長を形成するため、都市計画マスターplanに基づいた計画的に事業を推進し、住む人にも訪れる人にも快適で魅力のあるまちを創出します。
- ◆日常生活に癒しと潤いが感じられるような環境をつくるため、まち並み・景観を誘導したり、自然景観・文化的な景観の保全を推進するなど、個性的で美しい市街地の形成を進めていきます。
- ◆人々が集い楽しめる中心市街地を形成するため、複合交流街区の誘導を図り、賑わい拠点にふさわしいまち並み形成と、商業、健康の管理と増進、文化、交流、居住などの多様な機能を集積した中心性や求心性の高い施設計画を進めていきます。
- ◆人々が賑わい、交流の場となるような公園にするため、公園長寿命化計画に基づき計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会等との協働を推進していきます。
- ◆安全かつ良好で住みやすい都市を築くため、既成市街地における防災対策や耐震化の向上による災害に強いまちづくりを進めています。

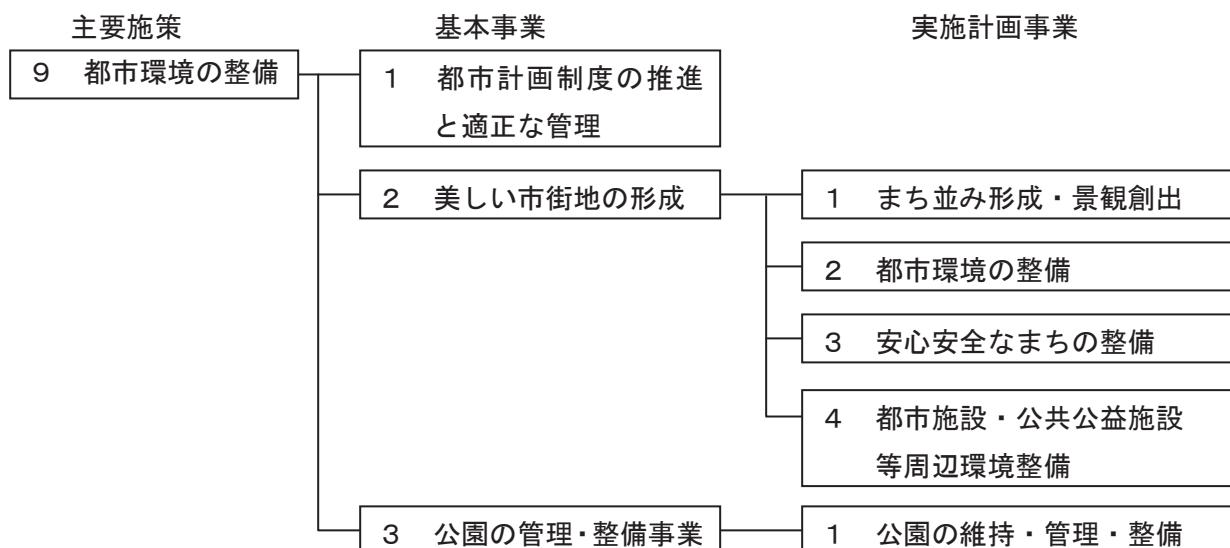
用語解説

※モータリゼーション

自家用車が広く普及し、生活必需品化している現象。モータリゼーションの進展により、郊外にショッピングモールが建設され、衛星都市が発達する原因にもなった。一方で交通渋滞、排気ガスによる大気汚染といったデメリットもある。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 都市計画制度の推進と適正な管理

◎未来に続くまちづくりを進めるため、都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設、緑の保存や都市交通などについて都市計画マスターplanとの整合を図り、市民との協働によりまちを作っていくきます。

2 美しい市街地の形成

◎美しいまち並みをつくり、潤いのある生活空間のため、景観整備や地域ごとのデザイン、色調などを地域の総意と協力で進めています。さらに、まちを育てる意識づくりのため、公共用地や民有地・企業敷地など市民との協働でその地域にあった景観づくりを進めています。

◎安心安全なまちとするため、都市施設などの維持や整備を進めています。さらに、強い都市基盤をつくるため、個人の住宅や公的施設の耐震化や避難施設となる公園等の整備を支援していきます。また、清らかな住環境をつくるため、違法な広告や看板は規制し、道路標識など適正に設置をしていくとともに街路への街路灯整備を引き続き実施していきます。

◎都市の環境を魅力あるものにするため、緑の保全と環境負荷の軽減による自然的環境の保持や、心地よさ・快適性といった住みやすさを作る創出的環境の整備により都市に新しい価値を加えていきます。

◎市民生活を支えるため、都市施設などの整備や保全を進めています。また、まちの利便性向上のため、民間住宅や福祉的施設などの整備計画に市街地への誘導を働きかけ、コンパクト化を進めています。さらに、名寄地区中心部の賑わいや活気づくりのため、交流の拠点となる複合施設を整備していきます。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

3 公園の管理・整備事業

◎地域の賑わいや環境を守るために、公園長寿命化計画に基づき既設公園の遊具更新・撤去など、地域の実情に合った整備を進めていきます。また、街区公園の維持においては、町内会等との協働による管理体制をより一層充実させていきます。

〔主な計画事業〕

- 緑化木の維持管理
- 国道40号ボランティアサポートプログラム
- 街路灯の新設及び管理
- 公園リニューアル事業
- 公園・広場・緑地の維持管理
- 市街地区の賑わいの再生と生活環境の向上
- 地籍数値情報化事業

用語解説

※都市計画マスターplan

都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。

「名寄市都市計画マスターplan」は、「名寄市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための基本的な方針となる。

※ボランティアサポートプログラム

住民グループや商店街等が「実施団体」となり、地域の歩道に設置された植樹帯等の美化や歩道の清掃などのボランティア活動に対して、市町村および北海道開発局が協力して、作業用具の貸し出し・実施団体名入りのシンボードの設置及びゴミの処理等を支援する事業。地域の共有財産である道路への愛着心を深めることを目的とされている。

※地籍数値化事業

土地の「戸籍調査」ともいう地籍調査事業は昭和47年度から57年度にかけ実施され、紙ベースにより保存がなされているが、湿気による紙の変質やインクの滲みなどで成果管理に支障が生じているため、デジタル化して成果の一元管理をし、保存物の電子媒体化と成果の迅速な提供を実施する。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-10 上水道・簡易水道の整備

〔現状と課題〕

- ◆上水道事業は、合併に伴い平成35年目標で計画1日最大給水量を11,740m³（既存10,200m³）となる、上水道区域の統合と給水区域を拡張する変更認可を取得し、第2期拡張事業を継続しています。
- ◆給水区域の拡張に伴う給水量の増加をサンルダムの開発水量に依存して、水源水量が12,730m³/日（既設11,220m³）となる上水道と、智恵文八幡、智恵文中央、風連日進地区の3カ所の簡易水道を保有していますが、将来的に安全でおいしい水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらに水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源（クリプトスピリジウム原虫等）の調査、監視の強化と浄水場の高度化に努めなければなりません。また、既存井戸を改修するなど、新たな水源対策を進めなければなりません。
- ◆上水道・簡易水道給水区域外の水道未普及地域の生活用水は、地下水や沢水で賄われており、近年は水質悪化、水量不足、エキノコックス症などが危惧されているため、普及対策が課題となっています。

上水道・簡易水道の整備状況

平成23年3月31日現在

	行政区域内 人口(A)人	上水道給水 人口(B)人	簡易水道給水 人口(C)人	合 計 (D)=(B+C)人	年間総配水量 (E)=(B+C)m ³	普 及 率 (D/A×100)%
名寄地区	25,537 (24,889)	23,184 2,381,344 m ³	262 31,548 m ³	23,446	2,412,892	91.81 (94.20)
風連地区	4,634 (4,031)	3,782 368,991 m ³	125 15,315 m ³	3,907	384,306	84.31 (96.92)
合 計	30,171 (28,920)	26,966 2,750,335 m ³	387 46,863 m ³	27,353	2,797,198	90.66 (94.58)

※（ ）は給水地区内人口

※下段は配水量

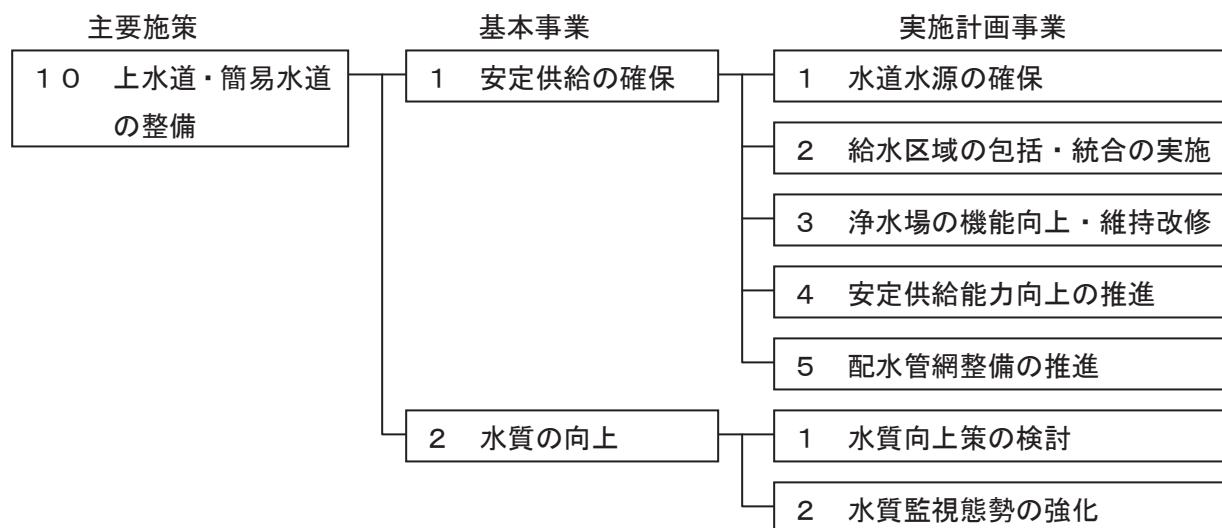
※（ ）は給水地区普及率

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給を行い安全でおいしい水道水を提供するとともに、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。
- ◆震災等の災害時にも対応できるよう、耐震性に優れた水道施設を整備し、防災体制の確立を図ると共に、ライフラインとしての機能の向上を推進します。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 安定供給の確保

◎給水区域の包括・統合による拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と、包括統合による送水管の新設に取り組むとともに、引き続き上水道給水区域内の老朽管の更新と配水管網の整備を図ります。

2 水質の向上

◎安全でおいしい水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、市の上水道は一部の地下水と河川の表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

〔主な計画事業〕

- 水源開発事業（サンルダム負担金）
- 上水道第2期拡張事業（給水区域の包括・統合地域の送水管新設整備）
- 配水管網整備事業（給水区域内の配水管新設整備）
- 配水管更新事業（老朽管更新）
- 川西浄水場改修事業（浄水場の改修）
- 簡易水道統合事業（智恵文・風連日進簡易水道を上水道に統合）
- 簡易水道増補改良事業（智恵文中央簡易水道・智恵文八幡簡易水道）
- 水質検査機器更新事業（水道水・原水の水質検査機器の更新）
- 緑丘浄水場・取水施設改修事業（浄水施設及び頭首工の改修修繕）

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-1-1 下水道・個別排水の整備

〔現状と課題〕

◆公共下水道の処理人口普及率は、現在約85%の進捗率で推移しており、面積の整備率は89%で990haの整備が済んでいます。

また、昭和55年の供用開始以来稼動している名寄下水処理場の機器については、老朽化が進んでいく状況にあるため、持続可能な下水道として機器更新事業の適切な年次計画と効率的な維持管理が課題です。

なお、風連浄水管理センターは平成9年の供用開始であり、現在順調に稼動しています。

◆個別排水処理施設整備事業(合併浄化槽)については、郊外、農村地区の424戸で合併浄化槽の供用を開始していますが、今後農業従事者が年々減少している状況であることから、事業の継続が課題です。

下水道・個別排水の整備状況

平成23年3月31日現在

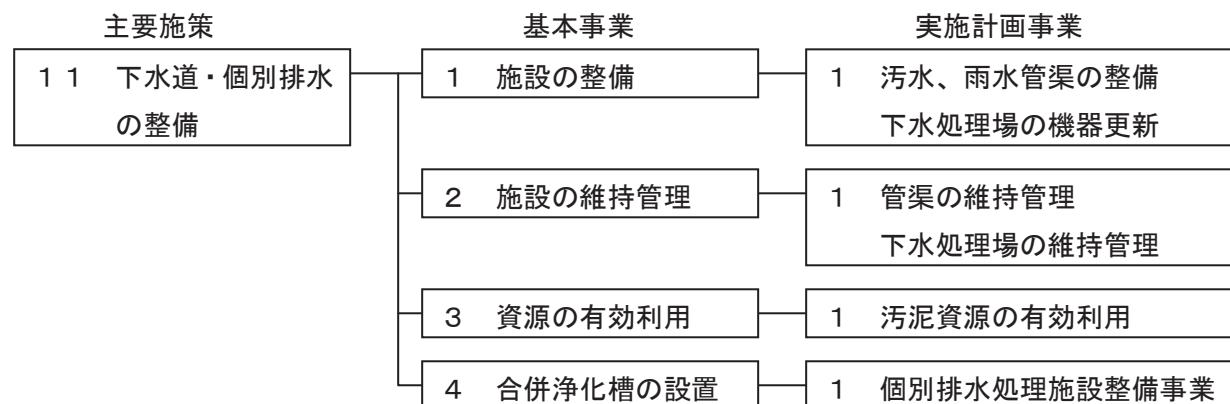
区分	行政区域内人口 (A) 人	公共下水道 人	合併浄化槽 人	合 計 (B) 人	普及率 B/A×100%
名寄地区	25,537	23,379 91.5%	1,447 233基	24,826	97.21
風連地区	4,634	2,550 55.0%	680 191基	3,230	69.70
合 計	30,171	25,929 85.9%	2,127 424基	28,056	92.99

※合併浄化槽1,447人の中には自衛隊駐屯地572人を含んでいる。

〔施策の基本的な考え方〕

◆公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業を積極的に推進することに努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 施設の整備

◎生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と、統合による下水道区域の見直しを検討し、整備を図ります。また、浸水対策や水環境の保全のために合流改善事業を推進するとともに、持続可能な下水道を目指し、処理施設の機器更新を計画的に実施します。

2 施設の維持管理

◎計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、健全経営を目指します。

3 資源の有効利用

◎汚泥資源の利活用の検討を図ります。

4 合併浄化槽の設置

◎個別排水処理施設整備については、継続事業の積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めます。

〔主な計画事業〕

■公共下水道事業（未普及解消・水質保全・資源循環形成・浸水対策・地震対策）

■個別排水処理施設整備事業（合併浄化槽の整備）

■処理場の主要機器整備修繕事業（大型主要機器の整備修繕）

用語解説

※未普及解消

汚水管渠整備。

※水質保全

処理場の水処理施設機器更新・長寿命化計画。

※資源循環形成

処理場の汚泥処理施設機器更新・長寿命化計画。

※浸水対策

雨水管渠整備。

※地震対策

管渠更新・長寿命化計画。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-12 道路の整備

〔現状と課題〕

- ◆市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いてほぼ整備済となっています。
- ◆道道にあっては、美深名寄線、下川風連線、パンケ風連線に歩道未整備区間があり、旭名寄線の改修要望等の必要な整備について引き続き要請を行います。
- ◆市道の舗装率は、平成23年度に於いて約68%の水準にありますが、名寄地区約65%、風連地区約86%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆道路維持は、砂利道・防塵処理道路を中心に補修を進めておりますが、道路利用者の安心と安全及び道路環境保全のために、老朽化した建設維持管理用車輌の更新を行います。

市街地内道路整備状況

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未舗装延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
		本舗装	簡易舗装		
名寄地区	81.7km	23.5km	58.2km	47.3km	129.0km
	63.33%	18.22%	45.11%	36.67%	100.0%
風連地区	18.4km	3.9km	14.5km	3.9km	22.3km
	82.51%	17.49%	65.0%	17.49%	100.0%
合計	100.1km	27.4km	72.7km	51.2km	151.3km
	66.16%	18.11%	48.05%	33.84%	100.0%

(平成17年度現在)

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国道・道道は、道路整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。
- ◆生活道路など市街地内道路舗装率について前期計画での進捗率が当初計画より遅れていますが、市民からの道路整備に対する不満度が高いことから、今後10年も10%の舗装率向上を見据え、後期計画に於いて5%向上の整備を進めます。

市街地内道路整備状況(前期計画見込み)

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未舗装延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
		本舗装	簡易舗装		
名寄地区	85.1km	25.6km	59.5km	45.2km	130.3km
	65.31%	19.65%	45.66%	34.69%	100.0%
風連地区	19.3km	4.5km	14.8km	3.1km	22.4km
	86.16%	20.09%	66.07%	13.84%	100.0%
合計	104.4km	30.1km	74.3km	48.3km	152.7km
	68.37%	19.71%	48.66%	31.63%	100.0%

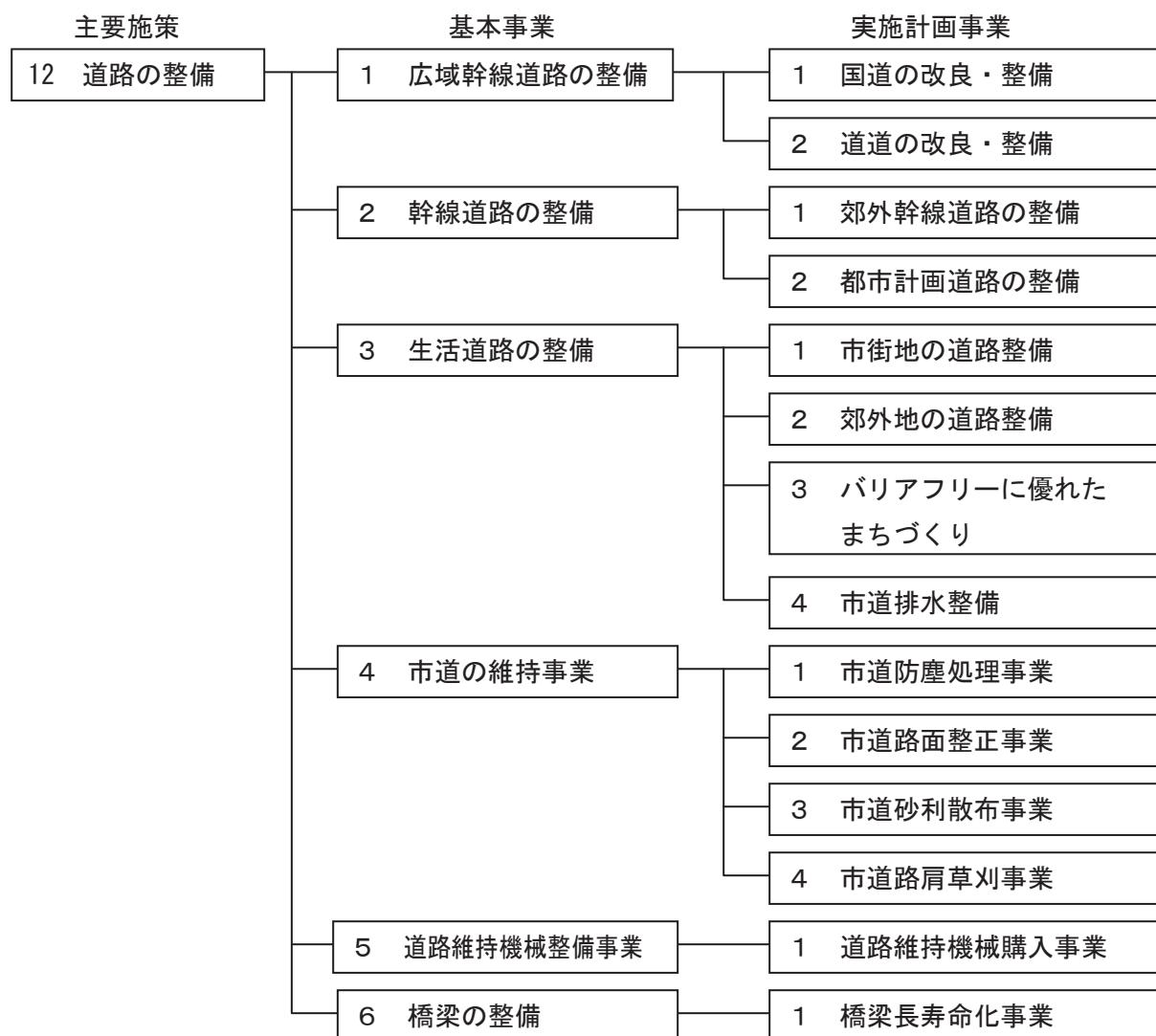
(平成23年度)

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

市街地内道路整備計画（平成 19 年度～平成 28 年度）（上段：延長、下段：構成率）

区分	舗装済延長		未舗装延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装		
名寄地区	92.6km 71.07%	33.1km 25.40%	59.5km 45.66%	37.7km 28.93%
風連地区	19.3km 86.16%	5.0km 22.32%	14.3km 63.84%	3.1km 13.84%
合 計	111.9km 73.28%	38.1km 24.95%	73.8km 48.33%	40.8km 26.72%
				152.7km 100.0%

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 広域幹線道路の整備

◎「国道 239 号のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。道道については、「美深名寄線（天智橋）」、や「旭名寄線」などの改良・歩道設置・維持事業を要望していきます。

2 幹線道路の整備

◎公共公益施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に整備します。

3 生活道路の整備

◎道路網が幹線道路と効果的に連絡することを考慮し、計画的に整備を行います。また、道路排水整備についても整備します。

4 市道の維持事業

◎舗装済道路の適切な維持と、未舗装道路が整備されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民と協働による道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。

5 道路維持機械整備事業

◎道路維持の大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

6 橋梁の整備

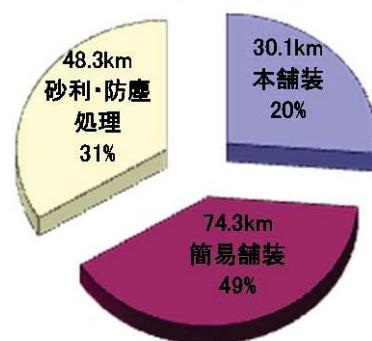
◎橋梁長寿命化計画を策定し、耐震補強や補修・修繕などを適期・適切に実施し社会資本の維持延命を図ります。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

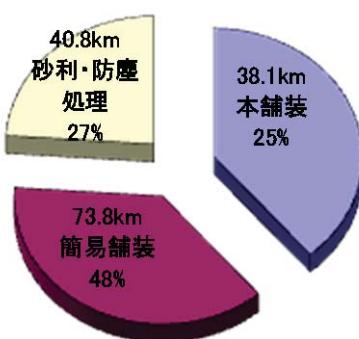
〔主な計画事業〕

- 郊外幹線道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 市街地の道路整備 (生活道路)
- 郊外地の道路整備 (生活道路)
- バリアフリーに優れたまちづくり
- 市道排水整備
- 道路維持機械購入事業
- 市道防塵処理事業
- 市道路面整正事業
- 市道砂利散布事業
- 市道路肩草刈事業
- 橋梁長寿命化事業

平成23年度市道舗装率



市道整備計画(平成28年度)



III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

III-13 総合交通体系

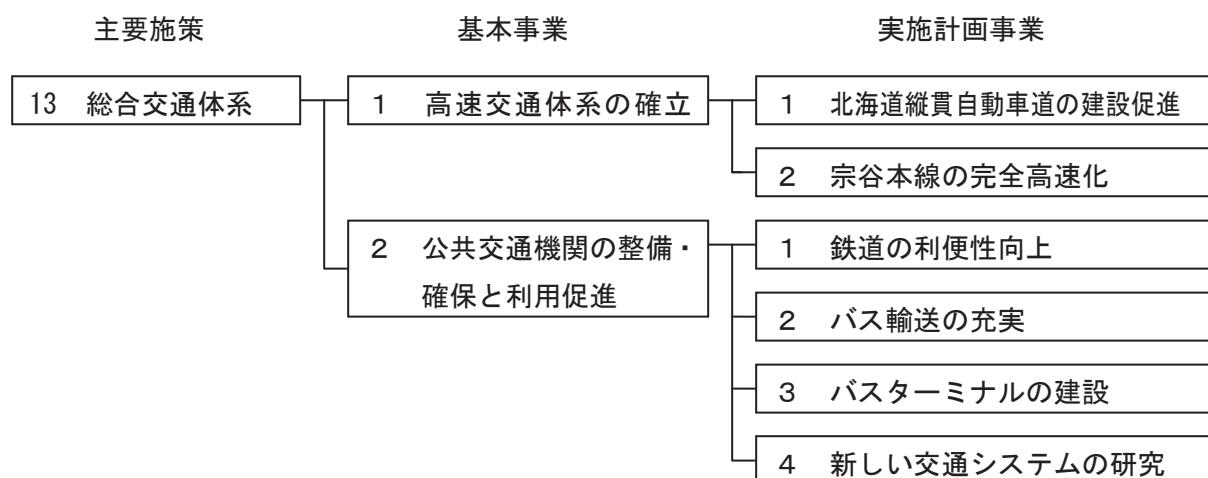
〔現状と課題〕

- ◆ 北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間 24 km (士別剣淵 IC～名寄) のうち士別剣淵 IC～士別市多寄町間 (12 km) が、国土開発幹線自動車道建設会議において緊急に整備すべき区間として決定され、平成 18 年 6 月に着工されました。国道 40 号名寄バイパスは、名寄 IC～美深 IC 間の暫定供用が開始されています。士別剣淵 IC～士別市多寄町間の早期完成と名寄 IC までの整備区間決定による事業化の実現及び一般国道自動車専用道路名寄・稚内間の整備について促進していく必要があります。
- ◆ 鉄道では、平成 12 年から宗谷本線に特別急行列車が運行されましたが、名寄稚内間は高速化されていないため、完全高速化と利便性や快適性の向上が求められています。
- ◆ 市民の社会生活の多様化に伴い公共交通機関の利用者が減少し、生活バス路線の縮小・廃止など利便性の低下が懸念されています。しかし、公共交通機関は商業や観光はもとより、子どもや高齢者などの交通弱者にとって欠くことができない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのために必要不可欠となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆ 北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の完全高速化や利便性の向上、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、高齢者や子どもなど交通弱者に対する対策はもとより、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点施設の整備や公共交通機関の充実を図ります。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 高速交通機関

◎高度情報化時代を迎え、経済活動における交通システムも大きく変化しています。この変化に対応すべく幹線道路の高度化や高速道路整備を図るなど、多様性のある高速交通ネットワークの形成を推進します。

2 公共交通機関の整備・確保と利用促進

◎鉄道利用者の利便性の確保の観点から、列車ダイヤ等について働きかけます。

◎地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地方バス路線維持対策を推進するとともに、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指して、交通弱者の利便性を考慮した新しい交通システムの研究・分析に努めます。

◎名寄駅を中心とした交通網の整備を図る中で、バスタークニナルなどの拠点施設の整備を進め、市内循環バス等の効率的な運行形態及び利便性の向上を図るよう努めます。

〔主な計画事業〕

- デマンド型交通の導入実施
- コミュニティバス試験運行事業

用語解説

※デマンド型交通

利用者が、交通事業者電話等で乗車を要請することで利用できる交通手段を指す。

※コミュニティバス

自治体等が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

Ⅲ-14 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

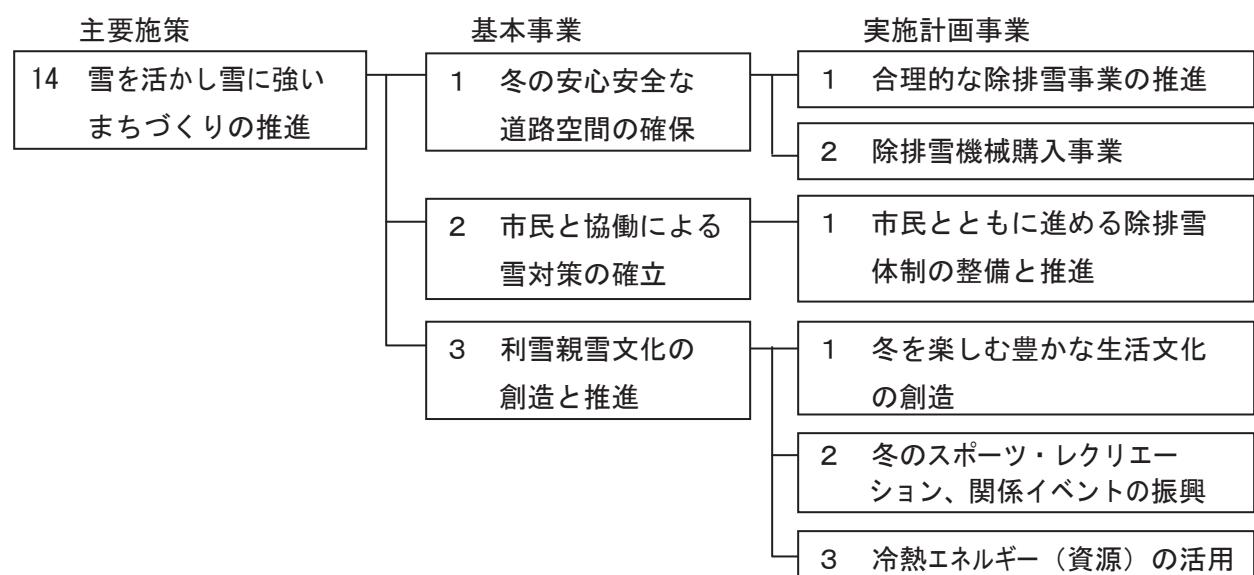
〔現状と課題〕

- ◆雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。
- ◆本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。
- ◆利雪親雪は、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対しての市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることができます。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆除排雪事業は、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。
- ◆住宅周りなど身近な除排雪は、市民との協働で総合的な除排雪体制を確立すると共に、除排雪助成事業の推進に努めます。
- ◆冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。
- ◆誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。
- ◆雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



Ⅲ 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

〔基本事業〕

1 冬の安心安全な道路空間の確保

◎合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。

2 市民と協働による雪対策の確立

◎市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。

3 利雪親雪文化の創造と推進

◎個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しみ魅力あるイベントの開催を図ります。

◎また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕

- 市道除雪事業
- 市道排雪事業（カット排雪）
- 道路除排雪事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成・風連市街地区国道及び道道排雪助成）
- 名寄市ホワイトマスターの推賞
- 除雪機械購入事業

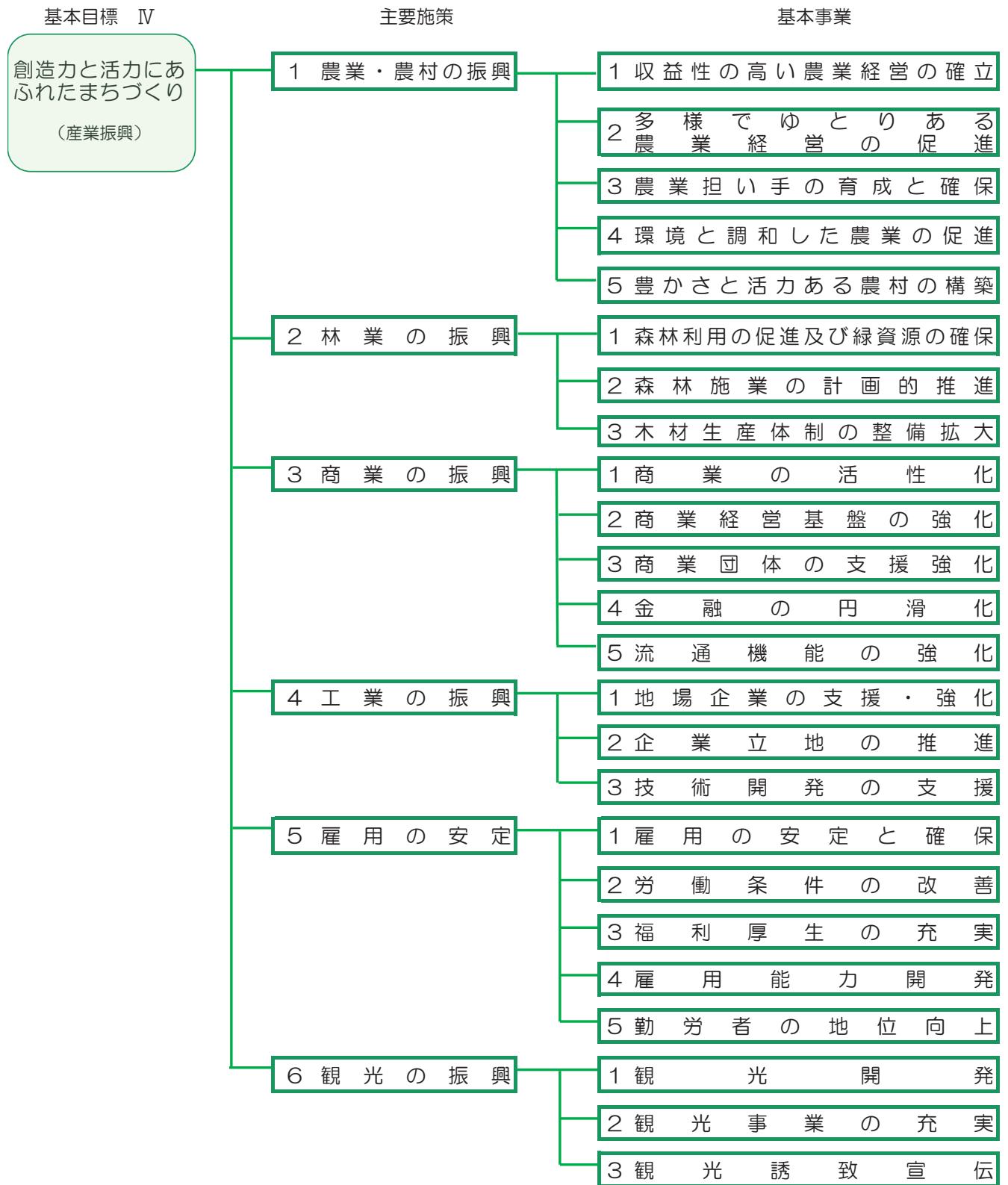
4. 基本目標 IV

創造力と活力にあふれたまちづくり

(産業振興)

(1) 農業・農村の振興	6 9 p
(2) 林業の振興	7 5 p
(3) 商業の振興	7 7 p
(4) 工業の振興	8 0 p
(5) 雇用の安定	8 2 p
(6) 観光の振興	8 4 p

施 策 の 体 系



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-1 農業・農村の振興

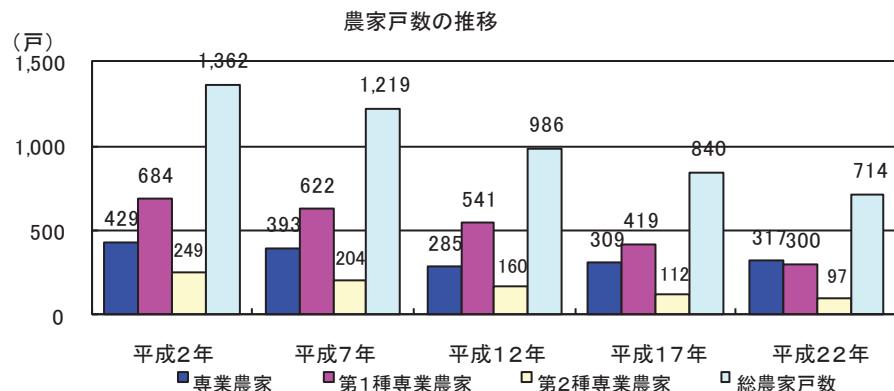
〔現状と課題〕

- ◆近年の農畜産物価格の低迷、TPP対応やWTO農業交渉に基づく国際規律の強化、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく、農業者戸別所得補償制度などの重要施策を的確に捉え、対応しなければなりません。
- ◆担い手の減少や高齢化が進行しており、新規就農者の育成・確保をはじめ、青年・女性組織の活動支援、地域農業の中核となる認定農業者や農業生産法人の育成とともに農地の利用集積を行い、農業・農村の持続的発展と農業構造の基盤を構築する必要があります。
- ◆効率的かつ安定的な農業経営の実現のためには、生産の基礎となる土地基盤の整備や土づくり及び輪作体系の確立が必要不可欠です。
- ◆本市の農業は、輸入農産物の増加、農産物価格の低迷や産地間競争の激化により厳しい環境下に置かれており、特に本市の基幹作物である米については消費量の減少や需給緩和基調から米価が下落し、農家経済は厳しい状況にあります。
- ◆「食」の安全・安心に対する関心が高まる中で、クリーン農業の広がりや農産物の直売、地産地消の運動など、生産者と消費者の距離を縮める取り組みが重要です。
- ◆景気が低迷する中で、農業と食品産業等関連企業が連携し、地域の特色ある農産物の付加価値向上や地域ブランドの開発、販路拡大に向けた取り組みを進めていくことが重要となっています。
- ◆農家戸数の減少、高齢化が進み、集落のコミュニティ機能や農村の水源の涵養や景観形成・文化の継承等の多面的機能の低下が懸念されます。
- ◆有害鳥獣（エゾ鹿）による農作物被害が顕著になっていることから、生態系に考慮した対策が求められています。
- ◆名寄市においては、鳥インフルエンザ・口蹄疫の発生はありませんが、予防対策は日ごろから行う必要があります。

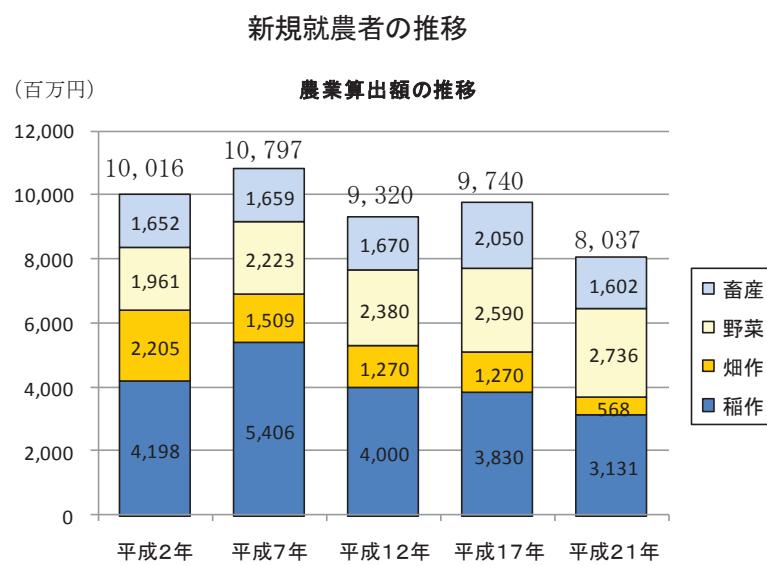
〔施策の基本的な考え方〕

- ◆農業基盤及び農業施設の整備・保全、土づくりなどの生産基盤の一層の推進と試験研究体制の充実、農業支援、担い手育成などを図り、農業生産体制の持続的発展に努めます。
- ◆農業団体との連携による営農指導体制の強化を図り、生産技術の向上、産地化、特産化、高付加価値化、クリーン農業の推進及び家畜排泄物、農業廃棄物の適正管理に努め、環境保全型農業を目指します。
- ◆食育・地産地消を推進するとともに、体験農業、都市と農村の交流を促進しグリーンツーリズムの拡大に努めるなかから、集落のコミュニティ機能の維持向上を図り、多面的機能の保全に努めます。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり



【資料：農林業センサス】



※年間必要就農者数の算式（世代交代を30年一世代とする。） 農家戸数 × (1 ÷ 30)

【資料：農務課】

〔 資料：平成2年～平成17年 農林業センサス
平成21年 農務課調べ 〕

用語解説

※ TPP

環太平洋経済連携協定(Trans-Pacific Partnership)。太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由化にしようとする国際協定のことで、日本の参加について議論されている。

※WTO

世界貿易機構(World Trade Organization)。国際的な貿易のルールを調整する国際機関。WTOでは21世紀の農作物貿易ルールを決める農業交渉が進められており、農業のもつさまざまな役割や食料安全確保について議論されている。

※農業者戸別所得補償制度

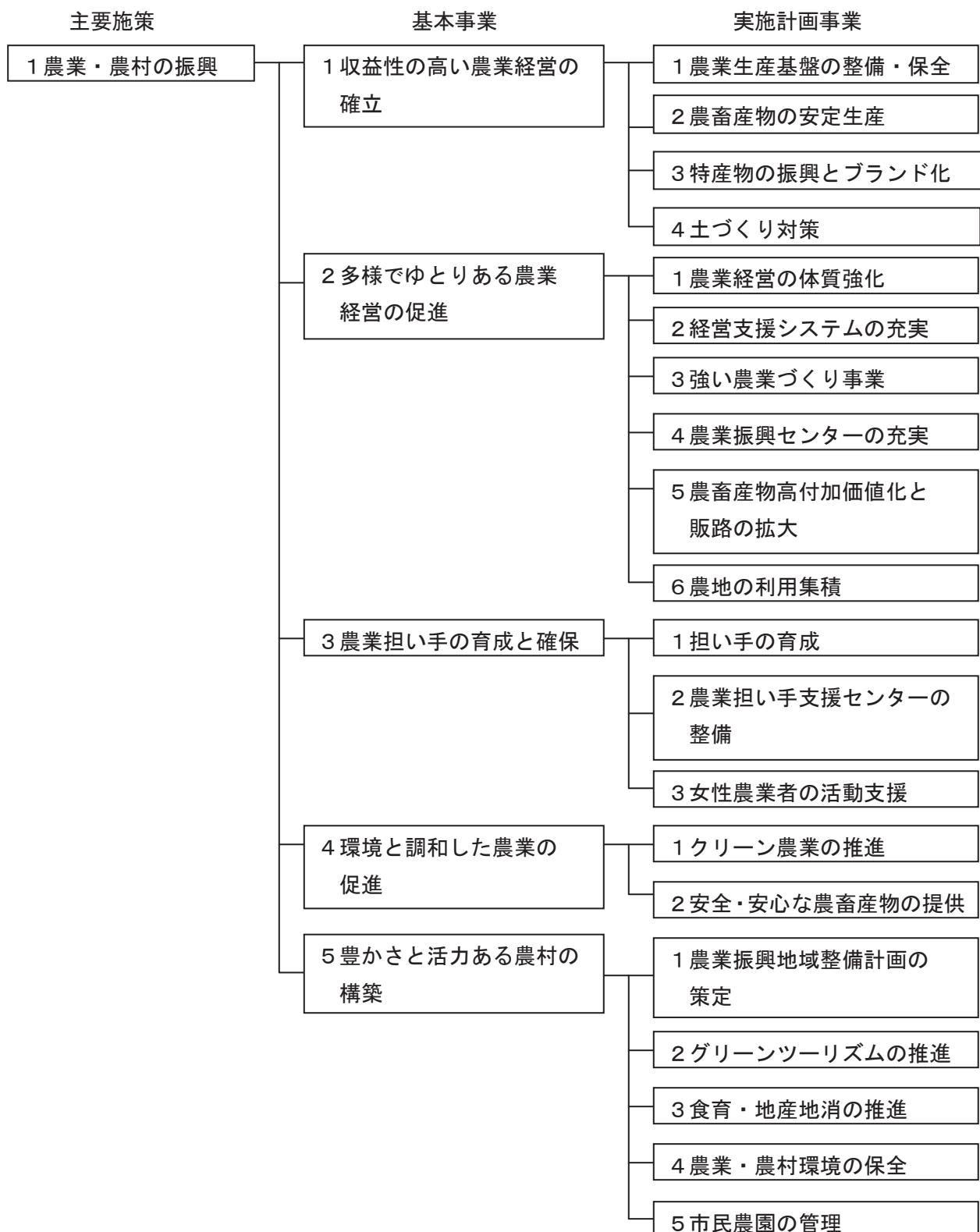
販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食糧自給率の向上と農業の多面的機能維持を目的とした事業のこと。

※グリーンツーリズム

農産漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔施策の体系〕



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔基本事業〕

1 収益性の高い農業経営の確立

- ◎消費者ニーズや需要の動向に即した農畜産物の安定的な生産を基本に、生産基盤の計画的な整備・保全や「農業振興センター」の活用により、新品種や省力・コスト低減に向けた新技術の導入を図り、土づくりを基本とした生産力や品質の向上を目指し生産技術の高位平準化を推進します。
- ◎「アスパラガス、花卉、トマト等」の高収益作物の産地づくりと地域ブランド化による付加価値の向上などにより農業所得の確保・向上を図ります。
- ◎地域の自然条件や農業の特色など、地域の優位性を前面に打ち出し、他地域との差別化や積極的なPR活動による販路拡大を図るとともに、鮮度保持などの実需者ニーズに応える効率的な流通体制の確立を目指します。
- ◎食品製造業や外食産業などとの連携強化に努め、農畜産物加工施設「グリーンハウス」、「あぐりん館」を活用した加工品の開発研究、農畜産物の直接販売など多様な取り組みを通じて有利販売・付加価値の向上を図ります。

2 多様でゆとりある農業経営の促進

- ◎休日制や給料制などの家族経営協定や法人化を促進し、農業労働力の確保、経営管理能力、資金調達などの向上を図るとともに、農外からの新規参入者の受け入れ、農地や農作業の受け手、さらには農業労働の確保などの面から法人化を推進します。
- ◎休日の確保など、ゆとりのある農業経営の実現や担い手の高齢化に対応した労働力の確保を図るとともに、生産コストの低減、経営体質の強化を一層促進するため、機械施設の共同利用や共同作業などを行う集落システムの再編を含めた育成強化を図ります。また、作業受委託や酪農ヘルパーなど、個々の経営を支援する地域システムの育成と活用を推進します。
- ◎農業者が自らの創意工夫により、農村景観や地場農畜産物などを活用し、地域の立地条件などを活かした経営の多角化や高収益が期待できる野菜や花卉などの導入に取り組む経営の複合化を推進します。

3 農業担い手の育成と確保

- ◎次代の農業を担う意欲と能力のある担い手を育成確保するため、農業経営や生活改善に積極的に取り組む青年組織への活動支援、農家子弟はもとより、Uターンや農外からの新規参入者の受入体制の整備を進めるとともに、農業振興センター機能との連携を図り、総合的な農業支援機構の取り組みを進めます。
- ◎女性が経営や地域の方針決定に参画するなど、その能力が十分に発揮される環境づくりと、農産加工、朝市、産直などに取り組む女性グループの地域活性化に向けた自主的な活動を支援します。
- ◎産業高校との連携のもとに、就農予定者の動向把握を行い、各種事業などを通じた就農促進に向けた取り組みを進めます。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

4 環境と調和した農業の促進

- ◎清涼な気候などクリーンな生産環境を最大限に活かし、消費者ニーズに応えた安全で良質な農産物を安定的に生産・供給するクリーン農業（環境調和型農業）の推進・定着を目指します。
- ◎家畜ふん尿の草地への還元や、耕種農家との連携による資源循環型農業を推進し、農村環境の保全に努めます。
- ◎農業用廃プラスチックなど、農業生産に伴い排出される廃棄物の適正な処理及びリサイクルを引き続き推進し、環境の保全に努めます。
- ◎消費者へクリーン農業に関する情報を的確に伝達し、安全で安心な農産物として信頼を得るためにインターネットの活用による情報発信を図ります。

5 豊かさと活力のある農村の構築

- ◎農村地域の道路網や農業情報システムなど、社会資本の整備を計画的に進めます。
- ◎大気、水、土壤や緑豊かな景観などを地域の資源として位置付けて良好な状態で保持し、人が自然と共に共生する豊かな環境を維持するため、農業・農村の持つ多面的な機能の保全に努めます。
- ◎農業体験農園やファームインなどの整備を支援し、豊かな自然とのふれあいや農作業など、農村ならではの体験ができるグリーンツーリズムによる農村と都市との交流を促進します。
- ◎地産地消の推進により消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係の構築や地域の農産物・食品を購入する機会の提供など、地域農業と関連産業の活性化を図ります。また、学校給食に地場農産物を使用することにより、食育の充実を目指します。
- ◎市民農園の維持管理を行い、市民が農業体験を通して自然に触れ合うとともに、相互交流を推進し、地域の活性化を促進します。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔主な計画事業〕

- 農業者戸別所得補償事業
- 農業支援システム定着促進事業
- 農業青年チャレンジ事業
- 新規就農等に関する助成事業
- グリーンツーリズム推進事業
- 中山間地域等直接支払交付金
- 食肉センター整備事業
- 有害鳥獣駆除対策事業
- 農業振興資金融資事業
- 産業まつり開催事業
- 農道整備事業
- 農業支援センター整備事業
- 農地・水保全管理支払交付金
- 油用ひまわり振興事業
- 農業基盤整備事業
- 酪農ヘルパー事業
- 畜産環境総合整備事業
- 航空写真撮影事業

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-2 林業の振興

〔現状と課題〕

- ◆近年の森林・林業を取り巻く状況は、依然として厳しいものがあり、組合員の減少に加え、木材価格の低迷や林産業コストの上昇など、森林所有者の林業経営に対する意欲の減退のほか、林業労働者の高齢化などにより、山づくりに対する意欲が低下傾向にあります。
- ◆森林が将来にわたり、適切に管理され、保水力の維持等、森林の有する多面的機能の発揮と安定的かつ効率的な経営を担い得る林業事業として、足腰の強い林業、さらには林産業を確立するため、森林資源の保存・管理・条件整備などを実施することが必要です。
- ◆地域の中核となる意欲ある林業後継者の育成が重要です。

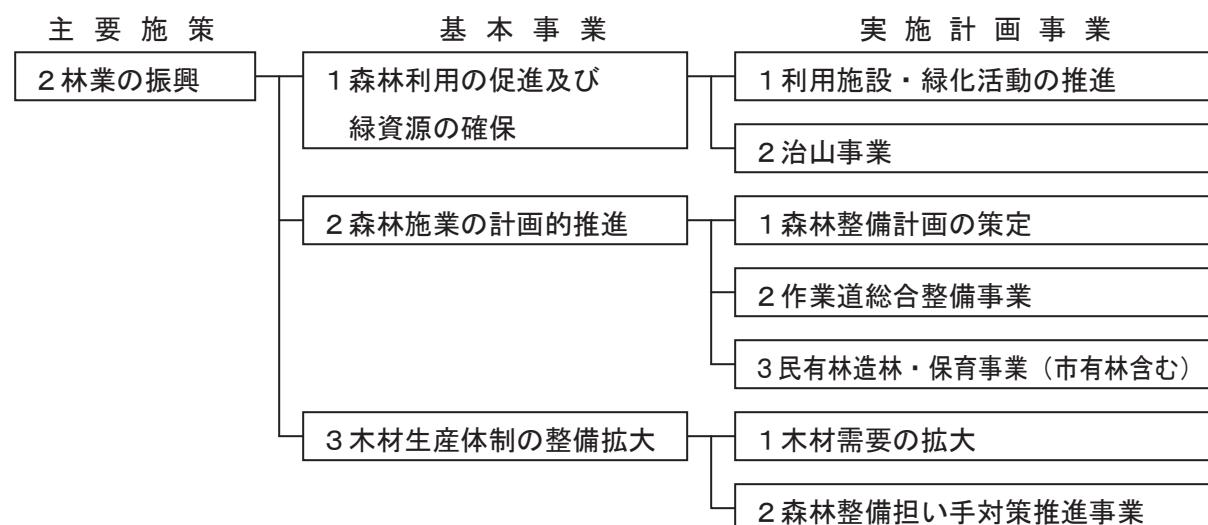
名寄市の森林面積（平成22年4月1日林業統計表から）

	森林面積 (ha)	国有林 (ha)	民有林 (ha)	民有林の内訳 (ha)	
				道有林	一般民有林（うち市有林）
名寄地区	19,410	3,718	15,691	7,364	8,327 (1,546)
風連地区	14,108	4,888	9,221	2,500	6,721 (922)
合 計	33,518	8,606	24,912	9,864	15,048 (2,468)

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆森林整備水準の向上を図り、森林の有する多面的機能の発揮に努めます。
- ◆地域林業システムの形成や地域材の産地化・銘柄化に努め、林業の生産性の向上を目指します。

〔施策の体系〕



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔基本事業〕

1 森林利用の促進及び緑資源の確保

- ◎緑豊かで潤いと安らぎのある生活環境を求める声が高まる中、林業生産の場だけの役割でなく、精神的なゆとりの場、健康的な活動の場など、保健・文化・教育等の場として、多面的に利用する森林整備に配慮します。
- ◎治山事業では、森林の維持造成を通じて保安林を守り、造林を推奨して治山対策に努め、山地の保水力を高めます。

2 森林施業の計画的推進

- ◎森林資源の充実を図り、森林の持つ公益的機能を総合的に発揮させるため、森林整備の目標達成に必要な施業等についての森林整備計画を策定し、計画的及び効率的に進めます。
- ◎作業道等の整備を行い、人工造林地の除伐・間伐を実施し、施業の効率化及び事業費の軽減を図り、森林所有者の支援に努めます。

3 木材生産体制の整備拡大

- ◎森林の持つ多面的機能の高度発揮と足腰の強い林業・林産業を確立するため森林整備計画を策定し、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、助成制度を活かした民有林造林事業を推進します。
- ◎快適で心のやすらぐ空間を創り出す材料として、住民資材等が見直されており、間伐材の利用拡大を推進します。
- ◎林業労働者の担い手確保及び森林作業員の就労の長期化・安定化、さらには就労条件の改善を図り林業への新規参入を推進します。

〔主な計画事業〕

- 森林整備地域活動支援交付金事業
- 市有林造林事業
- 民有林林業振興推進事業
- 森林整備担い手対策推進事業

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-3 商業の振興

〔現状と課題〕

- ◆小売業は、市内はもとより周辺地域からの購買力の流入によって発展してきました。しかし、消費者のライフスタイルの変化、モータリゼーションの進展といった全国的な動向に加えて、商圏人口の減少や後継者不足による高齢化などで、中心市街地の商店街では空洞化が進行しています。
- ◆活気ある商業活動を展開するためには、消費者ニーズに対応した情報の提供、利便性・快適性を備えた個性ある魅力的な商店街づくりが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆中心市街地商店街、各地域商店街の組織充実及び商店街区の整備を進めるとともに、積極的に情報の発信を行い、駅前の拠点施設を核として商店街振興を充実することにより郊外へ流出した購買力を回帰させ、魅力ある商店街づくりを目指します。
- ◆中小企業などの経営基盤の強化をはじめ、経営革新や後継者による第二創業を含めた起業に対して支援を強化します。
- ◆農林業との連携による地場産業の活性化を図り、生鮮食料品の安定供給のため物流システムの効率化や流通の要である市場機能の充実に努めます。

用語解説

※モータリゼーション

自家用車が普及・大衆化され、人の行動にも車が必要とされる様子。

※第二創業

従来から行っている本業とは別に新規に事業を立ち上げること。または新たな技術や市場に進出して事業を大きく発展・変革させること。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 商業の活性化

◎都市基盤整備と一体となった商店街の環境景観整備を図るとともに、交通体系・観光施策などと連動した複合的施設の整備、個性ある商店街づくりを推進します。

2 商業経営基盤の強化

◎中小企業相談所や関係機関団体の機能強化を図ります。

◎経営向上安定のため、各種制度の充実に努め、個別経営指導の徹底や研修制度の活用を推進します。

◎起業化支援と人材の育成に努めます。

3 商業団体の支援強化

◎商業関係団体等の活動を積極的に支援し、その機能強化と活性化を図ります。

4 金融の円滑化

◎中小企業の融資制度を充実させるとともに、各種制度について金融機関と連携し周知・活用に努めます。

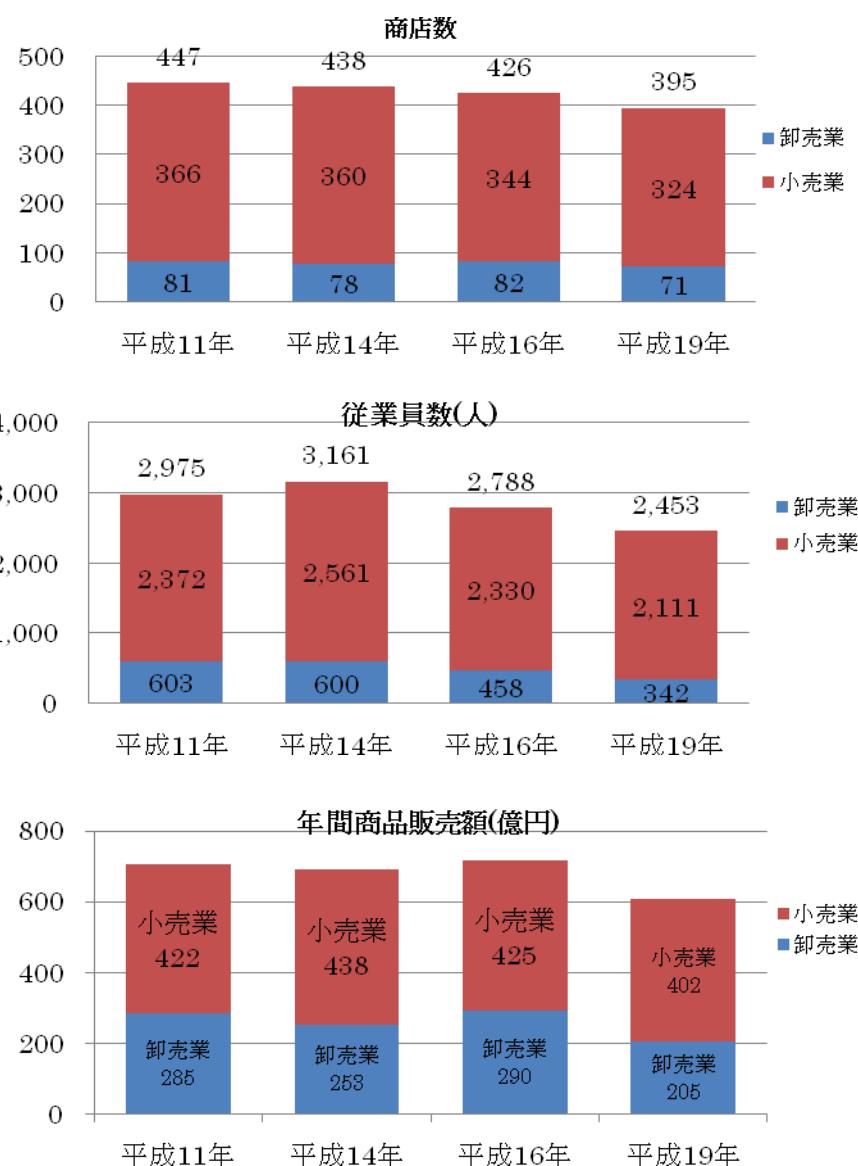
5 流通機能の強化

◎生鮮食料品の安定供給、地場産品の流通促進に努めます。

IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

[主な計画事業]

- 商店街等活性化事業
- 中心市街地近代化事業
- （仮称）複合交通センター整備事業
- 情報化促進と情報提供
- 商業指導者育成対策事業
- 物産振興事業
- 中小企業特別融資事業
- 特別融資利子・保証料補給事業
- 市場改築事業



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-4 工業の振興

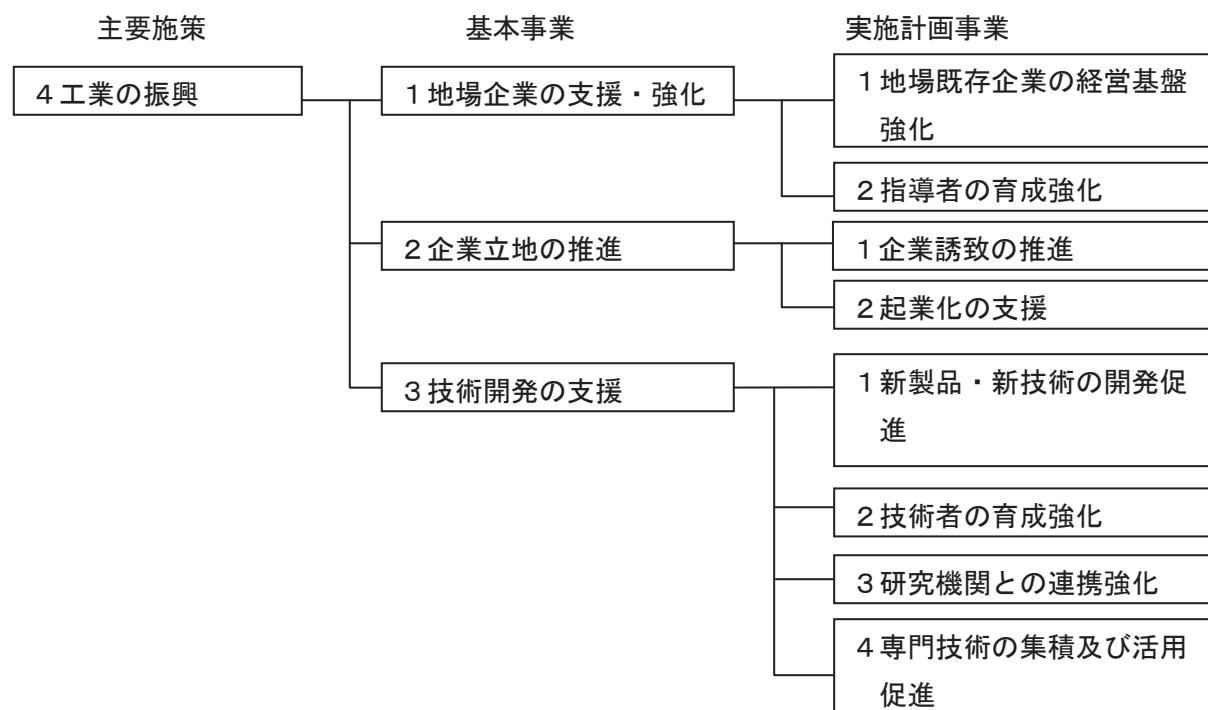
〔現状と課題〕

- ◆地場資源型の製造・加工を中心とする業種が多く、そのほとんどが経済変動の影響を受けやすい小規模事業所となっています。工業をとりまく環境は、経済のグローバル化、さらには少子高齢化や環境問題への対応など、長引く景気低迷の中で急激かつ大きく変化しており、依然として厳しい状況が続いている。
- ◆中小企業の事業拡大・経営体質強化のため、企業立地・中小企業振興制度の充実が求められています。また、異業種交流・人材育成・情報化等の対策も必要です。
- ◆新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備、起業支援・育成を図るとともに、各種教育・研究機関と連携し地場資源活用型の企業立地を推進します。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆経営基盤の強化、経営の安定化を図り、地場企業の成長や地域経済の活性化を推進します。
- ◆地場既存企業の体質強化と近代化、产学研官及び産業間連携、起業及び新産業の創出などを促進します。
- ◆農林業との連携により地域の資源、気象条件、人材を活用した技術開発を進め、産業集積をしながら企業誘致を推進します。

〔施策の体系〕



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔基本事業〕

1 地場企業の支援強化

◎地場企業の育成と経営体質の強化に努めるとともに、既存企業の近代化、経営基盤強化のため各種制度を充実させ研修制度の活用を促進します。

2 企業立地の推進

◎企業立地制度の充実を図り、地域の特性を活かした新規企業の誘致活動を展開するとともに情報収集に努めます。

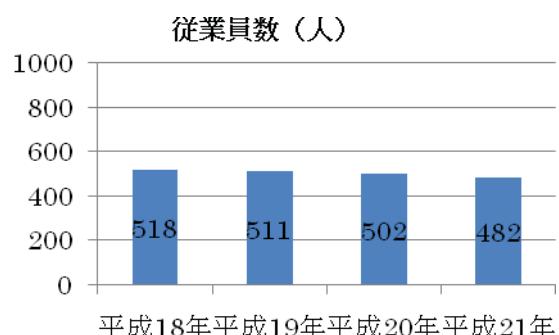
3 技術開発の支援

◎地場資源を活用した付加価値の高い地場産品開発を推進します。

◎各種教育・研究機関との共同研究、中小企業大学校の活用など、技術水準の向上と経営基盤の強化を図ります。

〔主な計画事業〕

- 既存企業の育成強化
- 各種助成制度の拡充
- 情報化の促進
- 企業立地の推進
- 起業の促進
- 新製品開発推進
- 技術者の育成強化
- 異業種交流の推進
- 産業集積の促進



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-5 雇用の安定

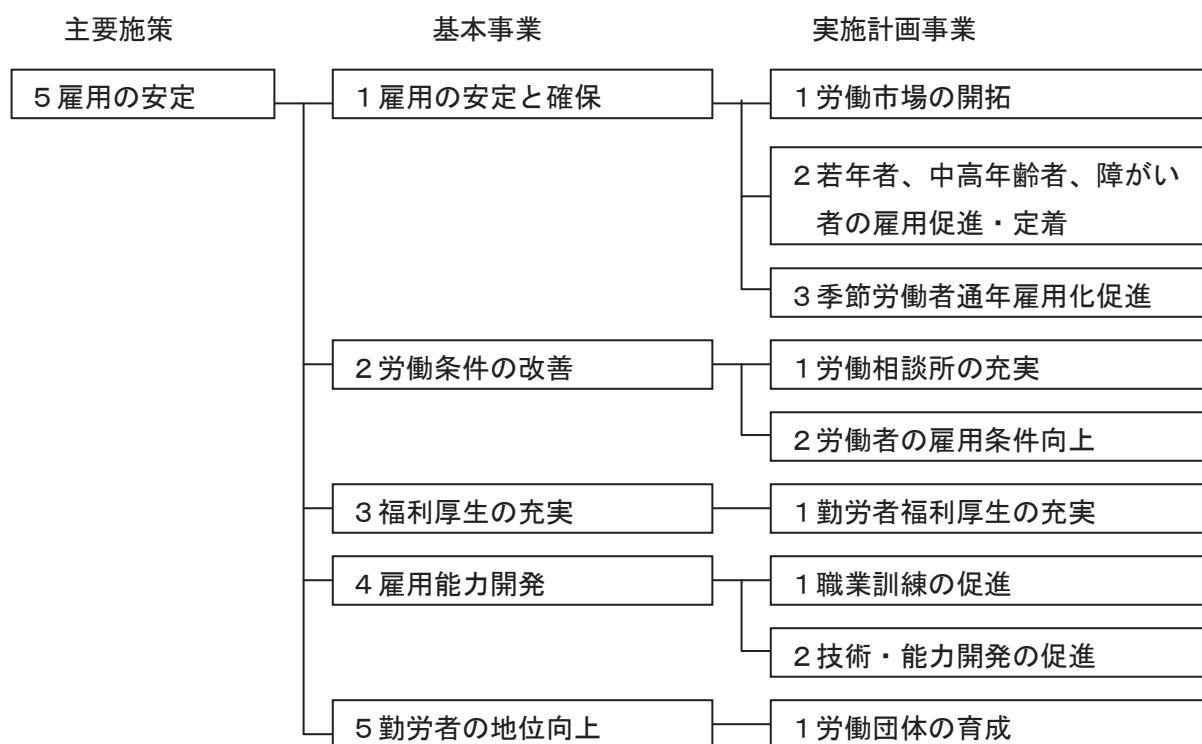
〔現状と課題〕

- ◆過疎化の進行、人口減少や少子高齢化とともに、長引く景気の低迷によって、求人倍率も横ばいの状態が続いています。企業活動の原動力となる労働力も、雇用形態を臨時やパートに求める傾向が強まっており、就業環境に変化がみられます。
- ◆公共事業の減少によって、建設業を中心に季節労働者の雇用環境は厳しくなっています。
- ◆厳しい雇用環境が続く中で、新規学卒者、中高年齢者、障がい者や季節労働者の働く場の確保、臨時・パートタイマーを含めた全体の労働条件の安定と向上への環境整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆産業振興施策と一体的に推進し、関係機関と連携しながら雇用の確保と拡大に関する支援、就職に対する情報提供や労働相談の充実、能力開発や技術習得機会の提供を図り、地元就職と定住促進に努めます。
- ◆労働条件の向上促進と勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、労働福祉全体の向上に努めます。

〔施策の体系〕



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔基本事業〕

1 雇用の安定と確保

◎新学卒者の就職促進と若年者の地元就職促進を図り、併せて中高年齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

◎季節労働者の通年雇用化のための支援や職業相談、紹介窓口の整備を行います。

2 労働条件の改善

◎パート労働者の雇用条件向上や仕事と家庭の両立支援を図ります。

◎労働相談体制を充実させ、関係機関との連携を強めます。

3 福利厚生の充実

◎勤労者共済会の支援をとおし、勤労者の生活の安定と福利厚生の向上に努めます。

4 雇用能力開発

◎人材開発センターを活用した職業知識の習得や能力開発の促進に努めます。

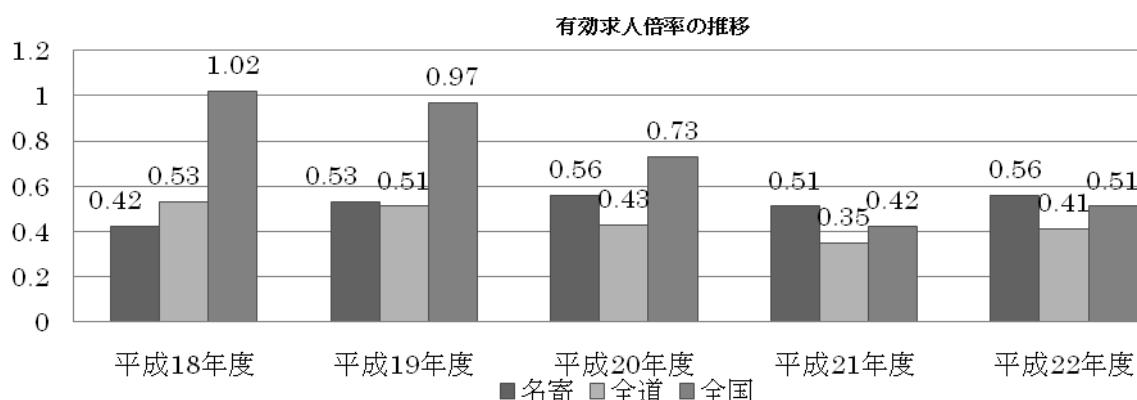
◎技能後継者の養成、技術や技能力の向上と技能者の地位の向上に努めます。

5 勤労者の地位向上

◎労働団体や勤労青少年団体の育成と支援を図ります。

〔主な計画事業〕

- 季節労働者支援事業
- 事業所内福祉施設支援事業
- 退職金制度の普及及び、促進事業
- 中小企業勤労者福祉推進事業
- 人材開発センター活用促進事業



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

IV-6 観光の振興

〔現状と課題〕

- ◆観光の拠点として、恵まれた自然を活かした施設整備を進め、各種大会の誘致や集客増加のために効果的なイベントを開催するなど、交流人口の拡大や地域の活性化を図ってきました。しかし、一律的な色彩の強い観光施策は、ニーズの多様化による観光の個人化に十分対応したものではなく、自然志向、健康志向の強まり、さらには高速交通網の整備などによる観光ニーズを見据える必要があります。
- ◆多様化する観光ニーズに対応するため、広域観光ルートの開発や観光企画、イベントの充実、農林業との連携による体験型・滞在型の観光ステージづくりを推進することが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆観光振興計画に基づき、既存観光資源の保全・有効活用を推進するとともに、天文台・映画撮影ロケのきっかけとなったひまわり等の新たな観光資源の発掘に努め、体験型・滞在型観光の振興を推進します。
- ◆観光の振興は、地域を活性化させる大きな効果が期待されます。自然・スポーツ・文化的な観光資源を活用し、広域での連携を強化します。

〔施策の体系〕



IV 創造力と活力にあふれたまちづくり

〔基本事業〕

1 観光開発

◎豊富な自然環境を調和させ、農林業との連携を行い、農村景観や拠点施設の充実を図り、体験型・滞在型観光を推進します。道の駅・天文台など観光主要施設を連動させたイベント・情報発信に努めます。

2 観光事業の充実

◎観光関係組織の充実を推進し、各種まつり・イベントの活性化を図るとともに、合宿などの受け入れやフォローアップ体制の充実に努めます。

◎観光ボランティア等を中心とした観光ホスピタリティ運動の展開や市民参加型の観光イベントを推進します。

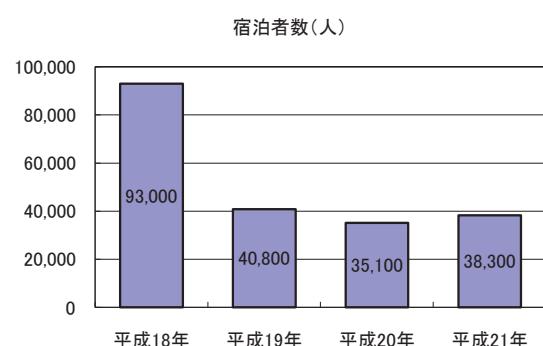
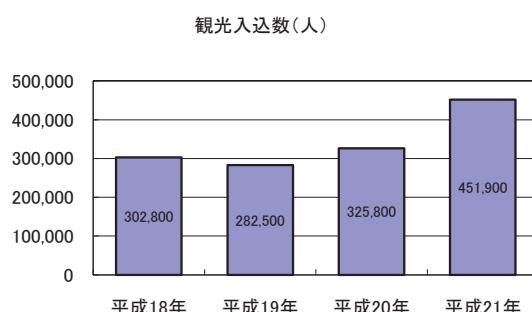
3 観光誘致宣伝

◎北海道遺産である天塩川の恵まれた自然を活かした広域観光を推進します。

◎特色あるホームページ、観光パンフレット・ポスターの作成やマスメディア、タウン誌などを活用したPRに努めます。

〔主な計画事業〕

- 観光振興事業
- スキーチャンピオン事業
- 望湖台自然公園整備
- 智恵文沼水辺の楽校推進
- 観光事業推進団体支援事業
- 地域特性イベント実施事業
- 合宿の里づくり推進
- （仮称）複合交通センター整備事業
- 道北観光連盟事業の推進
- なよろ温泉整備事業
- なよろ健康の森整備事業



用語解説

※（観光）ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々が「おもてなし」の心で接し、観光客をあたたかく迎え入れること。

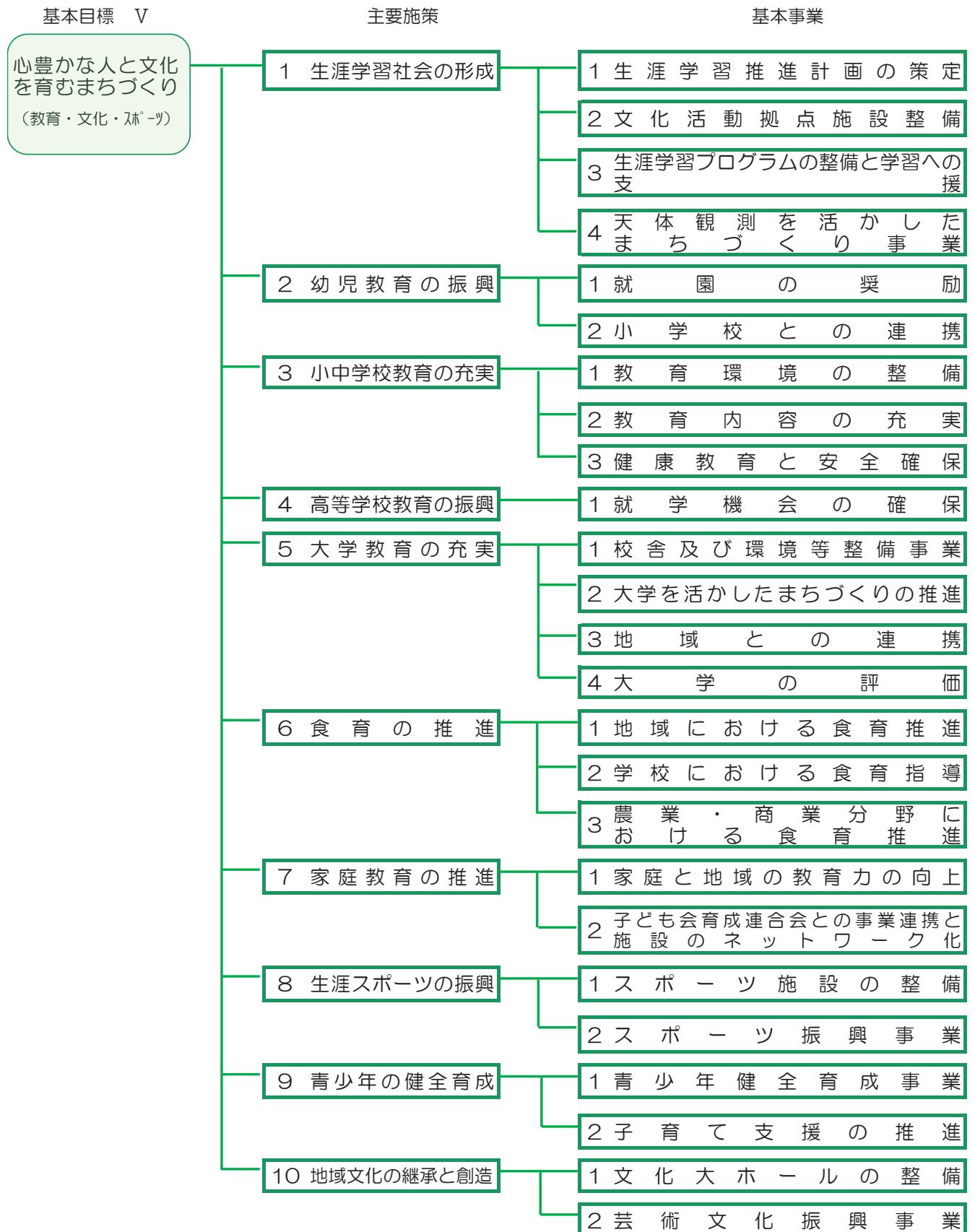
5. 基本目標　V

心豊かな人と文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

(1) 生涯学習社会の形成	8 6 p
(2) 幼児教育の振興	8 8 p
(3) 小中学校教育の充実	8 9 p
(4) 高等学校教育の振興	9 2 p
(5) 大学教育の充実	9 3 p
(6) 食育の推進	9 5 p
(7) 家庭教育の推進	9 7 p
(8) 生涯スポーツの振興	9 9 p
(9) 青少年の健全育成	1 0 1 p
(10) 地域文化の継承と創造	1 0 3 p

施 策 の 体 系



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-1 生涯学習社会の形成

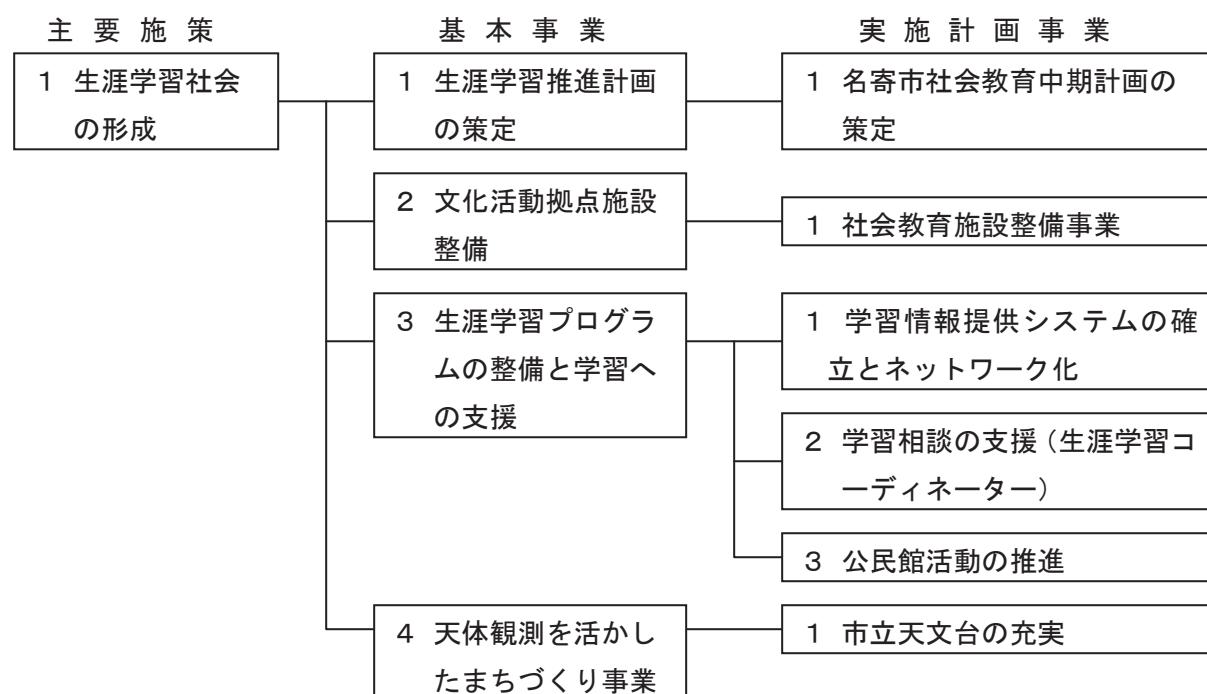
〔現状と課題〕

- ◆市民講座を開設しているが、参加者に偏りが見られ、特に女性・高齢者が多く働き盛りの男性が少ない傾向があり、生涯にわたって社会に対応する学習活動・スポーツ活動への認識が希薄となっています。また、世代間の交流不足も顕著であり、住民の多様なニーズに応えた学習機会と情報の提供、高齢者の社会参加の促進が必要です。
- ◆社会教育施設においては各施設とも老朽化が進んでいます。図書館においても改築や図書資料の整備が必要となっており、北国博物館では見学者のニーズに合った常設展示室等の改修が必要です。
- ◆天文台については教育・研究・観光施設として入館者が増加しており、開館体制の検討が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆全ての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、総合的な生涯学習推進体制の整備のもと生涯学習関連施設の整備・充実を図るとともに、人材の確保及び情報提供体制の充実、特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、多様な学習機会の提供に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 生涯学習推進計画の策定

◎生涯学習推進の基本となる社会教育中期計画を策定し、時代の急速な変化に対応するため5ヵ年ごとに計画の見直しや改善、体系的な整備を図ります。

2 文化活動拠点施設整備

◎文化センター、北国博物館、図書館、風連陶芸センター、歴史民俗資料館などの文化施設は、いずれも建築後相当年数が経過していることから改修などの施設整備を行います。

3 生涯学習プログラムの整備と学習への支援

◎心豊かな人間性とスポーツ・文化を誇るまちづくりを目指し、生涯のそれぞれの時期に豊かな学習活動ができるように生涯学習プログラムの整備を進め、市民の生涯学習に対する多様な要求に応えられる体制づくりに努めます。

4 天体観測を活かしたまちづくり事業

◎本市の天文台は、天体観測環境にも恵まれ、観測機器においては、国内最大級の大型望遠鏡（北大設置）を兼ね備え、北海道大学との相互協力協定に基づき学術交流を進めています。また、その成果を全国に発信するなど、注目されている施設でもあります。こうした本市の優れた自然条件を活かし宇宙への魅力を子どもたちに伝えるなど、特色ある天文教育を進めます。また、道立公園内にある立地条件を活かして、観光的施設の面からも交流人口の拡大に努めます。

〔主な計画事業〕

- 新聞のマイクロフィルム化
- 北国博物館展示・機能強化事業
- 公民館分館事業
- 高齢者学級運営事業
- 生涯学習フェスティバル事業
- 生涯学習推進アドバイザーの設置
- ジャックの豆事業
- 市民文化センター設備更新事業
- 図書館の改築

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-2 幼児教育の振興

〔現状と課題〕

- ◆本市には、私立幼稚園が5園（名寄地区4園、風連地区1園）あり、460人（定員660人、平成22年5月1日現在）の子どもたちが学んでおり、それぞれの園において幼稚園教育要領に基づき教育課程を編成し、特色ある教育活動を行っています。
- ◆本市の幼児教育は、一貫して私立幼稚園が担ってきており、市はこれまで幼児教育の振興と幼稚園経営の充実・安定のため助成支援を行っています。
- ◆少子化の進行に伴い、幼稚園経営も厳しい状況を迎えているとともに、子どもたちの間では、同年齢や異年齢の幼児同士の交流や集団の遊びにも大きな影響が現れています。
- ◆現在国では、認定こども園を含む新たな子育て支援体系を検討しており、その動向を注視する必要があります。関係部局との連携を緊密にし、その研究・検討を進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆希望する全ての子どもたちが幼児教育を受けられるように、保護者などのニーズに応えた施策の推進に努めます。また、小学校との日常的な連携を緊密にし、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 就園の奨励

◎就園率向上のため、保護者負担の軽減と園の経営充実への助成支援に努めるとともに、国など関係機関に助成措置の充実を要請します。

2 小学校との連携

◎小学校との連携を図り、教育内容・方法の相互理解や交流の機会を充実するとともに、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

〔主な計画事業〕

- 幼稚園就園奨励費助成
- 幼稚園振興補助費助成

用語解説

※認定子ども園

幼稚園、保育所などのうち、就学前の児童を対象として、教育及び保育を一体的に提供するとともに地域の子育て支援を行う都道府県の認定を受けた施設。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-3 小中学校教育の充実

〔現状と課題〕

- ◆少子化の進行に伴い児童生徒数が減少し、1学年で複数学級が維持できない学校が増加するなど、教育効果や学校経営に大きな影響が現れています。また、小中学校15校のうち、築後30年以上の校舎が8校（体育館のみなど一部を含む）あり、さらに昭和56年施行の建築基準法改正以前に建築され耐震診断が必要とされている学校が9校となっています。このことから、児童生徒数の減少に対応とともに、老朽化した学校施設の整備を図るため、学校の適正規模・適正配置の検討を進め、通学区域の見直し・再編と学校施設・設備等の計画的な整備が求められています。
- ◆学校給食センターは、築18年が経過しており安全な給食を提供するために、年次的な厨房機器の更新・調理室の改修など施設整備が必要となっています。
- ◆子どもたちの現状として、学ぶ意欲や学力の低下、規範意識の低下や社会性の未発達など、さまざまな課題が指摘されています。本市には、小学校11校、中学校5校（うち休校1校）があり、小学生1,481名、中学生741名の合わせて2,222名（平成23年4月1日現在）の児童生徒が学んでいます。各学校においては、課題解決に向け「開かれた学校づくり」を通じた家庭・地域との一層の連携が求められています。
- ◆グローバル化の進展、情報化の発展、環境問題の深刻化、経済社会構造の変化など、時代の潮流や子どもたちを取り巻く状況を踏まえつつ、新学習指導要領に基づき、一人ひとりの児童生徒が「生きる力」を育むことのできる教育活動を推進するために、基礎・基本を重視した学力の向上、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を引き出す個性を尊重した教育の推進や正義感・思いやりなど豊かな人間性の育成が求められています。
- ◆各学校では、運動の楽しさや喜びを味あわせる指導や事故・災害などに関する継続的な安全指導の充実に努め成果をあげていますが、各教科との関連を図った学校保健・学校安全の年間計画の作成、今日的な課題である性や薬物乱用防止、携帯電話などに関わる指導の充実などについては必ずしも十分とは言えません。このような状況を踏まえ、たくましい体育・健康・安全指導の充実がより一層求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆教育効果を高めるために小中学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進め、計画的に学校施設などの整備を進めます。また、確かな学力の向上など「生きる力」の育成に努めるとともに、新しい時代に対応した学校教育の充実に努めます。

用語解説

※グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

※特別支援教育

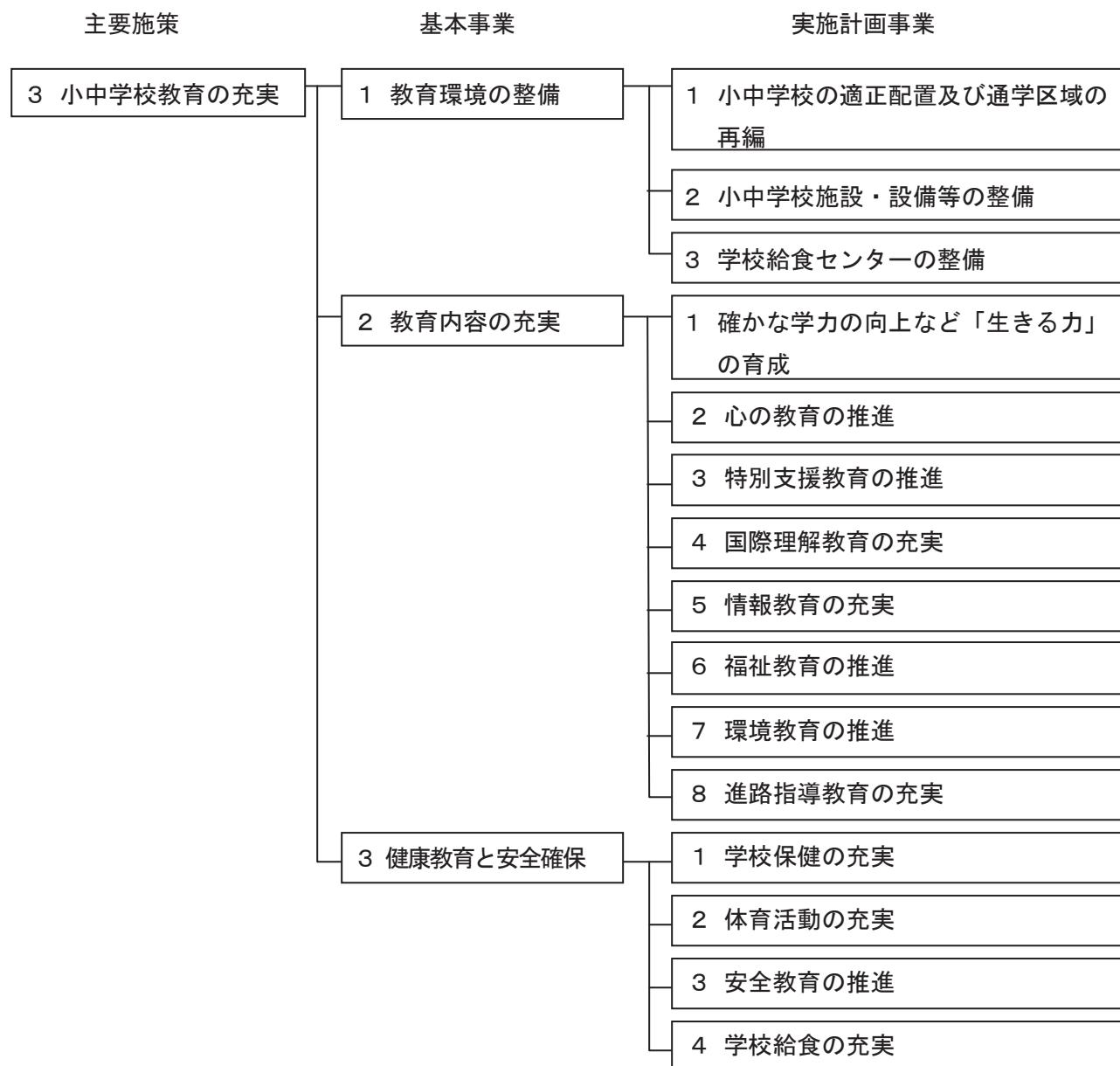
従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

※新学習指導要領

平成20年3月文部科学省より告示され、小学校平成23年度、中学校平成24年度から施行。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 教育環境の整備

◎教育効果を高めるために、小中学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進め、長期的な展望に立った学校施設などの整備を計画的に進めます。

2 教育内容の充実

◎確かな学力の向上など「生きる力」の育成のために、授業の指導内容・方法の改善を図り、学力定着のため家庭教育と連携します。また、豊かな自然とのふれあいや地域における生活体験・ボランティア活動などを通して、児童生徒の自主性や主体性を育み、人間としての生き方への自覚、豊かな道徳性を育成することにより、いじめ・不登校などの問題解決に結びつく取り組みを進めるとともに、新しい時代に対応した国際理解教育・情報教育、特別支援教育などの充実に努めます。

3 健康教育と安全確保

◎性や薬物乱用の今日的な課題に対応したたくましい体育・健康・安全指導の充実に努めます。

〔主な計画事業〕

- 教員住宅解体事業
- 小学校国際理解教育推進事業
- 厨房設備等整備事業
- 旧風連中学校校舎・屋体解体撤去事業
- 耐震診断実施事業
- 小中学校情報機器整備事業
- スクールバス更新事業
- 外国青年（外国語指導助手）招致事業
- 心の教室相談員配置事業
- 小学校施設補修事業
- 名寄市内小学校改築事業
- 風連中央小学校改築事業
- 名寄中学校改築事業

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-4 高等学校教育の振興

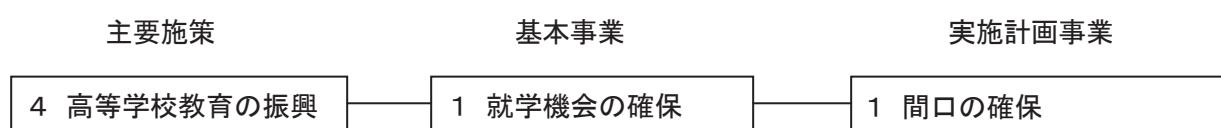
〔現状と課題〕

- ◆高等学校教育においては、国際化・高度情報化・科学技術の進歩など社会の変化に対応できる人材の養成が求められているとともに、98%を超える進学率の中、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望の一層の多様化が進展しており、これらの学習ニーズに適切に対応した教育活動の推進が求められています。
- ◆少子化の進行に伴う中学卒業生の激減が今後も引き続き見込まれ、北海道教育委員会は「新たな高校教育に関する指針」を策定し、未来を担う人材を育むための基本的な考え方と施策を示し、平成20年度から順次、新たな高等学校の再編統合を進めています。
- ◆本市には、道立高校が2校（8間口・定員320人）あり、平成23年度の進学者数は254人となっており、定員に対し約80%の収容率で、生徒の確保が非常に厳しい状況にあります。各高校では、小学校との交流学習や市民講座の開催など、地域に開かれた学校づくりを積極的に進め、特色ある教育活動を展開しています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆社会情勢や高等学校教育のあるべき姿を見据え、関係機関との連携を図りながら魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制を強化し、就学機会の確保に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 就学機会の確保

- ◎これからの中長期に合わせた魅力ある高校づくりに向けて、関係機関との連携を図り、必要な支援体制を整えます。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-5 大学教育の充実

〔現状と課題〕

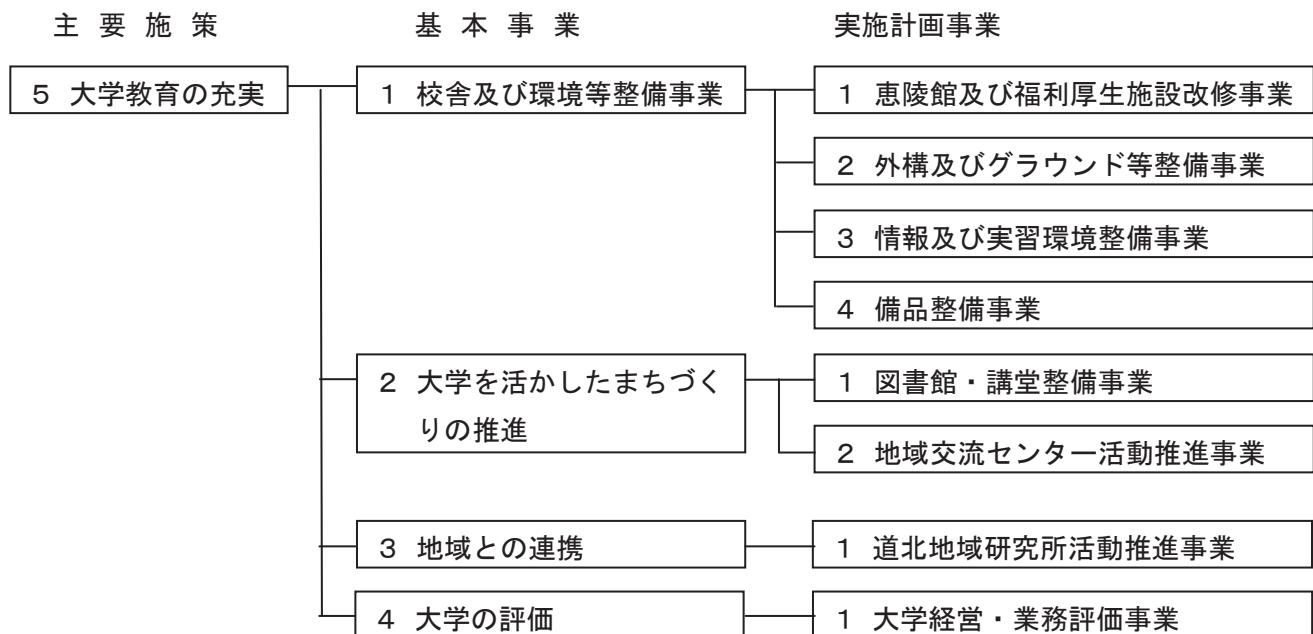
- ◆名寄市立大学短期大学部は、前身である名寄女子短期大学が昭和35年に創設されてから50年の節目を迎えるこれまでに、栄養士、幼稚園及び小、中学校の教員、保育士、看護師など、教育、医療、福祉、その他の分野で活躍する多くの人材を輩出してきました。
短期大学部は平成22年度に第3者評価機関の短期大学認証評価を受審し、短期大学基準に適合しているものと承認を受けました。
- ◆名寄市立大学は平成18年4月に開学し4年制完成年を終え、平成22年3月に保健福祉学部第1期生が卒業し、短期大学開学以来7,200名を超える卒業生を社会に送り出しました。
- ◆名寄市立大学は、本市が設置する自治体立の大学として地域に根ざし、地域に貢献する大学であることを理念の一つとしています。保健・医療・福祉を支える力量を持った人材を育成するとともに、教育や研究の資源を積極的に社会へ還元・転移させる仕組みを創造するなど、その積極的な社会貢献が求められています。
- ◆人口3万人規模の自治体における大学の存在は、まちづくりという点からも貴重なものがあり、「大学を活かしたまちづくり」と「市民とともに発展する大学づくり」という観点を結合しつつ、高等教育機関としての施設・設備の整備・充実を図る必要があります。また、18歳人口が2020年を境に急速に減少することによる入学者の確保対策や長引く景気の低迷による超就職氷河期の時代の中でのより積極的な就職支援など学生に対するさまざまな支援が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆地域性を重視した大学として、施設及び設備の整備・充実に努めます。
- ◆地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できる教育研究の蓄積に努めます。
- ◆地域の生涯学習の拠点となりうる高等教育機関を目指します。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 校舎及び環境等整備事業

◎地域性を重視した高等教育機関として、校舎及び周辺の環境整備を行うとともに、福利厚生施設の整備及び学生の体力増進を図るためのグラウンド等の整備・充実を図ります。

2 大学を活かしたまちづくりの推進

◎大学において蓄積された教育研究等大学の資源を地域経済や地域社会の発展のために活用し、地域及び市民との交流を図り、大学を活かしたまちづくりの推進に努めます。

3 地域との連携

◎大学の持つ機能を活用し、名寄市を中心とした地域課題に協働で取り組み、地域との連携を図ります。

4 大学の評価

◎自己評価及び第三者の評価を実施することにより、評価に耐えうる大学づくりを目指すとともに大学の水準向上を図ります。

〔主な計画事業〕

- 教材備品整備事業
- 学生会館食堂拡張事業
- 図書館・講堂整備事業
- 地域交流センター活動推進事業
- 道北地域研究所活動推進事業
- 恵陵館外壁・屋上改修及び講義室等整備事業

用語解説

※大学認証評価

学校教育法第109条第2項の規定に基づき、全ての大学、短期大学は、教育研究水準の向上に資するため、その教育・研究等の自己点検・評価・公表の状況について、文部科学大臣の認証を受けた第3者評価機関の評価を7年に一度受審し、その結果を公表する。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-6 食育の推進

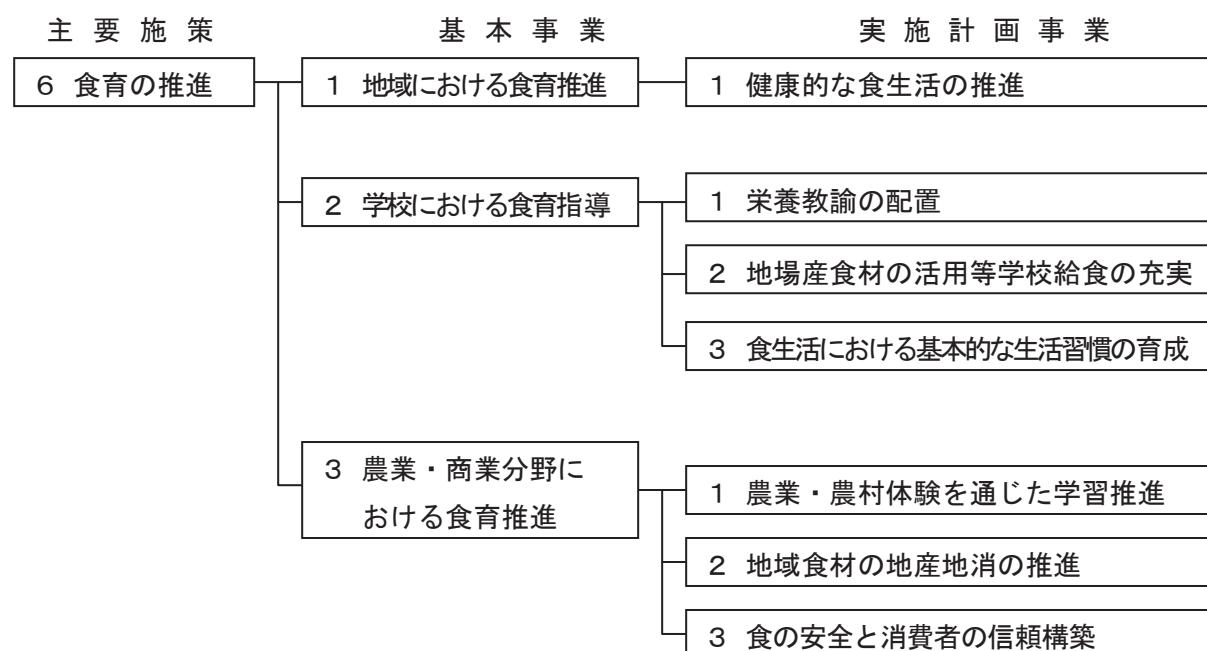
〔現状と課題〕

- ◆社会経済情勢の変化により、家族と食卓を囲む機会が減り、欠食や偏食などの不規則な食事の形態や調理加工食品、外食の利用などの増加に代表される食習慣の乱れが懸念されており、またそのことに起因する「生活習慣病」などの増大が心配されています。
- ◆食育基本法の制定により食育の重要性が一段と高まってきており、市民一人ひとりが健全な食生活を自ら実践し、「食」に関する正しい知識や的確な判断力を主体的に身に付け、健康で豊かな人間性を育むことが求められています。
- ◆本市における地域の特性を活かし、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するために市民それぞれのライフステージに合わせて、家庭・学校・地域や農業・商業が連携し生きる上での基本となる「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践していくことが緊要な課題となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民一人ひとりが「食」についての意識を高め、安全で望ましい食習慣を実践することで心身の健康を増進するとともに、「地産地消」を推進し、豊かな食文化の継承及び発展に寄与する名寄市食育推進計画に基づき、食育の推進に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 地域における食育推進

◎地域においては、食に関わる関係機関・地区組織と連携を図り、一人ひとりが健康的な食生活の実践ができるよう、健康づくりの視点から食育の推進を図ります。特に、妊娠期からの栄養管理や乳幼児期の食生活を円滑に進めていくよう、栄養・食に関する正しい情報を提供し、望ましい食習慣の土台づくりに向けた食育の向上を図ります。

2 学校における食育指導

◎子どもたちの「食」は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎であり、各学校などにおいて栄養指導や食生活の大切さなど、食育指導の中で自然の恩恵や「食」に関する人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めながら、健康で豊かな食生活や食習慣を身につける力を育て、児童生徒の生活リズムの向上を図ります。

3 農業・商業分野における食育推進

◎食育の重要性を啓発するとともに、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築し、農業・農村体験、地域食材の良さを伝える地産地消の推進及び地域食文化の継承、食品の規格表示・安全確保などを通じて市民の食の大切さの理解を図ります。また、環境と調和のとれた安全な食料の生産と消費を推進します。

〔主な計画事業〕

- 栄養相談事業
- 栄養教室・離乳食教室事業
- 食育推進団体連携事業
- 地場産食材の活用等学校給食の充実
- 食生活における基本的な生活習慣の育成
- 産業まつり及び地産地消フェア等のイベントの開催
- グリーンツーリズム推進事業
- 食育に関するフォーラム等の啓発事業

用語解説

※食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを目的に、自らの食について考えたり、食に関する知識や選択する判断力を学び、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

※地産地消

地元で生産した農産物を地元で消費すること。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-7 家庭教育の推進

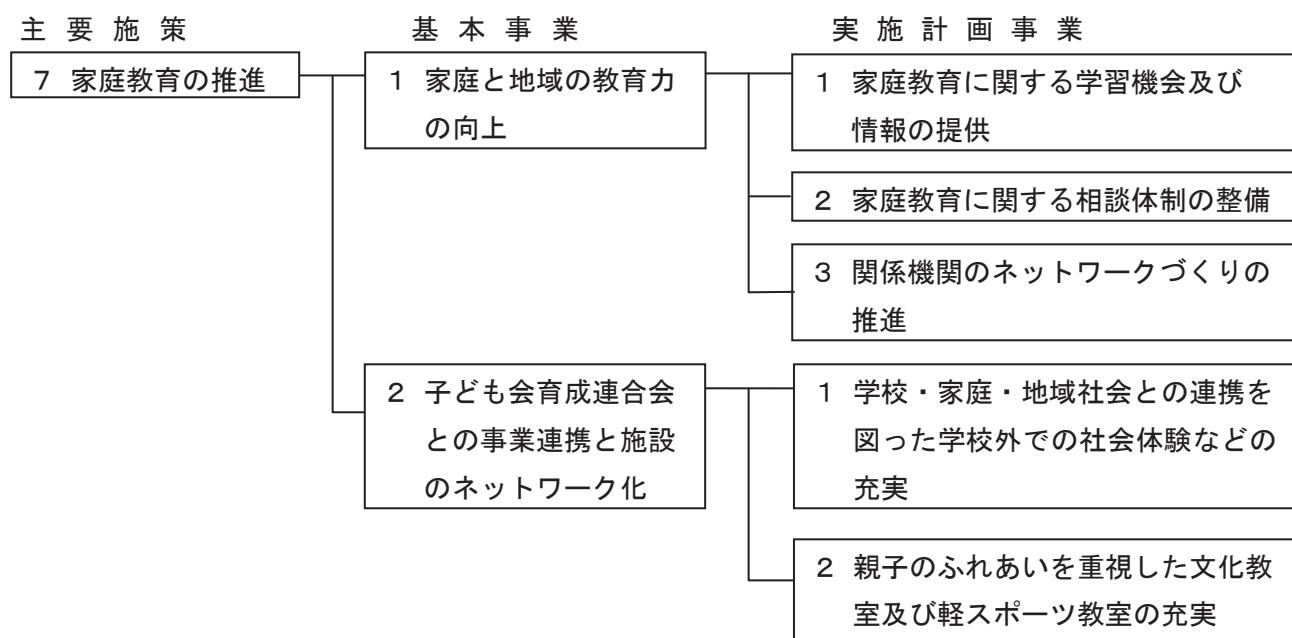
〔現状と課題〕

◆ P T A や公民館が中心となって親の学習機会や情報交換の場を設定していますが、核家族化や少子化傾向の中で家庭教育の充実が急務であり、親子ふれあい体験など家庭教育事業への積極的な参加を促進する機会の充実が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

◆家庭・学校・地域社会、関係機関が連携・協力し合い、子どもの豊かな心を育む「心の教育」を推進するとともに、会話やきずなの強化などを通して、心を伝え合う家庭のあり方を模索する家庭教育の推進に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 家庭と地域の教育力の向上

◎すべての教育の出発点である家庭での教育機能を高めるため、小中学校・幼稚園を単位とした家庭教育学級の機能充実を図り、また、PTAや青少年育成関係団体など地域との連携を進める中から学習活動の充実と学習機会の提供に努めます。

2 子ども会育成連合会との事業連携と施設のネットワーク化

◎事業の実施にはPTAや子ども会育成連合会など関係機関や団体との有機的な連携・協力を図りながら社会参加など地域との関わりをもつ団体活動の奨励・援助に努め、各施設がそれぞれの分野の中心施設として機能を果たし、有機的な結びつきによる学習活動の充実・強化を推進します。

〔主な計画事業〕

- 家庭教育学級事業
- 家庭教育支援事業

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-8 生涯スポーツの振興

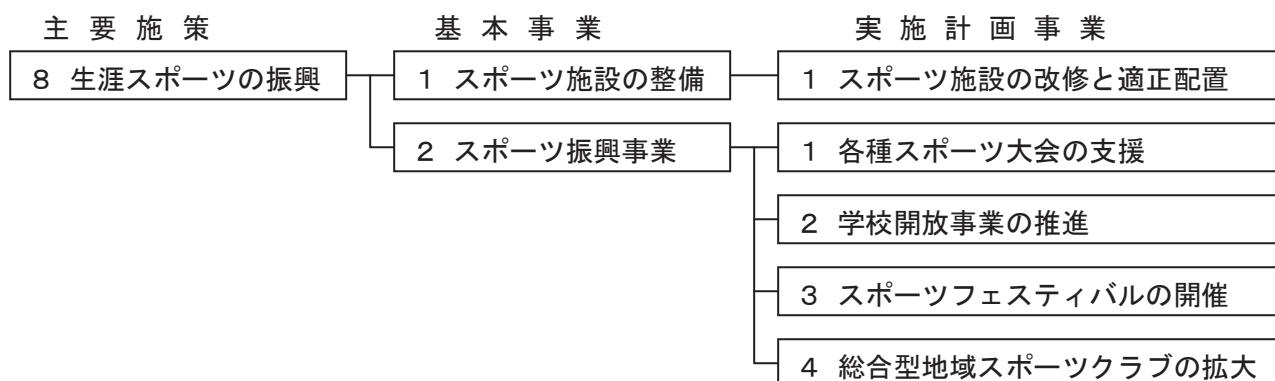
〔現状と課題〕

- ◆スポーツ活動は、健全な心身をつくる上で大きな役割を果たすものであり、気楽に楽しめるものから高いレベルの競技スポーツまで、多種多様な活動の振興を図っています。
- ◆各種スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放事業、スポーツ施設の整備などにより、多くの活動の場を提供しています。
- ◆道立公園サンピラーパーク内に屋内カーリング場が整備され、競技人口の拡大を目指しています。
- ◆名寄市体育協会とも連携を図りながら、憲法記念ロードレース大会などの各種大会やスポーツフェスティバルなどを開催し、スポーツの普及・振興のために「市民皆スポーツ」を目指しています。
- ◆名寄地区の体育施設の運営管理体制は、指定管理者制度を取り入れていますが、風連地区は直営で行っており協議をしていかなければなりません。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深め、健康維持ができるようスポーツ施設の整備・改修や管理運営の充実を図ります。
- ◆スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・各種スポーツ大会の支援・充実などを名寄市体育協会と協力して進めます。
- ◆スポーツ情報の収集・提供に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 スポーツ施設の整備

- ◎スポーツ施設の整備と改修を計画的に行い、スポーツ活動を通じ相互の交流、健康維持ができるよう充実を図るとともに、名寄地区と風連地区の同様の施設について有効な利用方法を検討します。
- ◎スポーツ基本法の基本理念に基づき競技水準の向上を目指し、あわせて障がい者等の利便性の向上を図るため、スポーツ施設の改修について検討します。

2 スポーツ振興事業

- ◎気軽に楽しめるものからレベルの高い競技スポーツまで、各種スポーツ大会を支援します。
- ◎名寄の冬を楽しく暮らす条例の具現化のため、スキー・カーリングなどウィンタースポーツの児童・生徒への普及・振興を図ります。
- ◎学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供します。
- ◎スポーツフェスティバルを開催し、新しいスポーツや軽スポーツ等の紹介を行い、市民に親しめるスポーツ活動を通じ総合的なスポーツ振興を図ります。
- ◎各総合型地域スポーツクラブを支援・協力し、クラブの拡大を図ります。

〔主な計画事業〕

- 名寄市テニスコート改修事業
- 市営風連スキー場リフト改修・ジャンプ台撤去事業
- 風連東地区運動広場整備事業
- 風連B & G海洋センター・改善センター施設整備事業
- 名寄ピヤシリシャンツエ整備事業
- 智恵文プール施設改修事業
- スポーツセンター設備改修事業
- 名寄市営球場施設改修事業
- 市営スケートリンク移設事業

用語解説

※指定管理者制度

地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。

※総合型地域スポーツクラブ

子どもから大人まで、あらゆる年代の愛好者がさまざまなスポーツを楽しみ、親睦を図る目的のクラブ。

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-9 青少年の健全育成

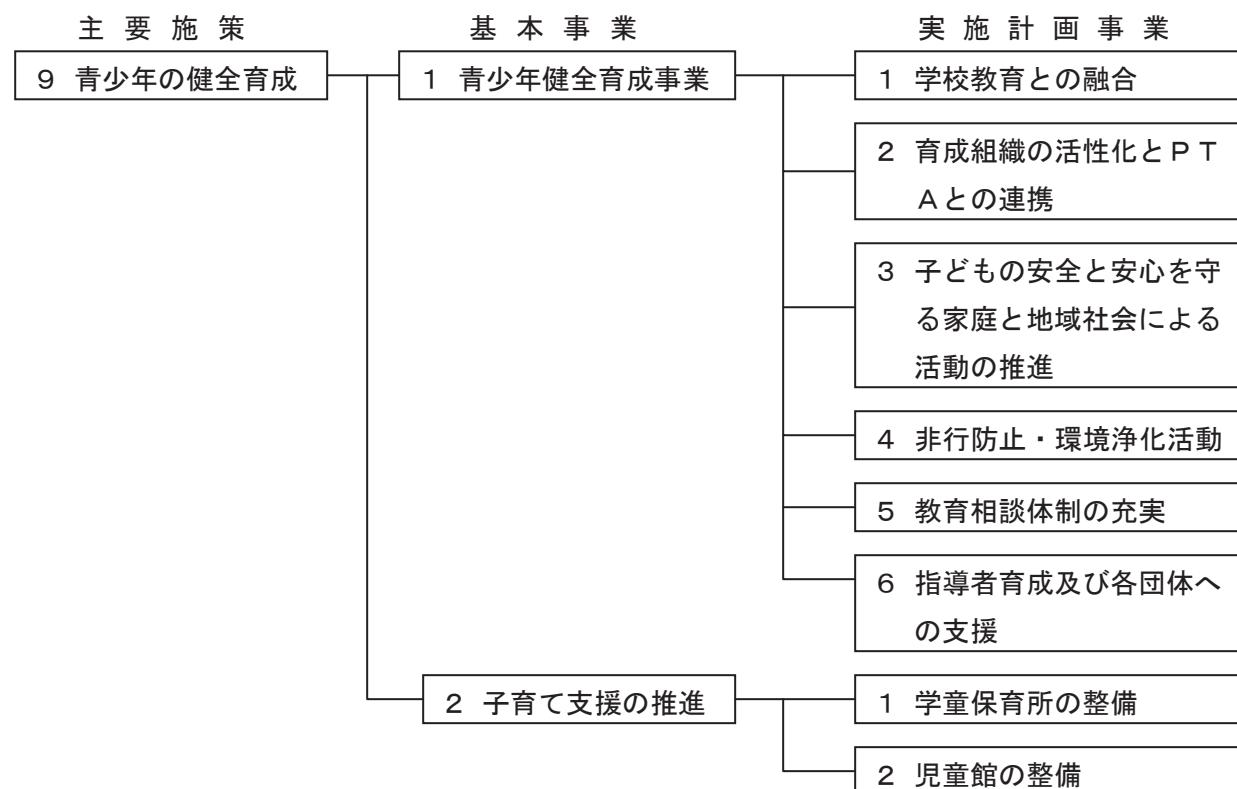
〔現状と課題〕

- ◆近年の少子化においては、地域との関わりや集団に対する帰属意識の低下がみられ、少年の基礎的な生活体験の不足が顕著になっているため、団体活動や自然体験学習の推進が必要です。
- ◆教育相談センターにおいては、電話相談で保護者等の大人の割合が高くなっています。また、不登校の原因が多様化する児童生徒においては、長期化する前の対応を重視し、家庭や関係機関が情報を共有してサポート体制を図り対応することが重要になっています。
- ◆児童館においては、風連児童会館と名寄市児童センターが設置されており、子どもの安全で安心な居場所として施設整備を実施していますが、老朽化した児童センターの新設についても検討を要します。
- ◆放課後児童クラブにおいては、各学校内に専用スペースが無く増設が望めないことから、待機児童の解消に向けて民間2カ所と公立2カ所の施設改修を行い受け入れ体制を整えました。今後、子どもの少子化が進むことから、現在の施設を運用しながら、小学校区再編に合わせた児童クラブの整備も必要になります。また、民間と公立の保育料金格差の是正などの対応が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆家庭・学校・地域・行政が一体となった青少年健全育成体制を整備し、健全な社会環境づくりの活動を推進するとともに、体験交流活動や社会活動への参加を促進し、団体や指導者の育成に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 青少年健全育成事業

- ◎未来をつくる青少年が心の豊かさや生きる力、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、より良い環境を整えることが求められています。
- ◎教育委員会と子ども会育成連合会との共催によるスポーツ・文化・レクリエーション事業などを実施し、学校外活動を推進します。また、単位子ども会の活動が困難になっている地域の子どもが参加交流できる施設や自然を活かした体験学習を推進します。
- ◎社会が多様化する中で、さまざまな悩みの受け皿が必要とされていることから、教育相談体制の充実を図っていきます。

2 子育て支援の推進

- ◎児童館や放課後児童クラブなどの安心で安全な場所での子育て支援の充実を図ります。

〔主な計画事業〕

- 民間放課後児童クラブ利用促進事業
- 成人式開催事業
- 子どもの体験学習事業
- 学校、P T A連合会、子ども会育成連合会との連携
- 子どもの安心安全を守る活動推進
- 青少年非行防止活動
- 学校再編成後の放課後児童クラブの建設

V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

V-10 地域文化の継承と創造

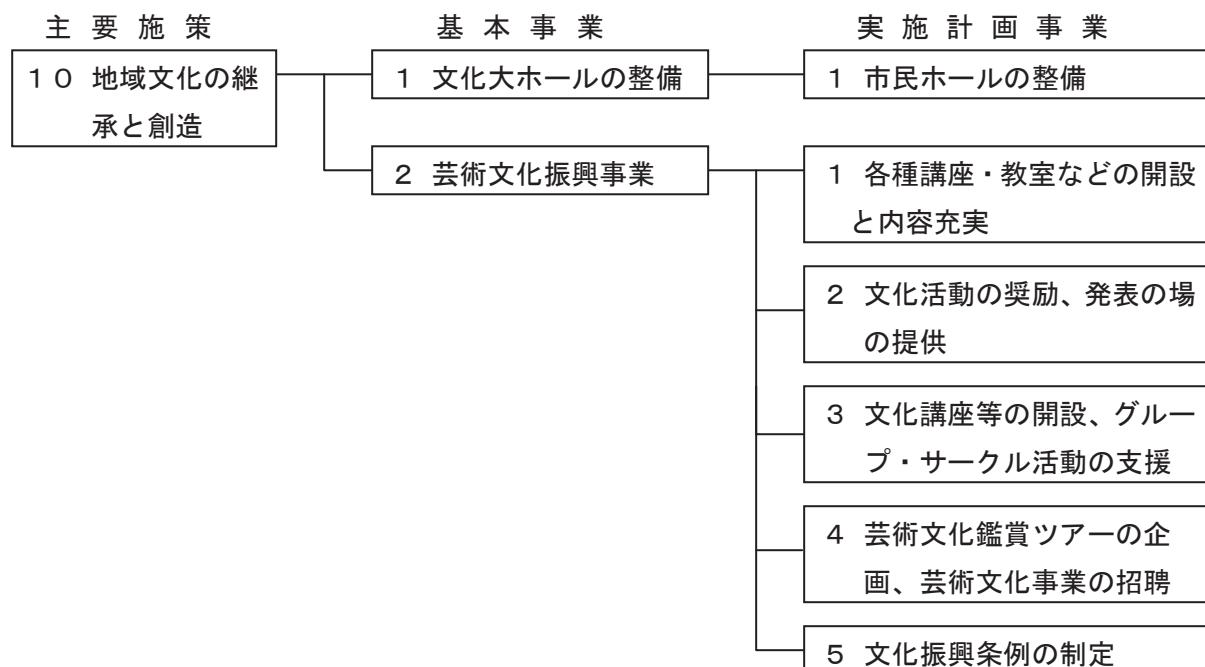
〔現状と課題〕

- ◆過疎化や高齢化の進行に伴う後継者不足が深刻な状況にあり、併せて地域文化に対する認識が不足していることから、伝統芸能の継承が進んでいません。今後、文化サークルの育成を推進し、伝統芸能の継承のあり方、文化財の保存・活用の方策を見い出していくことが重要となっています。
- ◆旧名寄市の第3次総合計画の三大事業の一つであった市民文化センター大ホールの整備については、市民会館の老朽化に伴いその代替施設として、市民ホール機能を持つ芸術文化の拠点として市民文化センター隣接地に建設することとなりましたが、財政状況が厳しい中、多様化する市民ニーズをどう捉えるかなど、文化施設としてのホールの機能や規模などに加えて建設後の施設運営方法及び企画等を検討する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆文化施設の整備、団体育成や文化・芸術鑑賞会及び発表会の充実を図るとともに、活動の活性化などを促進する総合的な環境整備に努めます。
- ◆有形・無形の貴重な文化財などの調査や保存及び活用を図り、歴史・文化に親しむ場や機会の提供に努めます。

〔施策の体系〕



V 心豊かな人と文化を育むまちづくり

〔基本事業〕

1 文化大ホールの整備

◎文化大ホールの建設については、これまでに多くの市民や団体から、夢と期待を込めた寄附が寄せられ、それらを基金として積み立てています。これらの経緯や市民の熱意、さまざまな社会状況などを考慮しながら、今後建設する施設を「市民ホール」とし、地域文化活動の拠点として、その規模や機能更には施設運営方法及び企画等について、将来の市の財政状況を考慮し検討を進めます。

2 芸術文化振興事業

◎地域の芸術活動の担い手である団体・グループの創作・発表活動など自主的な諸活動に対して支援するとともに、文化団体の育成に努めます。

活発な文化活動を推進するためには、質の高い優れた芸術にふれる機会の充実が必要であり、近隣市町村との広域ネットワークを活用した芸術文化鑑賞機会の提供・充実に努めます。

〔主な計画事業〕

- 市民文化祭事業
- 芸術文化鑑賞ツアー
- （仮称）市民ホール建設事業